

【論文 24】

迦絺那衣 (*kaṭhina*) の研究

森 章司

はじめに	075
【1】 問題の所在	077
【2】 迦絺那という言葉	096
【3】 迦絺那衣が許された因縁	099
【4】 迦絺那衣を払げる (受ける) ための羯磨	106
【5】 迦絺那衣を払げる (受ける) ことのできる期間	122
【6】 迦絺那衣を払げる (受ける) ことが成立する条件	128
【7】 迦絺那衣の捨	135
【8】 迦絺那衣に相応する 5 つの功德	149
まとめ	182

はじめに

[1] 本稿は【論文 23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」に続く、その姉妹編ともいえるべき「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一年」を書きたいと考えて着手したものである。

「一日」もそうであったが「一年」も、筆者の中ではすでにイメージができ上がっていて、ホームページ (<http://www.sakya-muni.jp/>) の「現地調査報告など」のなかに掲載してある【文書 03】森章司「『シンポジウム 釈尊はどのような生活をされていたか—スーマナサーラ長老とともに考える』基調報告 (2002年12月)」<sup>(1)</sup> においてもこれについてふれてある。

実はこれまでもこの「モノグラフ」誌上において発表してきた、摩訶迦葉、マハーパジャーパティー・ゴータミーや提婆達多などの個人史とコーサンビーの仏教史などを執筆する際<sup>(2)</sup> や、諸事が整わないのでいまだ内部文書に留まっているが、一昨年 (2010年) の11月に、それまで17年もの長きに亘ってこの「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」の補助を続けてくださっていた中央学術研究所の補助が終了した時に、その成果報告とお礼の意味を兼ねて、『釈尊および釈尊教団史年表』と『釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録』（「第Ⅰ部 説時による目録」全4冊、「第Ⅱ部 回想・参考記事による目録」全1冊）を提出させていただいたのであるが、これらの基礎となる年代推定を行った際にも、これら1日の生活や1年の生活が、その基礎となっていたのである。

識者の中には原始仏教聖典に基づいて、このような具体的な年代が分かるはずはないとお考えになる方もおられるかもしれないので、その方法論を簡単に紹介しておこう。その基本は「モノグラフ」の第1号 (1999年7月) に掲載した【論文 1】「『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』の目的と方法論」に書き、また具体的なことは【論文 23】にも書いた

ところであるが、より大きな視点からいうならば、われわれの研究は、

- (1) 情報を正確に読み取るための「基礎研究」
- (2) 年代記のメルクマールとなる「事績の年代研究」
- (3) 1つ1つの情報を年代記中に位置づけるための「釈尊教団形成史の研究」
- (4) 断片的な情報の背後を読み解くための「釈尊と仏弟子たちの生活パターン研究」

の4つを柱としているとあってよい。

「基礎研究」というのは、仏伝経典を初めとする仏伝資料を網羅的に収集整理することはもちろん、釈尊時代のインドの暦法とか年齢の数え方、釈尊時代のインド人の就学・結婚などの平均（標準）年齢などの研究や、原始仏教聖典のすべてを対象として、1つ1つの経が「どこ」を舞台にして、そこに「誰」が登場し、釈尊や彼らが「何」をしたかの資料化などであり、これらをもとに原始仏教聖典に記されているさまざまな情報を正確に読み取ろうとするものである。

また「事績の年代研究」というのは、祇園精舎の建設年とか提婆達多の破僧年など個々の事績の年代推定であり、また釈尊の一生の大枠を知るためのもっとも貴重な材料となるべき「釈尊の雨安居地」の研究などであって、これらは言うまでもなく釈尊や仏弟子たちの伝記の核となるべきものであるからである。

次の「釈尊教団形成史の研究」は、サンガの形成やサンガの運営方法を含む法体系は、例えば建物を建てる時には基礎を固め、土台を築き、柱と梁を立て、壁を作り、棟を通して屋根を葺くという具合に、順次に体系的に積み上がって初めて完成するものであり、釈尊の年代記をこのサンガの形成史や法体系の形成史と重ね合わせると合理的なものとなると考えて特に力を入れた。この総合研究が当初から、原始仏教聖典によって「釈尊の生涯」と「釈尊教団形成史」のイメージを再構築することを目指したのはこのためである<sup>(3)</sup>。

そして第4の柱が「釈尊と仏弟子たちの生活パターン研究」であって、これは上記のような研究によって明らかになった個々の事績の年代と年代をつなぎあわせ、例えば「釈尊はコーサンビーで雨安居を過ごしてから舎衛城に向けて出発された」といったさり気ない経典の記述の行間を埋めるための研究とあってよいであろう。1日の積み重なりが1年になり、1年の積み重なりが一生となるのであって、したがって釈尊や仏弟子たちがどのような一日を送り、どのような一年を送ったかがわかれば、釈尊の一生や仏弟子たちの一生をリアルに想像することができるようになるからである。そのために今までに釈尊や仏弟子たちの遊行のあり方や、1日の移動距離を知る手掛かりとなる由旬（ヨージャナ）や、釈尊当時の社会状況を知るために漠然と「国」と訳されることの多い‘janapada’と‘raṭṭha’の研究などを行ったのであるが、今号の「モノグラフ」のテーマとしようとした「一日」と「一年」がまさしくこの研究を代表するものといってよい。

- (1) このシンポジウムは日本テラワダ仏教協会のアルボムッレ・スマナサーラ長老を迎えて、中央学術研究所の主催により2002年12月13日に普門館・国際会議室において催された。
- (2) 【論文8】摩訶迦葉 (*Mahākassapa*) の研究 (第9号 2004年5月)、【論文10】*Mahāpajāpati Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成 (第10号 2005年4月)、【論文11】提婆達多 (*Devadatta*) の研究 (第11号 2006年10月)、【論文19】コーサンビーの仏

教 (第 14 号 2009 年 5 月) を参照されたい。

(3) 『モノグラフ』第 1 号 (1999 年 7 月) p.002 参照

[2] しかしながら改めて作業をしてみると、釈尊や仏弟子たちの 1 年については、先の基調報告に書いたこと以上にあまりつけ足す必要がないことが分かった。そこで以前から今までの推論をより確かなものにするためには迦絺那衣を調査する必要性を感じていたので、テーマを切り替えて迦絺那衣を主題とすることにしたのである。お恥ずかしいことに筆者の中では、迦絺那衣のことはあまりよく理解できていなかったからである。

迦絺那衣は言うまでもなく雨安居を過ごした後に、布施された布で作る衣のことであって、これが主に記されているのは律蔵の「迦絺那衣韃度」である。しかし【1】の「問題の所在」で整理するように、迦絺那衣については今なお学界においても、各論はもちろん総論的なところからしてよく分かっていないといつてよいであろう。いやそれ以上に、調査をすればするほど渾沌としてきて、一時は漢訳律蔵の翻訳者たちもよく分からないまま翻訳したのではないかと疑いたくなるほどであった。それでも今はそれなりにすっきりとした理解ができていて、分かってみれば何だと思いたくもなるが、この結論のみを提出しても、あるいは本当にそうだろうかと疑念をもたれる方もありそうであるから、本稿では筆者の葛藤の経過をそのまま正直に提示させていただくことにした。律蔵の文章を紹介する時にはできるだけ簡潔にと考えたが、必ずしもそうはならなかったのは、読者諸賢にもぜひ律蔵の文章を検証していただき、ご意見やご批判をいただきたいからである。

## 【1】問題の所在

[1] まず用語について確認しておきたい。

[1-1] パーリ語とサンスクリット語の ‘kaṭhina’ の漢訳語は、『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』ともに「迦絺那衣」という音写語を用い、『根本説一切有部律』のみが「羯恥那衣」という音写語を用いている。『四分律』は「功德衣」という意識語を用いることもある。ちなみにパーリ語からの和訳である「南伝大蔵経」も「迦絺那衣」を用いている。本稿でも律蔵の記述を紹介する時には当該律蔵の用語を用いることは言うまでもないが、筆者の文章中においては「迦絺那衣」を用いる。

なお ‘kaṭhina’ は PTS の T. W. Rhys Davids と William Stede 編の *Pāli-English Dictionary* (以下『PTS パーリ語辞典』という) では、① (adj.) hard, firm, stiff, ② (nt.) the cotton cloth which was annually supplied by the laity to the bhikkhus for the purpose of making robes という訳語がつけられている。ここで扱うのはいうまでもなく②の意味での ‘kaṭhina’ であるが、現時点ではこれが①の意味とどのように関連するのかわからない。

また漢訳語などにはすべて迦絺那衣として「衣」の語を入れているが、パーリ語では常に ‘kaṭhina’ であって、たとえば ‘kaṭhina-civara’ などと表現されることはない (ただし *Aṭṭhakathā* においては使われている。 *Samantapāsādikā* pp.1107, 1109 など)。しかし

例えば僧伽梨 (saṃghāṭi) や鬱多羅僧 (uttarāsaṅga) や安陀会 (anataravāsaka) には cīvara がなくとも重「衣」や上「衣」や内「衣」を表わすように、‘kaṭhina’ もこれだけで迦絺那「衣」を表わすと考えておく<sup>(1)</sup>。なお本稿ではこの三衣に言及することが多いが、筆者の文章中ではこの三衣を「重衣」「上衣」「內衣」と表記する。

- (1) 本稿は衣に関する論考であるので、三衣について解説しておく。僧伽梨は重衣とも大衣ともいい、2重に作られたいわば外套のようなもので、日本の僧侶のつける袈裟に相当する。勤行の時などには着用するが、普段は着用せず、寒い時には布団代わりに用いる。外出の時などは左肩にかける。鬱多羅僧は上衣といい、肩から膝の全身を覆うように着用する。日本の僧侶のつける衣に相当する。安陀会は內衣とか下衣といい、いわば腰巻きであって、下半身を覆うために着用する。

いずれも布を割截して四角い布の断片とし、これを縫い合わせて一枚の四角い布にしたもので、これは布の価値をなからしめて、盗賊の難を免れんがためと説明されている。四角い布の断片は、幅は同じであるが長さを長いものと短いものにつくり、これを縦に一長一短とか、九長一短のように組み合わせて縫ったものを条といい、これをさらに横に五条とか七条とか十五条などに縫い合わせて作る。ブッダが田んぼが整然と畔で区切られているのを見て定められたとされる。『ビルマ仏教—その実態と修行—』(昭和50年3月 大蔵出版社)の著者の生野善応氏がビルマにおいて出家修行された時に着用された三衣は、鬱多羅僧は九長一短の十五条で横は253cm、縦は195cm、鬱多羅僧は一長一短の五条で横は245cm、縦は200cm、安陀会も一長一短の五条で横は245cm、縦は108cmであったという。僧伽梨には21条や25条のものもあり、鬱多羅僧や安陀会には7条のものもあるという。

(p.149) 平川彰『二百五十戒の研究II』(「平川彰著作集」第15巻 1993年11月 春秋社) pp.057、102も参照されたい。

[1-2] ‘kaṭhina’に関連する語も紹介しておく。

kaṭhinaを作るための材料となる布地あるいは布片、すなわち「衣材」は『パーリ律』では‘kaṭhinadussa’と呼ばれる。これを『五分律』は「迦絺那衣物」、『僧祇律』は「迦絺那衣財」とするが、その他の律蔵にはこれに相当する語は見あたらない。われわれの感覚からは仕立て上げられた三衣としての「衣」と、その材料になる「布地」は別のものであるが、律蔵ではこの両者はともに‘cīvara’であって、区別されないのが普通である。‘kaṭhina’も同様であって、‘kaṭhinadussa’や「迦絺那衣物」あるいは「迦絺那衣財」などの用語を有する『パーリ律』や『五分律』『僧祇律』などにおいても、これら材料を表わす用語はほとんど用いられることはなく、通常には‘kaṭhina’ないしは迦絺那衣が用いられ、これはでき上がった迦絺那衣とともにその衣材をも意味する。比丘・比丘尼らの着る三衣は布地を大小の四角の布片に裁断してこれを縫い合わせたものであるが、でき上がったものも四角い一枚の布であるから、衣の材料としての布地と形体上は変わらないからかもしれない。

また『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』など多くの漢訳律が「迦絺那衣を受ける」と訳し、南伝大蔵経の訳者たちも「迦絺那衣を受ける」と訳すパーリ語の原語は、‘kaṭhinam attharati’であって、‘attharati’は『PTS パーリ語辞書』では、to spread, to cover, to spread out; stretch, lay out という訳語が与えられている。ちなみに『パーリ律』の英訳者の I. B. Horner 氏は ‘to make up kaṭhina-cloth’ と訳している<sup>(1)</sup>。『根本有部律』は「羯恥那衣を張る」とするからこれが原義に近いのであろう。

漢訳律藏の訳者たちがなぜこの語を「受ける」と訳するのか、『根本有部律』の「張る」、パーリ語の原意である *spread* などがどのような意味を有するのかについては後に考察するが、本稿の筆者の文章中ではとりあえず「迦絺那を掲げる」という言葉を用い、漢訳律の文脈では「迦絺那衣を受ける」という言葉を用いることとする。

また漢訳律では「迦絺那衣の捨」あるいはごくまれには「迦絺那衣の失」「迦絺那衣の出」と訳されている ‘*ubbhataṃ hoti kaṭhinam*’ という言葉は、南伝でも「迦絺那衣の捨」という語を用いている。‘*ubbhata*’ は *uddharati* の過去分詞で、*uddharati* は *ud+√dhr* が語源であり、水野弘元『増補改訂パーリ語辞典』（2005年2月 春秋社）では「揚げる」「上げる」「取り除く」「引き抜く」という訳語が与えられている。*ud+*は「上方」を表わす接頭辞で、*√dhr* は「保持する」「持続する」「存続する」を意味し、そもそも *dhamma* の語源でもある。I. B. Horner 氏はこれを ‘*the removal of the kaṭhina (privileges)*’ と英訳している<sup>(2)</sup>。したがって本来の ‘*ubbhata*’ の意味には「捨」とか「失」「出」などの意味合いはないように思われるが、なぜこの語に上記のような訳語が与えられたのか、そもそも迦絺那衣を *uddharati* するというのはどういうことかを検討しなければならないが、本稿でもとりあえずこの語は「迦絺那衣の捨」ないしは「迦絺那衣を捨す」「迦絺那衣を捨てる」などと表現することにしておく。

(1) *Book of the Discipline, Part 4* (Sacred Books of the Buddhist, vol.14 London, 1971)  
p.352 他

(2) *ibid* p.358 他

[1-3] 実は迦絺那衣に係る上記のような訳語が思いもかけない誤解を招く原因となっているかもしれないのであるが、本稿ではとりあえず上記のようなことばを用い、以下の論述においてはこれらのことばの本来の意味についても考えつつ進めることにしたい。

[2] 問題の所在をはっきりさせるために、まず仏教辞書が迦絺那衣をどのように解説しているかを調べてみよう。筆者が注意すべきと考える部分を太字とした。(数字は算用数字に変え、文献名には『』を付した。以下同じ。)

[2-1] まず最初に一般的なしかし代表的な仏教辞典の解説の全文である。

『[新版] 仏教学辞典』（法蔵館 1995年4月、旧版は1955年。以下『法蔵館』という）の「迦絺那衣かちなえ」の項には、

迦絺那は(梵)カティナ *kaṭhina* の音写。堅衣、功德衣と訳す。安居あんごが終わってから4ヵ月または5ヵ月だけ着用する事を許される臨時の衣服で、その間はある種の戒律が緩和されるしるしとして用いる。またスリランカなどでは安居中に用いる。これを製るのには人から施された材料で、1日の間に製らなければならないことになっている。

とされ、『岩波仏教辞典』（岩波書店、1989年12月。以下『岩波』という）の「功德衣くどくえ」の項には、

(堅固衣けんごえ) ともいう。サンスクリット語の *kaṭhina* が功德・堅固と訳される。また、迦絺那と音写されるので、功德衣は(迦絺那衣かちなえ)ともいう。3ヵ月の安居あんごの間、修行に精励した比丘びくに供養くようされる衣で、安居終了後、5ヵ月の間だ

け所持することを許された。この功德衣を受けたものには、**5種の功德(特典)**が与えられた。

とされている。また 中村元著『仏教語大辞典』(東京書籍、昭和50年2月。以下『中村』という)の「迦絺那衣かちなえ」の項では、

迦絺那は(S)(P) *kathina* の音写で、漢訳では堅固・功德。この衣を功德衣・堅固衣と漢訳する。安居の3か月の間精励した比丘に賞与として与えられる衣。安居のあと、特別に受けることを許された。その期間は**安居終了後5か月間で、すなわち12月15日までたもちうるが、16日にはこれを捨てなければならない**。この衣を所持する者には**5か条の特典**が与えられる。(『四分律』大正22巻602上) (『十誦律』大正23巻30中)「捨迦絺那衣」(迦絺那衣の所有権を捨てたとき。この棄権について八つの事がらが説かれている。) (『五分戒本』大正22巻196上: *Vinaya. Mahāvagga VII*) とされている。

以上をまとめてみると次のようになろう。

- (1) 迦絺那衣は安居が終わってから4ヵ月ないしは5ヵ月の間だけ着用が許される衣で、その期間が終わると捨てなければならない。
- (2) 『法蔵館』では、迦絺那衣は「ある種の戒律が緩和されるしるしとして用いる」「臨時の衣服」としているから、通常の三衣とは別の特殊な形状をした衣であると考えているのであろうか。他の辞書にはこのような趣旨は明確ではないが、特定の期間のみに着用が許されるというのであるから、通常の衣とは異なる衣をイメージしているのであろう。通常の三衣の形状については、[1-1]の註(1)を参照されたい。
- (3) 迦絺那衣を受けた者ないしは所持する者には5種の功德(特典)が与えられる。この功德とは「ある種の戒律が緩和される」ということである。
- (4) 『法蔵館』には、この衣は「1日の間に製らなければならない」とされている。
- (5) これも『法蔵館』だけの解説であるが、「スリランカなどでは安居中に用いる」とされている。ただしこれは次に紹介する『望月仏教大辞典』に影響されたもののものであって、[2-7]のスリランカの迦絺那衣を紹介するところからも明らかであるが、これは誤解といってよいであろう。

[2-2] 以上の一般的な仏教辞典の解説は、より大部の専門的な仏教辞書に依っている可能性があるため、次にこのような辞書の解説を紹介しておく。

『望月仏教大辞典』(世界聖典刊行協会、第1巻は昭和8年12月。以下『望月』という)の「迦絺那衣カチナエ」の項には次のように解説されている。要点のみを摘記する(数字は算用数字に、文献名には『』を付した)。

迦絺那 *kathina* は梵名。巴梨名同じ。西蔵名 *brkyañ* 又迦鄰那、あるいは羯恥那に作る。堅き、困難なる、又は劇しきの義。普通に功德衣と称するものにして、安居の後、**或る期間を限りて用ふる一種の便衣**を云ふ。

(『四分律行事鈔』を引用する中に次の文章がある)「……古翻に賞善罰惡衣となすは、前安居の人を賞し、**後安居は得ざればなり**。亦功德衣と名づく。僧衆同じく此の衣を受くれば、便ち五利の功德を招くを以てなり」

(『四分律』巻43などによって) 並に**即日**に之を製せしめて宿を経ることを許さず。『善見律毘婆沙』第18に「若し衣未だ成らずんば(即日)、応に一切の比丘を喚んで共に成すべし。道徳を説きて留難をなすことを得ざれ。唯だ病者を除く」と云へる是れなり。

其の時限は、前安居の人は7月16日に受け、若し事縁及ばずんば則ち8月15日に至る。之を過ぐれば受くることを得ず。共に12月15日に羯磨を用ひて捨す。故に7月16日に受けたる者は150日の利を得、8月15日に受けたる者は120日の利を得。**其の利に5種あり**。『四分律』第43に、1に長衣を蓄ふるを得、2に衣を離れて宿するを得、3に別衆食を得、4に展転食を得、5に食前食後、比丘に嘱せずして聚落に入ることを得と云へる是れなり。是れ蓋し総じて8罪を開す。所謂第1に3罪、第2に2罪、余は各1罪なり。他部には亦異説なきに非ず。又南方錫蘭等に於ては、**迦絺那衣は安居中、僧伽梨等汚損せるが為に、之を浣染するの間、被る所の一種の便衣にして、精製せざる綿衣を以て1日1夜間に調製せるものなりとなせり**。

また龍谷大学編纂『仏教大辞彙』(富山房、第1巻は大正3年5月、再版昭和47年10月。以下『龍谷』という)は漢訳律蔵の記述の紹介が主であるが、その「迦絺那衣カチナエ」の項の解説を摘記する。

kaṭhina 比丘衆夏安居げあんごを終りて後、一定期間のみ用ふる便服。或は羯恥那・迦那那等に作る。堅実の義なるも通常功德衣くどくえと翻ず。『四分律』巻43(迦絺那衣捷度)に依るに、……**即日**に成就し、宿を経るを得ず、邪命を以て得ず、諂曲を以て得ず、激発を以て得ず、四周に縁ありて五条に十隔をなすべしとせり。『五分律』巻22に其使用の期間を定め、**迦絺那衣を受くるに30日あり、捨つるに30日あり**、若し前安居ならば7月16日に受くれば11月15日に至りて捨て、若し7月16日乃至8月15日に受くれば11月16日乃至12月14日に至りて捨つ。若し**後安居**ならば8月16日に受くれば12月15日に至りて捨つ、若し衣時竟れば応に白二羯磨こんまして捨つべしとし、4ヶ月120日間と定めたり。『四分律』巻43には**此衣を用ふることより生ずる五利**を挙げ「功德衣を受け已れば五事を得、何等を五とす、長衣を蓄ふることを得、衣を離れて宿す、衆に別れて食す、展転して食す、食前食後に比丘に嘱せずして聚落じゅうらくに入る」とせり。是れ功德衣の名ある所以なり。

前項でまとめた一般的な仏教辞書の迦絺那衣に関する解説中に含まれる5項目は、すべてこれらの大辞典の解説中に含まれている。ただし5つの功德についてはそれが具体的に示されている。

なお『望月』では、後安居は得られないという『四分律行事鈔』の文章を紹介し、したがってこれを用いることのできる期間を7月16日に受けた者も8月15日に受けた者も12月15日に捨すとしている。これに対して『龍谷』は後安居も受けることができるという『五分律』を紹介し、前安居の7月16日に受けた者は11月15日に捨て、8月15日に受けた者は12月14日に捨て、後安居の8月16日に受けた者は12月15日に捨てる、としているから、基づく文献が異なるとはいえ、理解に相違があったと云ってよいであろう。

[2-3] 次に日本の代表的な律ないしは律蔵研究者の著書のなかから、迦絺那衣についての見解を紹介する。ただし細かな議論は各論において紹介するとして、ここでは迦絺那衣に

ついでに総論的な見解のみに限定する。

まず佐藤密雄著の『原始仏教教団の研究』（山喜房仏書林、昭和38年3月。以下『佐藤』という）<sup>(1)</sup> から注意すべき文章を抜粋する。

前安居ならば7月14日に、後安居ならば8月の14日に布薩があり、15日は自恣で安居を閉じ、16日に迦絺那衣の式をする。

安居が15日に自恣に依って閉じられると、ただちに衣の分配であるが、その時に迦絺那衣式が行われる。……比丘達の各住処 (āvāsa) で処分することのできる衣材が貯えられてある。これを与えるのであるが、……

（『善見律毘婆沙』が後安居人は迦絺那衣を受けることができないという文章を紹介した後）但し各律ともに迦絺那衣鍵度には、前安居のもののみを与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に7月16日以後8月15日までの間に得ることを記している。従って前安居のものも後安居のものもこれを得ることが出来る。

迦絺那衣は即日来のもので信者が早朝に施入して、施を受けた僧伽では即日に仕立て上げるものである。そこで施入があると、破衣の比丘を作衣の比丘に選んで、白二羯磨でそのものにこの衣料が与えられる。その与えられた比丘は、その日のうちにこれを浣染打縫して、内衣なり外衣なり下衣なりに仕立てなくてはならないのであるが、そのためには他の比丘も手伝い、間に合わざる時は長老比丘も参加して仕立てるのである。衣に仕上がると迦絺那衣式 (kaṭhinatthāra= 迦絺那衣展示) を行うのであるが、この時はまず作衣の比丘が自己の破衣を側に置いて、作衣の1つを取り上げて「この上衣 (下衣・外衣) に依って私は迦絺那を展示する (imāyā saṃghātiyā kaṭhinaṃ atthārāmi) と述べ、他の残る衣をば指して「これは長老に適す」と言い、次に「これは新発意比丘に適す」と言い、長老比丘と新比丘とを指示しただけで、全比丘の黙認を求めるのである。即ち衣も衣の指定もすべて儀式としてなされるのであって実際に衣が迦絺那衣を受くべき全比丘に行きわたるのではない。但し迦絺那衣に伴って与えられる特権は、その式に列したのものには全部与えられるし、この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日に作衣して古衣を棄てそれを着するを得る。

迦絺那を受けた者は、衣時と同様に5つの特権が与えられる。

元来迦絺那衣は、三衣が破損したものがこれを新調する間の応急衣である。応急であるから即日に仕上げ、これを着している間は三衣はないから離衣宿戒を除外し、合わせて作衣と同様に作衣の便のために他の4つの戒の除外を認めるのである。

迦絺那衣の授与はいま見たように安居から以後12月15日迄事実上の衣時の延長となるのである。然し迦絺那衣の特権はその住処に於いてのみ通用するのである。その住処の境外に出ずれば迦絺那衣を捨する (特権を失う) ことになるのである。

迦絺那衣を受けて住することは、安居の後、7月15日に自恣した者はその後5箇月、8月15日に自恣した者はその後4箇月をその同一住処に、離衣宿等の特権を持って、即ち衣と食との禁をゆるめられて住することになる。

迦絺那衣は……律藏では単に安居精勤の賞として与えられるもので、1日で作り上げ

る五条七条等の衣である。前安居の終わった7月16日から12月15日迄これを受持、即ちそれを用いることが認められるものである。そしてこの衣の受持を認められたものは、……5つの特典が許されてある。

以上の佐藤氏の記述をまとめると次のようになろうか。

- (1) サンガは前安居、後安居ともに自恣の翌日すなわち16日に、その日1日のうちに仕立て上げられた迦絺那衣を比丘らに配分する儀式すなわち迦絺那衣式を行う。
- (2) この儀式を行うと、これに参加した者は作衣の便のために、衣時と同じ5つの特典を認められる。この特典は12月15日までの最大5ヵ月間保持されるが、住処の境界外に出ると失われる。
- (3) 迦絺那衣は、三衣が破損したものがこれを新調する間の応急衣であり、7月16日から12月15日迄これを受け、用いることが認められる。

佐藤氏は、迦絺那衣を上衣(下衣・外衣)に作るとされているから、形体上は三衣と同じものと考えておられるのであろう。しかし三衣を作製する間の応急衣ともいわれ、「7月16日から12月15日迄これを受け、用いることが認められる」とされているから、5ヵ月の期間がすぎると捨てなければならないと考えられていたのであろう。そして「これを着している間は三衣はないから離衣宿戒を除外される」とするから、そうすると迦絺那衣は三衣とは形体上も異なるということになる。

そしてこの衣は雨安居の自恣の翌日に作製され、サンガはその日のうちにそれを配分する迦絺那衣式を行う。この衣材については「比丘達の各住処(āvāsa)で処分することのできる衣材が貯えられてある。これを与える」とされているが、「迦絺那衣は即日来のもので信者が早朝に施入して、施を受けた僧伽では即日に仕立て上げる」ともされているので、あい矛盾することが記されていることになる。

迦絺那衣式において迦絺那衣が与えられるのは白二羯磨で選ばれた破衣の比丘であるが、これに参加した者は、衣を作る便のために5つの特権が許され、5ヵ月ないしは4ヵ月存続する、とされている。「この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日に作衣して故衣を棄てそれを着するを得る」とされているから、参加した者がその特権によって作成する衣も迦絺那衣とよぶと考えられていたのであろう。もしそうなら迦絺那衣は5ヵ月が過ぎると捨てなければならないとすれば、これも捨てなければならないということになる。しかし古衣も棄て、これも棄てなければならないとすれば、比丘には着るものがなくなってしまうということになるが、これをどう考えておられたのであろうか。ただし「迦絺那衣を捨する(特権を失う)」と表現されているから、捨するのは衣ではなく特権と解することもできる。

(1) pp.566~574, 705

[2-4] 次に平川彰氏の叙述の中から迦絺那衣についての総論的な記述を紹介する。氏には律ないしは律蔵についての数多くの著作があるが、迦絺那衣について論じた独立した論文はなく、『二百五十戒の研究Ⅱ』(「平川彰著作集」第15巻、春秋社、1993年11月)や『比丘尼律の研究』(「平川彰著作集」第13巻、春秋社、1998年6月。以上をまとめて以下『平川』という)の中に述べられているのが比較的まとまった記述のようである。まず『比丘尼律の研究』<sup>(1)</sup>には次のように述べられている。

迦絺那衣は三衣であり、特別に異なる衣ではない。三衣として使用できる衣であるが、篤信者に相談して、迦絺那衣用に布を布施してもらうのである。そして迦絺那衣を張る日には、三衣を作るために、木の杵に布を張って縫うのである。そして僧伽の全員が総出で、五条・七条・九条等の条に必要な大壇・小壇等の布片を作り、さらにそれを縫って「条」を作り、さらに条をつなげて、五条・七条・九条等の条衣を作るのである。衣を縫って、さらにそれを染めて、三衣ができるのであるが、僧伽の全員が協力して1日で作り上げるのである。このように僧伽の全員が協力して、迦絺那の木杵に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを、「迦絺那を張る」(kaṭhina-atthata) とか、迦絺那衣を受ける等と言うのである。

と重要な記述がなされている。

また『二百五十戒の研究Ⅱ』<sup>(2)</sup>には次のような記述がある。

安居僧に対して、安居の済んだ時、その土地の信者たちは集中的に布を布施する慣わしがある。そのために比丘たちはその時、僧伽より布の分配を受けて、三衣を新調することができる。そして作衣時は期間は一ヵ月である。この期間は、比丘は長衣を持つことが許される。しかし飢饉などで布の布施が少なかったり、あるいは比丘の個人的事情で、この期間内に三衣を新調できない場合がある。そのために作衣時が終了後に、僧伽が迦絺那衣を受ける儀式をすると、さらに4ヵ月間5つの戒律を免除される。この5つの戒律の中に、長衣を持つことが入っている。この5つの戒律を免除することは、最長4ヵ月間認められる。しかし4ヵ月が来なくとも、途中で比丘は迦絺那衣を捨することができる。すなわち迦絺那衣を受ける儀式は僧伽で行うが、受けた比丘は自己の都合で4ヵ月前に捨してもよい。とくに三衣の新調ができた比丘は、5つの戒律を免除される必要はない。故に比丘は自己の三衣を新調すれば、迦絺那衣を捨するのである。

「迦絺那をひろげる、迦絺那を張る (kaṭhinam attharitam)」とは、いかなる意味かはっきりしないが、ともかく僧伽は、信頼できる信者に依頼して、三衣を作る衣材を布施してもらい、僧伽の全比丘が集まって、迦絺那をひろげて、布を裁断し、縫い、染めて、三衣を作る。これを1日で作ってしまう。そして僧伽は、この三衣を迦絺那衣として受ける儀式をする。これは安居の済んだあと、安居僧伽が行うのであるが、この儀式に参加した比丘は、迦絺那衣を受けることによって、5つの戒律を4ヵ月間免除され、この期間作衣時が延長されるのである。そして迦絺那衣の儀式に用いられた三衣は、一比丘を選考して、彼に与えるのである。

とし、「迦絺那衣を捨す」を解説して、

比丘が受けていた迦絺那衣を捨すること、それによりそれまで得ていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄えるという特権がなくなることを言うのである。

作衣時その間は布をもらうのに好都合のように、5つの戒律を免除される。4ヵ月間が過ぎれば、当然のごとく迦絺那衣を捨すから、この特典も失われる。

としている。

以上の記述から平川氏は迦絺那衣を次のように考えられていたとしてよいであろう。

- (1) 迦絺那衣は特別な形体を持った衣ではなく、通常の三衣である。

- (2) 通常の作衣時は雨安居を終わった後の1ヵ月であるが、この期間内に三衣が新調できない場合に、作衣時が終わった時にサンガが「迦絺那衣を受ける儀式」をすると作衣時が4ヵ月間延長される。その儀式のために作成される三衣が迦絺那衣である。
- (3) サンガの全員が協力して1日のうちに木の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを「迦絺那を張る」とか「迦絺那衣を受ける」といい、「迦絺那衣を受ける儀式」は、これを迦絺那衣として受ける儀式であって、この儀式に使われた三衣は1人の比丘を選んで与えられる。
- (4) 迦絺那衣の儀式に参加した比丘は、長衣を有することができるなどの5つの戒律を4ヵ月間免除される。
- (5) 「迦絺那衣を受ける儀式」はサンガで行うが、自己の三衣が新調しおわるなどの自己の都合で4ヵ月前に捨してもよい。
- (6) 「迦絺那衣を捨す」というのは、それまで受けていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄える特権がなくなることを意味する。

以上のように平川氏は迦絺那衣は特別の衣ではなく通常の三衣であると明言される。また迦絺那衣を捨すということは5つの権利を失うことを意味するとするところは、辞書類の見解と大きく異なる。

ただし迦絺那衣を捨すと、「長衣を蓄える特権がなくなる」というのが、もしそれが長衣であるならそれを棄てなければならないということの意味なのか、あるいはその期間中は長衣を合法的に取得できるのであるが、この期間をすぎるとそれがなくなるという意味であるのかははっきりしない。もし後者の意味ならば、その期間中に取得した長衣は合法的に取得したのであるから、これ以降も所持できるということになる。要するに比丘は予備の衣すなわち三衣以上の衣を所持できたのか、所持できなかったのかという問題になるわけであるが、氏の文章ではこれがはっきりしない。

この予備の衣については、平川氏は次のように述べておられる。

比丘は一揃いの三衣で一年を過すことは容易でない。故に比丘はこれ以外にも非時衣を得て、予備の三衣を作りたいのである。そしてそれを浄施をして保管し、必要に応じて浄施衣たることを取り消して、「受持衣」として受持し、使用するのである（そしてそれまでの受持衣は、受持をやめて浄施し、保管するのである）<sup>(3)</sup>。

比丘は三衣を一揃いしか所有することが許されないが、しかし一揃いのみでは、三衣を失った場合や、衣が突然破れた場合などに困る。そのために余分の衣を入手できる時には、それを受納して、他比丘に浄施しておくのである。浄施は形式的な布施であって、実質的な布施ではないから、布施を受けた比丘はその衣を利用することはできない。彼は、浄施された衣として保管しておくのである。形式的にはその衣は浄施された人の所有であるが、実質的にはその衣は浄施した人の所有物である。浄施した比丘は、その衣を必要とする時には、保管している比丘のところへ行って、事情を話して衣を返してもらい、これを受持衣に変えて使用する。このとき衣の返還を申し出られたら、保管している比丘はそれを拒むことはできない。しかし同時にその衣の所有者は、衣の保管者の同意なしにその衣を使用することはできない。これが「浄施 (vikappanā)」の意味で

ある (4)。

これをみると、平川氏は予備の衣の所持は浄施という方法しかないと考えられていたようであるから、迦絺那衣に参加した比丘が作った衣がもし長衣であったなら、迦絺那衣を捨す時に特権だけでなく、この長衣も捨さなければならないと考えておられたのであろうか。なおこの「浄施」については【8】の [6-4] で詳しくふれる。

(1) p.350

(2) pp.063, 069, 084, 111

(3) 『二百五十戒の研究Ⅱ』 pp.103~104

(4) 『二百五十戒の研究』Ⅲ (平川彰著作集 第16巻 1994年11月) p.618

[2-5] その他、「南伝大蔵経」第1巻『律歳1』(以下『南伝』という) (1) には、迦絺那に註をつけて、

安居3箇月間、精勵せる比丘に与えらるゝ衣にして、5箇月間、即ち12月15日まで所持し得、同日に至れば捨すべきなり。この迦絺那衣を所持する者には長衣を蓄え得る等5箇条の特典あり。

と解説している。

註であるから詳しいものではないが、ここでは迦絺那衣は期間がくれば捨さなければならない衣だとしているわけである。

(1) p.377

[2-6] 次に C. S. Upasak 氏の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* (Nava Nalanda Mahavihara, Bihar, 2001) の解説を紹介する(以下“Upasak”という)。これは専門書ではなく辞書であるが、しかし戒律用語辞典であって、勝れた専門書として評価されるべきものである。これには Kaṭhina (I) として道具としての迦絺那を解説しているが、Kaṭhina (II) に本稿が主題とする迦絺那を解説している (1)。なおこれは『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」や「付随」、およびその注釈書の記述を要約したものであって、この原文については後に詳しく考察するので、ここでは Upasak 氏の英訳を和訳するのみに止める。なお道具としての迦絺那については次節【2】において紹介する。なお文章中の括弧の中の斜体で表わしたパーリ語や日本語は原著のものであり、括弧の中の正体の日本語や英語は筆者が挿入したものである。

前安居 (first vassāvāsa) が終わった後 (すなわち *Kattika* 月) に催される聖職者の儀式 (an ecclesiastical ceremony) でローブが貧相で雨安居を正しく過ごした1人の比丘に衣 (重衣、上衣、內衣あるいは布片) が与えられる。このような比丘を選ぶために、サンガによって白二羯磨が催される。(Mv. p.266; Pari. p.310; Cf. SP. Vol. III, p.1173) もしサンガが布片 (作られたローブではなく) を与えたなら、受領する比丘は彼がその時にもっとも必要とする三衣 (重衣、上衣、內衣) のうちの1つを、同じ日に作ることが求められる。

kaṭhina-robe (迦絺那衣) のために選ばれたその比丘は次のような5つの特典 (ānisamsa) を享受できる。すなわち、(1) 布施のために招待されたら、他に告げないで行くことができる (anāmantacāro)。 (2) 三衣の1つなしに留まることができる (asamādānacāro)。 (3) グループ食をとることができる (gaṇabhojana)。 (4)

*adhittāna* (議決=受持) あるいは *vikappanā* (形式的な受持=淨施) 以外の長衣を受けることができる。(5) サンガに寄進された衣から分け前を得る特典を有する。

(*Mv. p.266ff*) これらの特権は5ヵ月間有効である。すなわち *phagguṇa* 月(3月)の満月までである。( *Pārā. p.369; Kv. p.159*)

迦絺那は在家者、比丘、沙弥、沙弥尼、比丘尼あるいは式叉摩那などのさまざまな人によって寄進された布あるいは用意されたロープで行うことができる。それは新しい布でも、ポロ切れ (*pilotikā*) でも、ゴミの中に捨てられた布切れ (*paṃsukūla*) でも、マーケットから得られた布切れでもよい。しかし自分の指示あるいはヒント (*animittakena*) によって得られた布や、ある種の誘導によって得られたもの (*aparikathākatena*) であってはならない。また間に合わせの目的のために得られた布であってもならない(すなわち借りるなど) (*akukkukatena*)。それはそれが受け取られた後は1日よりも長く蓄えることができない布である (*asannidhikatena*)。それは *nissaggiya cīvara* (すなわち捨墮罪に関係した衣) であってはならない。これはすでに作浄された (*kappakatam*) 布であって、重衣にも上衣にも内衣にもしてよい。その布は5つあるいはもっと多くの断片に切断され、しかる後に縫い合わされる。それは律の規定にしたがって正しく行われ、*anumodanā* (随喜) はルールとしてなされる。( *Mv. p.267; SP. vol. III, pp.1174-1175*) 受領する比丘はこのように言うことが要求される。*imāya saṅghāṭiyā (iminā uttarāsaṅgena or antaravāsakena) kaṭhinaṃ attharāmi* (すなわち、この重衣あるいは上衣あるいは内衣によって私はこれを迦絺那として拈げる) (*kaṭhina-attharaṇa*)。この比丘はそれからサンガに近づき、彼が正しく迦絺那衣を拈げたことを告げる。そしてサンガの随喜 (*anumodanā*) を懇願する (*pray*)。すべての比丘たちはそこでそれを随喜する。( *Pari. p.311; Cf. SP. Vol. III, pp.1174-1175*)

次の者たちは迦絺那を受けることができない (*abhabba*)。 *pubbakaraṇa* (前行) を知らない者、古いロープ (*paccudhāra*) の処理の仕方を知らない者、新しいロープの受持 (*adhittāna*) の仕方を知らない者、迦絺那の拈げ方 (*attharaṇa*) を知らない者、迦絺那の捨し方 (*uddhāra*) を知らない者、住処とロープに関する5つの障害あるいは支障 (*palibodha*) を知らない者、そして迦絺那の5つの特典 (*ānisaṃsā*) を知らない者である。( *Pari. p.310*)

*simā* (界) の外の者は迦絺那の随喜のための資格はない。同様に随喜を声を出して言えない者やことばが明白でない者も同様にこの資格がない。( *Ibid. p.310*)

迦絺那を拈げる儀式が、もし迦絺那のための布が適当 (*kappiya*) でなかったとき、あるいは迦絺那のためにサンガによって受け取られた布が1日の後に (*kālavipanna*) 提供されたとき、あるいは (迦絺那のために選ばれた比丘によって受け取られた) その布が同じ日にロープとして作ることができなかった (*karaṇavipanna*) ときに、有効かどうかについては注意されていない。( *Ibid. p.310; Cf. SP. Vol. III, p.1482*)

迦絺那のための功德 (*ānisaṃsā*) は次の8つの環境のもとに剥奪され、没収される。以下のとおりである。(1) 比丘が戻らないという意味をもって住処の界 (*vihārasimā*) を去る時 (*pakkamantikā*)、(2) 比丘が住処の界を去り、ロープをどこか他のところ

で作ろう、彼の僧院に戻らないと心に決めた時 (*niṭṭhānantikā*)、(3) 比丘が住処の界を去り、私はローブを作らないし、彼の僧院にも戻らないと心に決めた時 (*sanīṭṭhānantikā*)、(4) 比丘が住処の界を去り、*kaṭhinadussa* (迦絺那衣物) からローブを作ろう、しかし彼の僧院には帰らないと心に決め、その後で作ったローブがなくなった時 (*nāsanantikā*)。 (5) 比丘が帰ってこようと考えて住処の界から去り、そこで衣を作り、後に彼が迦絺那衣は捨されたと知るに至る時 (*sāvanantikā*)。 (6) 比丘が僧院に戻ってくるという意思がなく、その布からローブを作ろうと布を求めて住処の界を去り、後に必要なだけの布を得ることができなかつたので、彼の望みが断たれる時 (*āsāvaccchedikā*)。 (7) 比丘が住処の界を去り、ローブを作るが、何かの理由で戻れなくなり、1日の期限を過ぎてしまう時 (*the period of one day passes away*)。彼はそこで迦絺那の特典を失う (*simātikkantikā*)。 (8) 比丘が住処の界を去り、帰ってくるつもりでそこでローブを作るが、後に彼の僧院の他の1人の比丘に賛成して彼の迦絺那の特典を捨する決意をする。その比丘たちも彼の提案に同意する。そこで迦絺那の特典は失われる (*sahubhāra*)。 (*Mv. pp.267-282; Pari. pp.313-315; Cf. SP. Vol.III, pp.1178-1180*)

この解説のなかで、前に紹介した仏教辞典や専門書と異なる点は次の3つである。

- (1) 迦絺那を「聖職者の儀式」と定義し、「迦絺那衣」は‘*kaṭhina-robe*’としている。要するにここで解説されるのはこの儀式についてであり、迦絺那衣ではない。日本の辞書とは少し視点が異なるということができる。
- (2) この儀式は前安居 (*first vassāvāsa*) が終わった後に (すなわち *Kattika* 月) に行われるとするから、後安居者には適用されないと理解しているのであろう。
- (3) この儀式では迦絺那衣は貧相なローブしか持っていない1人の比丘に与えられる。衣は1日のうちに作られなければならないが、この衣は通常の三衣 (のうちの1つ) である。
- (4) 「迦絺那衣を拈げる」というのは、比丘がこれをルールに則って正式に受領したことを示す行為をいう。
- (5) 迦絺那衣を拈げた1人の比丘には5つの特典が与えられる。しかし随喜 (*anumodanā*) という今まで用いられなかった用語で表わされる作法がこの儀式の一要素として述べられる。これによってこの特典はこれに参加したサンガの全員にも及ぶと理解しているのであろう。
- (6) 「捨」というのは、衣そのものを捨てることではなく、この期間中に与えられていた5つの特典を放棄することである。したがってこの期間中に作られた三衣は5ヵ月間のみ使用が許されるのではなく、それ以後も所有が許されるということを意味するであろう。

(1) pp.060~

[2-7] 最後に釈尊時代の律蔵の定めを忠実に継承している現代の南方上座部仏教の迦絺那についての記述を紹介しておく。

まずスリランカから日本に來られて日本テラワダ仏教協会を主宰されているアルボムツレ・スマナサーラ長老によって、同協会のホームページにアップされている『仏教徒が衣を

布施する大法要』 ([http://gotami.txt-nifty.com/journal/files/kathina\\_civara\\_puja.pdf](http://gotami.txt-nifty.com/journal/files/kathina_civara_puja.pdf)  
2005年11月11日作成。以下『スマナサーラ』という) から筆者なりの問題意識によってその内容を要約して紹介する。

衣の布施は先祖供養、誕生祝い、結婚、就職祝い、新築祝い、出産祝いなどありふれた記念日にも当たり前のように行われているが、カティナ衣の儀式は年に1回、衣一着を布施する特別な法要で、パーリ語でkaṭhina civara pūjāと呼ばれる。カティナ衣(civara)のお供えという意味である。

釈尊は比丘はワンセット以上の三衣を持つてはならないと定められたので、雨安居明けの遊行をする時に、身体がびしょ濡れになっても着替えがなかった。そこで釈尊はカティナ衣を奉納することを認められた。このとき布施された衣は、ただの衣ではなく「カティナ衣」となる。

形容詞としてのカティナは「硬い、粗い、頑丈、決して脆くない」の意味で、昔は出家の衣を作るときは木の型枠を使っていたのでそれもカティナというが、カティナ・チーヴァラという場合は、それらの意味に使われているようには見えない。しかし「特別な衣」という意味があることだけは確かである。日常的に布施している衣と全く同じ質のものであるにもかかわらず、なぜ「特別な衣」なのか。

カティナ衣を奉納する儀式は、雨安居が明けた次の日から翌月の満月までの間に行われる。この作業はすべて1日のうちに行われなければならない。在家信者たちは朝早くに行列をくんで、三衣のうちの1つ(または生地)やその他さまざまな物を比丘たちが住んでいるところに持って行って、「サンガにカティナ衣としてお布施します」と言って布施する。布施を受けたサンガは戒律儀式を行う場所(戒壇)に4人以上の比丘たちを集めて、衣を使用するに相応しい人を正式的に決め、それを受ける。衣を貰った比丘は自分がいま使用している三衣のうちの一着の私有権を放棄して、代わりにカティナ衣を個人使用にする。カティナ衣は本来、その場所で大安居(前安居)を終了した比丘たちのうち1人しか受けられないが、同じ場所で大安居に入った比丘たちがその日のうちに皆を集めて、カティナ衣を受けた比丘が、「サンガ(5人以上の比丘たち)により法に従ってカティナ衣を奉納されました。あなた方も賛成し喜んでください」と報告する。他の比丘たちも「サンガにより法に従ってカティナ衣を奉納されました。私も賛成し喜びます」と言う。すると、その儀式によって、カティナ衣を受けた比丘の特権は他の比丘たちにも及ぶことになる。

これはややこしい手続きであって、そのややこしさが、カティナ衣、特別な衣の意味である。これを受ける権利がある者は、大安居に入って正式な安居明けの儀式を行う者のみであって、後安居を過ごしたものにはその権利はない。こうしてカティナ衣を受けた比丘は着替えの衣を持つことができる。これは生地を織る糸さえ手で紡がなければならない当時としては大変ありがたい特権であったが、このカティナ衣を受けている比丘には他の4つの特権もある(これについては詳説されていない)。

また藤吉慈海『南方仏教—その過去と現在—』(平楽寺書店、1977年3月。以下『藤吉』という)の「第5章 スリランカの仏教」のカッチナ kaṭhina の項<sup>(1)</sup>では、

年に一度供養される衣類のこと。

三カ月のウァッサの後、法衣を信者が比丘に供養する儀式である。

大抵ウァッサの後15日間にこの式が行われる。上下一着がカッチナの法服で、それを頭にのせ、その他の傘や草履や箒など一年間に使う比丘の調度品を皆この儀式の時に持参してサンガに供養する。スリランカではウァッサのあと1ヵ月間にこの儀式が盛大に行われる。その法衣は比丘たちの合議で誰かに与えられる。

とされている。

次にタイ仏教の迦絺那衣についての記述を紹介する。Kenneth E. Wells の *Thai Buddhism, Its Rites and Activities* (1975) の *The Phra Katin Ceremony* (以下“Wells”という) の項 ② に記された記述の要点である。

自恣に続くその月の間、すなわち10月と11月の満月の間に、Tot Kathin 祭が行われ、三衣や他の贈り物が王やさまざまな団体あるいはグループないしは個人によって僧侶たちにプレゼントされる。この時に与えられた衣は特別の意味を持つ。節制的な雨期のシーズンをよく過ごした僧侶たちへの褒賞であり、彼らが自由に巡礼の旅に出発する時の新しい服装を身に着けさせるものである。「Tot Kathin」は言語的には「布をその上で裁断する木の杵を払げる (lay down)」を意味し、kaṭhina は古代においては布を切断あるいは縫製するために払げられることができる杵である。このような仕掛けは捨てられたボロ切れからローブを作る技術を持たない比丘たちが、それをナイフでカットする時の補助具である。

現代のカティナは王室やさまざまな団体や工場の労働者たちや村のグループなどによって行われる。個人とその家族などによって行われるときには、寺院は最低5人の比丘で行われる。

寺院がカティナの贈り物を受け入れる用意があるというサインは、しばしば寺院の門の近くにワニやマカラの形をもつ2つの垂れ幕を垂らす。

通常**の黄衣をプレゼントする方法は Cula Kathin と呼ばれる。戒律では、Maha Kathin は糸が紡がれ、布に編まれ、ローブになって染められるまですべてを1日で行わなければならない。**

とする。

なおタイから日本に留学してきており、この総合研究にも協力してくれているタンマガーイ寺院のカタブンニョー比丘 (Bhikkhu Katapuñño 以下『カタブンニョー』という) ③ は、筆者の「(1) カティナ (kaṭhina) 衣とは通常の三衣 (重衣・上衣・內衣) なのか、それともそれ以外の形状をもつ特別の衣なのか。(2) カティナ衣の寄進を受けることができる期間は雨安居の後の1ヵ月間のみか、それともこれに4ヵ月をプラスした5ヵ月間を通じたか。(3) カティナ衣を受ける時に許されるとされている5つの特典 (5つの戒律の適用除外) は、これを受けることが許される期間内であれば無条件に許されるのか、それとも条件があるのか。(4) カティナ衣は4ヵ月 (後安居の場合) ないしは5ヵ月間 (前安居の場合) だけ所有が許されるもので、この期間がすぎれば手放さなければならないのか、それとも引き続いて所持できるのか。(5) カティナ衣を受けることができるのはサンガとしてか、それとも個人でも受けることができるのか。(6) そもそもカティナのもともとの意味は何か。」という質問に、次のように答えてくれた。ただし文体は「である調」に直させていた

だいた。

- (1) カティナ (kaṭhina) 衣とは通常の三衣 (重衣・上衣・内衣) でも、三衣を作るための普通の生地でもよい。ただ、普通の生地として受けた場合は、それを受けた日に三衣の中のいずれかを作って、完成させなければならない。これはとても面倒なことになるため、現在では、ほとんどの場合は信者さんが完成した三衣としてのものを献上している。
- (2) カティナ衣の寄進を受けることができる期間は雨安居の後の1ヵ月間のみに限られている。
- (3) 5つの特典は、許された期間内であれば、無条件に許されている。
- (4) カティナ衣は4ヵ月 (後安居の場合) ないしは5ヵ月間 (前安居の場合) がすぎても所持できる。
- (5) 最初は、サンガとしてカティナ衣を受けなければならない。サンガが受けてから一人の比丘を選んでその比丘に与える。
- (6) そもそもカティナのもともとの意味は衣を裁断するための木の型枠である。

次にビルマ (ミャンマー) の迦絺那衣についての記述である。生野善応『ビルマ仏教—その実態と修行—』 (大蔵出版社 昭和50年3月、以下『生野』という) (4) の記述を摘記すると、

カティナ衣会 (kaṭhina [ビルマ] kahteing) という国の祝祭日は、灯明祭りの次の日よりタザウンモン月 (Tazaungmon) の満月にいたるほぼ一ヵ月間にわたって行われる年中行事で、在家者が僧院で僧に法衣を献供するのである。

カティナとは、在家者が法衣用に比丘に年1回献供する木綿布地である。カティナ衣とは、カティナで作られた献供の法衣である。

ラングーンのシュエダゴン・パゴダでは、タザウンモン月満月の日に、カティナ衣の仕立て上げ競争 ([ビルマ] matho thingan、マトウ・ティンガン) が催される。これはカティナ衣を一日でいかに速く縫い上げ仕立て上げるかを競うものであるが、このようにしてカティナ衣を作るのが本儀のようである。『パーリ律』「カティナ衣韃度」に、「5あるいは5以上が即日裁断され、縁を縫わなければ、カティナ衣を受けることは成ぜず」と記されているからである。

とする。なお「灯明祭り」については、「安居の終了を記念する日である。タディンジュ月 (thadingyut) 太陽暦10月中旬ごろの満月の日がこれにあたる。国の祝祭日」(5) とされている。

また池田正隆『ビルマ仏教—その歴史と儀礼・信仰—』 (法蔵館、1995年8月、以下『池田』という) (6) のカティナ衣に関する記述を摘記すると、

南方の上座仏教諸国では、第1安居の終わるパーリ暦アッサユジャ (ビルマ暦タディンジュツ) 月満月の翌16日からカッティカ月 (ビルマ暦ダザウンモン) 月の満月15日までの1ヵ月間、各地の僧院などにおいて在家者が比丘僧にカティナ (kaṭhina) 衣を献供する催しがもたれる。

カティナとは、この期間に在家者が年1回献供する法衣用の布地を指す語だが、その献供行為には特別な功德があるとされ、カティナ衣は功德衣とも呼ばれる。また、

このカティナ衣は、1日の間に染めて縫い仕立て上げねばならないことになっている。

この法衣は、上記の**1ヵ月間**、比丘僧が**臨時的に保持できるもの**で、その間はある種の戒律が緩和される。……

なお比丘たちへの功德衣献供にちなみ、ヤンゴンなどビルマの都市や町々で、仏像に「1夜を越えない衣 [マトー・ティンガン] (anābhidosika-cīvara) を仕立て上げる競争が催される。

若い娘たちが、1日のうちに糸から機で布を織り、縫い上げて、夜明けまでに、いかに速く仏像に供え着せ終わるかを競い、もっとも速かった女性に賞が与えられる。

とし、飯国有佳子著『現代ビルマにおける宗教的実践とジェンダー』（風響社、2011年2月。以下『飯国』という）の黄衣献上儀礼の項<sup>(7)</sup>には、

雨安居明けの**ダディンジュツ月満月日からダザウンモン月の満月日までの1ヵ月間**に、各僧院戒壇等にて行われる。

在家から奉納された僧衣は**戒壇内で「カティン衣」にした後、住職に寄進される。**

「**1年1回、1月1回、1僧院1回、1僧院1カティン**」と言われるように、1人の檀家が複数の僧院に対して僧衣献上を行うことはできず、僧院も1人の檀家しか受け付けられない。そのため都市部ではこうした機会を独占することは良くないとされるため集団カティンが実施されるが、R村周辺では個人カティンに重きが置かれ、集団カティン（すなわち村出資のカティン）は檀家のつかない僧院を意味する。このように在家にとってカティンは大きな功德を得られる機会であるが、僧侶も在家から「カティン衣」の寄進を受けなければ、僧院にある財を自由に使うことができないため、僧侶にとっても非常に重要な儀礼となっている。

とされている。文中のR村とは、著者が現地調査した村の名の略称である。

これら現代の南方仏教で行われているカティンをまとめると次のようになる。

- (1) 迦絺那の儀式が行われるのは雨安居が終わった後の1ヵ月間で、前安居にだけに適用される。『スマナサーラ』“Wells”『カタプンニョー』『生野』『池田』『飯国』。ただし『藤吉』は雨安居の後の15日間に行われることが多いという。
- (2) 迦絺那衣は形体上は三衣以外の特別の衣ではない。しかし迦絺那衣の儀式を行うことによって「特別な衣」となる。『スマナサーラ』『藤吉』『カタプンニョー』『飯国』
- (3) 迦絺那衣の儀式では、迦絺那衣はサンガによって選ばれた1人の比丘に与えられる。『スマナサーラ』『藤吉』『カタプンニョー』。『飯国』は住職とする。
- (3) この儀式は布を織り、衣に仕立て上げるまでを1日のうちに行わなければならない。『スマナサーラ』“Wells”『カタプンニョー』『池田』
- (4) これが現代のビルマでは仕立て上げ競争という祭りとなっている。『生野』『池田』
- (5) この比丘には5つの特権が与えられる。『スマナサーラ』『カタプンニョー』『池田』。『カタプンニョー』はこの特権は5ヵ月間、無条件に認められるとする。
- (6) この特権は随喜することによりすべての比丘に及ぶ。『スマナサーラ』
- (7) 後安居を過ごしたものにはその特権はない。『スマナサーラ』

(8) 『スマナサーラ』は「着替え」といい、“Wells”は「比丘らが自由に巡礼の旅に  
 出発する時の新しい服装を身に着けさせるもの」とし、『カタブンニョー』は「カ  
 ティナ衣は4ヵ月（後安居の場合）ないしは5ヵ月間（前安居の場合）がすぎても  
 所持できる」とするから、期間限定の衣とはしない。これに対して『池田』は「上  
 記の1ヵ月間、比丘僧が臨時的に保持できるもの」とするから、期間限定の衣と理  
 解しているようである。

(9) 迦絺那 (kaṭhina) の原義を「木杵」とするもの＝『スマナサーラ』“Wells”  
 『カタブンニョー』と「布地」「衣類」とするもの＝『藤吉』『生野』『池田』が  
 ある。ただし『スマナサーラ』は「迦絺那衣という場合はそういう意味に使われて  
 いるのではない」としている。

以上が現代の南方上座仏教に伝えられている迦絺那衣に関する記述である。それぞれによっ  
 て見解が相違しているようにも見えるが、それは筆者が著者たちの限定的な記述によったか  
 らであって、これらの著者に委細をたずねてみれば、おそらく同じような回答が寄せられる  
 のではないかと思われる。

(1) p.181

(2) p.106

(3) 【資料集7】「Visākhā Migāramātā 関係資料」（「モノグラフ」第12号 2007年4月）  
 参照。氏は現在東洋大学大学院博士後期課程に在学中である。

(4) p.269

(5) p.268

(6) p.175

(7) p.094

[2-8] 以上、管見するところの迦絺那衣に関する辞書や研究論文などの記述を紹介した。  
 迦絺那衣というのは雨安居の後に布施される特別の衣という共通理解は得られるが、具体的  
 なことになるとなかなか1つのイメージを作りがたい。いかに迦絺那衣というものが曖昧に  
 理解されてきたかということが分かるであろう。改めて疑問点を洗い出し、これに筆者が有  
 している問題点を併せて上げてみよう。

#### (1) 迦絺那衣の形状

『法蔵館』は「ある種の戒律が緩和されるしるし」、『望月』は「一種の便衣」、  
 『龍谷』は「便服」、『佐藤』は「三衣が破損したものがこれを新調する間の応  
 急衣」とするから、迦絺那衣は仏教の出家修行者たちが普段着る三衣とは異なるも  
 のと理解しているようである。

しかし『平川』は「迦絺那衣は三衣であり、特別に異なる衣ではない」とし、  
 現代の南方上座部の様態を伝える“Upasak”『スマナサーラ』『藤吉』“Wells”  
 『カタブンニョー』『飯国』は雨安居の後に布施され、その時の儀式に使われる衣  
 は「迦絺那衣」と呼ばれるが、実質は三衣と異なるものではない、としている。

『平川』『スマナサーラ』は、しかしこの衣はこの儀式によって「迦絺那衣」と呼  
 ばれる特別の衣になるとしている。“Upasak”が迦絺那を「聖職者の儀式」とす  
 るのも相通じるものがあるであろう。

おそらく後者が正しいのであろうが、これをきちんと検証してみる必要がある。

(2) 迦絺那衣を受ける権利を有する者

迦絺那衣は雨安居をその住処で過ごした者のみが受けられるというのは共通理解であるといつてよいであろうが、“Upasak”『スマナサーラ』は前安居を過ごした者のみとする。『望月』も後安居は得られないという『四分律行事鈔』の引用をしている。また(3)にふれるように、『藤吉』“Wells”『生野』『池田』『飯国』は、迦絺那衣式が行われるのは前安居が終わってからの1ヵ月間としているから、これは後安居を過ごす者にとっては安居中のこととなり、したがって後安居は勘案されていないことが分かる。

しかし『佐藤』は「各律ともに迦絺那衣韃度には、前安居の者のみに与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に7月16日以後8月15日までの間に得ることを記している。従って前安居の者も後安居の者もこれを得ることができる」と書いている。文章の趣意によく解らないところがあるが、ともかく「前安居の者も後安居の者もこれを得ることができる」と明言している。このほか『龍谷』も後安居者も受けることができるという『五分律』の説を紹介している。

このように迦絺那衣は前安居を過ごした者だけに与えられるものなのか、あるいは後安居を過ごした者にもその権利があるのかということも検証してみる必要があるであろう。

(3) 「迦絺那衣式」

多くの書物で「迦絺那衣式」あるいは「迦絺那衣の儀式」について記されている。『佐藤』はこれを分配の儀式のように記しているが、『平川』“Upasak”『スマナサーラ』『藤吉』『カタプンニヨー』『飯国』などは1人の比丘のみに与えられるとしている。

この儀式はすべてを1日で終わらなければならないことや、またこの儀式の行われるのは前安居の終わった後の1ヵ月とすることは、ほとんどに共通する。

はたしてこの儀式はどのように行われ、どのような意味を有していたのかを検証してみる必要があるだろう。

(4) 迦絺那衣の捨

『法蔵館』は「4ヵ月または5ヵ月だけ着用することが許される臨時の衣服」、『岩波』は「5ヵ月の間だけ所持することが許された」、『中村』は「安居終了後5ヵ月間で、すなわち12月15日までたもちうるが、16日にはこれを捨てなければならない」、『望月』は「或る期間を限りて用いる一種の便衣」、『龍谷』は「一定期間のみ用ふる便服」、『佐藤』は「前安居の終わった7月16日から12月15日迄これを受持、即ちこれを用いることが認められる」、『南伝』は「12月15日まで所持し、同日に至れば捨すべきなり」、『池田』は「1ヵ月間、比丘僧が臨時的に保持できるもの」とするから、これらは迦絺那衣を特定の期間をすぎれば放棄しなければならない臨時的な衣と考えているのであろう。

しかし『スマナサーラ』は「着替えの衣」、 “Wells” は「彼らが自由に巡礼の旅に出発する時の新しい服装」、『カタプンニヨー』は「カティナ衣は4ヵ月(後

安居の場合) ないしは5ヵ月間 (前安居の場合) がすぎても所持できる」とするから、期間がすぎても保持できる衣としているわけである。

また『平川』は「迦絺那衣を捨すること、それによりそれまで得ていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄えるという特権がなくなる」とし、“Upasak”は明記しているわけではないが「捨」の解説部分を読むと、捨すのは5つの特典であって、衣そのものは捨てないと理解しているように思える。しかしこの点については『平川』ははっきりしない。

以上のように迦絺那衣は特定の期間のみに使用を許される衣であるとする理解と、その後も使用できるという理解があり、はたしてこのどちらが正しいのか検証してみる必要がある。これは迦絺那衣の捨をどのように理解するかということにかかっているわけである。

なお『スマナサーラ』は迦絺那衣の儀式を行って制作する衣を「着替えの衣」という。「身体がびしょ濡れになっても着替えがなかった。そこでこれを許された」とするから、ここにいう「着替え」は通常着用している三衣以外の予備の衣ということであろう。『平川』は浄施という形で予備の衣を保有できると書いているが、しかしこれは所有権を有することを意味しない。比丘は三衣以外の衣を所持できたのか、できなかったのかという基本的な疑問も生じる。

#### (5) 5つの特典

迦絺那衣には5種の功德 (特典) が付帯することには異論はなく、またこの特典は4ヵ月あるいは5ヵ月間続くとすることにも異論はないといってよいであろう。

しかし迦絺那衣は1日で作らなければならないとするなら、なぜこの特典が4ヵ月も5ヵ月も続くのであろうか。その理由を『スマナサーラ』は、迦絺那衣を受けることができるのは特定の者だけであるから、この特典が他の受けられなかった者に及ぶ儀式を行えば4ヵ月ないしは5ヵ月間継続すると理解しているのであろう。後述するようにその作法は「*anumodanā* (随喜)」というのであるが、“Upasak”も「*anumodanā* (随喜)」のことを記しているから、背後にこのような理解があったとも推測される。『平川』は随喜のことは記さないが、理解としてはこのような理解であったとしてよいであろう。

おそらくこのような理解をしなければ、特典がこのように長期間続くことの理由は見いだせないが、そこでこの「*anumodanā* (随喜)」というものがどのようなものであったのかも検証してみなければならないであろう。

また5種の功德とは5つの律の条文の適用除外をさすが、なぜ迦絺那衣の儀式をした時にはこの特典が与えられるのかという背景も検討してみる必要がある。

#### (6) 迦絺那という語

上に紹介した文章中に限って言えば、‘*kaṭhina*’という語について、『スマナサーラ』は「衣を作るときの木型」、「Wells」は「布を切断あるいは縫製するために拡げることができる枠」、『カタプンニヨー』は「衣を裁断するための木の型枠」という。後述するように『平川』もこのような理解をしている。これに対して『生野』は「在家者が法衣用に比丘に年1回献供する木綿布地」とし、『池田』も

「在家者が年1回献供する法衣用の布地を指す語」とするが、これらは語源的などところまで関心が及んだ上の文章ではないかも知れない。

また『平川』は、サンガの全員が協力して1日のうちに木の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを「迦絺那を張る」というとし、“Upasak”は「迦絺那衣を拵げる」というのは、「比丘がこれをルールにのっとって正式に受領したことをしめす行為をいう」とする。

いずれにしても、この語のそもそもの意味は「堅い、しっかした」であるから、これとの関連の上で、その意味を考えて見なければならぬであろう。

#### (7) 衣時と迦絺那衣の関連について

『佐藤』は「迦絺那を受けた者は、衣時と同様に5つの特権が認められる」「安居から以後12月15日迄事実上の衣時の延長となる」とし、『平川』も「作衣時が終わった後に、僧伽が迦絺那衣を受ける儀式をすると、さらに4ヵ月間5つの戒律を免除される」「迦絺那衣を受けることによって、5つの戒律を4ヵ月間免除され、この期間作衣時が延長される」とする。

とするならば、作衣と迦絺那衣を受けることは基本的に共通したものを有していたことになる。したがって「作衣時」についても検証してみる必要があるであろう。以下ではこのような問題意識をもって各律蔵のいうところを調査していきたい。

## 【2】 迦絺那という言葉

[0] 言葉というものは、それが指し示すものの本質を表わすものであるから、まず「問題の所在」の(6)に掲げた‘kaṭhina’という言葉、あるいは「迦絺那を拵げる (kaṭhinam attharati)」という言葉が、どのような意味を持つかを検討することから本論を始めることにしたい。

まず迦絺那という言葉については、上に紹介した辞書などの中に、「布を切断あるいは縫製するために拵げることができる木の型枠」などという解釈と、「年に1回献供する法衣用の布地」などという理解が示されているものがあることはすでに見た。この他には、先に紹介したC. S. Upasak氏は、Kaṭhina (I)の項目を別に立てて、

ローブを延ばす際に用いる木のフレーム。その使用は比丘らのためにブツダによって許された (Cv. p.205)。ブツダは迦絺那衣堂の中で、それを適当に、また注意深く使うことを要請された。迦絺那を無節操に使うことは突吉羅の罪となる (Cv. p.206) (1)。  
と解説している。

また「迦絺那を拵げる」「迦絺那を張る」という言葉については、平川氏は「サンガの全員が協力して1日のうちに木の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作ること」と解釈し、Upasak氏は「比丘がこれをルールに則って正式に受領したことを示す行為をいう」という解釈をしていることはすでに紹介した。さらに平川氏は『二百五十戒の研究II』において、

「迦絺那衣を張る」(atthata-kaṭhina)とは、迦絺那衣を作る台を拵げると言う。

迦絺那 (kaṭhina) とは、三衣を縫う時の台、あるいは定規のごときものを指すようである。上述のごとく僧伽梨や鬱多羅僧は縦2メートル、横2.4メートルほどの大きさに作るから、布を裁断したり、縫ったりする時、定規のごとき木が必要である。それを掲げることを「迦絺那衣を張る」というのであるらしい<sup>(2)</sup>。

としている。

これによれば平川氏は「迦絺那衣を張る」は道具としての迦絺那を掲げて衣を作ることと理解しているのに対し、Upasak氏は道具を掲げるのではなく、それを使って作られた衣をサンガの行事として正式に受領する行為と理解していることになる。

(1) p.059

(2) p.110。また同書のp.542では、「迦絺那とは、迦絺那衣を縫う時に張る木の棒である」としている。

[1] 以下この2つの言葉を検討してみたい。

[1-1] まず kaṭhina=迦絺那という言葉が原始仏教聖典に求めると、『パーリ律』の「小事韃度」<sup>(1)</sup>に衣の作り方に関する記述があって、ここに迦絺那という道具が登場する。これにふれたところだけを取り出すと、次のような記述がある。

比丘らは処々に杭(柱 khila)を掘り、衣を結んで、衣を縫い、衣が不正となった(civaraṃ vikaṇṇaṃ hoti)。「比丘らよ、迦絺那と迦絺那綱とを処々に結びつけ衣を縫うことを(kaṭhinaṃ kaṭhinarajjuṃ tattha-tattha obandhitvā civaraṃ sibbetuṃ)許す」。

比丘らは不平等なところに迦絺那を掲げ(visame kaṭhinaṃ pattharanti)、迦絺那が壊れた(paribhijjati)。「不平等なところに迦絺那を掲げるべからず」。

地上に(chamāya)迦絺那を掲げ、迦絺那が塵に汚れた(paṃsukitaṃ)。「草の敷き具を許す」。

迦絺那の縁が老化した(kaṭhinassa anto jīrati)。「風にしたがって編むことを(anuvātaṃ paribhaṇḍaṃ āropetuṃ)許す」。

迦絺那ができあがらなかった(kaṭhinaṃ na ppahoti)。「棒のある迦絺那(daṇḍakaṭhina)、串(pidalaka 小棒)、籌(salāka)、結び綱(vinandhanarajju)、結び糸(vinandhanasuttaka)を結んで衣を縫うことを許す」。

比丘らは足を洗わないで迦絺那を踏み、迦絺那が汚れた。「足を洗わないで迦絺那を踏んではならない」。

湿った足で迦絺那を踏んで迦絺那が汚れた。「湿った足で迦絺那を踏んではならない」。

履を履いて迦絺那を踏んで迦絺那が汚れた。「履を履いて迦絺那を踏んではならない」。

露地において衣を縫い、寒暑のために疲れた。「迦絺那堂(kaṭhinasālā)、迦絺那廊(kaṭhinamaṇḍapa)を許す」。

迦絺那堂に草と粉とが散乱した。「纏ってから内外から塗り、白色黒色紅土子を塗り、華鬘・蔦・摩喝魚牙・棚(pañcapaṭṭhika)・衣架(civaravaṃsa)・衣綱(civararajju)を設けるを許す」。

そのとき比丘らは衣を縫ってから、そこに迦絺那を放置して去り、鼠・蟻にかじられ

た。「迦絺那を畳むことを (saṃharitum) 許す」。

迦絺那が壊れた (paribhijati)。「牛皮に (goghaṃsikāya) 迦絺那を畳むことを許す」。

迦絺那が解けた (viveṭhiyati)。「結び綱を許す」。

その時比丘らは壁や柱に寄せて (ussāpetvā) 去り、迦絺那が倒れて壊れた。「壁杭 (bhittikhīla)、鉤 (nāgadanta) に固着させる (結びつける) ことを (laggetum) 許す」。

また『四分律』<sup>(2)</sup>には「衣枕」「張衣枕」「著衣枕」という衣を縫うときに使う道具についての記述があり、これが迦絺那に相応するのではなからうか。枕とは『諸橋大漢和辞典』<sup>(3)</sup>では「横木」という意味がつけられている。

若し衣を補う時縮むを患えば石を以て四角を鎮おさえて補え。若し故縮せば四角に杙を豎てて之を張れ。若し故縮せば応に枕を作りて之を張るべし。云何に作るかを知らず。仏言く、応に木を以て作るべし。彼れ繩張を須う。仏言く、繩張を与えて之を縫うを聴す。……彼れ衣を縫う時曲るを患う。繩墨を拼つかつて直ならしめるを聴す。彼れ緋縷を須う。仏言く、応に与うべし。……若し中央が不定ならば応に尺度を以て量るべし。……彼れ衣を張るに地に著して縫塵衣を塗す。仏言く、泥漿を以て地に灑ぎ已りて張るを聴す。彼れ衣を縫う時鍼地を刺して壊る。仏言く、爾すべからず。彼れ賒婆羅草上に於て衣を敷いて縫い草衣に著す。仏言く、爾すべからず。彼れ衣を草上・葉上に敷き草葉を合せて縫う。仏言く、爾すべからず。十種衣中の一一の衣、若しくは伊犁延陀・耄羅・耄耄羅・毛氈を上に敷いて縫うを聴す。彼の比丘繩墨・拼縫・尺度・縷縫・針・刀子・補衣物の零落を患う。仏言く、囊を作りて盛るを聴す。彼れ衣枕を挙げず雨漬す。仏言く、応に収挙すべし。何処に挙るかを知らず。仏言く、經行堂中若しくは温室・食堂中に安著するを聴す。張衣枕大にして戸受けずして入るを得ず。応に外の無雨処に置くべし。若し風雨飄漬せば応に高く懸くべし。彼れ衣を補い竟りて衣を解き余木を取りて挙げず。仏言く、応に挙ぐべし。何処に安著するかを知らず。仏言く、閣下若しくは床上に安著せよ。彼れ繩索を挙げず。仏言く、応に著衣枕に捲繫して之を挙ぐべし。

と記されている。

衣を作る時にはまさしく木杙を使っていたことがわかる。

(1) *Vinaya* vol. II pp.116~117、南伝 04 pp.178~180

(2) 大正 22 p.953 下、国訳 04 p.107

(3) p.6038

[1-2] 以上の記事から、kaṭhina=迦絺那とは木でできたフレームのようなものであったということがわかる。比丘・比丘尼の衣は長方形のかなり大きなものであるので、このフレームも相当大きなものとなり、そこで普段は畳んだり、あるいは重ね合わせたりして、それを紐で括って、倒れてこないように壁に鉤を付けてそこに結びつけてあったのであろう。そして衣をつくる時にはいくつかの迦絺那をつなぎ合わせるとか、延ばすとかして使ったのであろう。そして衣がまっすぐにでき上がるように迦絺那の上に綱を張ったのであろう。したがって「迦絺那を拵げる」とか「迦絺那を張る」というのは、この畳んである迦絺那を拵げつなぎあわせることを意味するように見える<sup>(1)</sup>。

以上のように理解すると、‘kaṭhina’ のそもそもの原意は ‘hard, firm, stiff’ であったこともうなづける。衣を切断したり、縫ったりする時には布をしっかりと固定しなければならず、この固定する道具が迦絺那と名づけられることはごく自然であるからである。

- (1) 先に「迦絺那を拡げる」と訳した原語は ‘kaṭhinaṃ pattharati’ であって、漢訳律蔵が「迦絺那を受ける」とか「迦絺那を張る」と翻訳する言葉に対する『パーリ律』の原語は ‘kaṭhinaṃ attharanti’ であり、必ずしも同一の言葉ではない。しかし ‘attharati’ は ā-√str に分解され、‘pattharati’ は pa-√str に分解され、同じ語源を有するから、これらが異なった意味合いをもつものとは考えられない。

[2] 以上のように、「迦絺那」とは衣を作る時にそれを固定する木の枠、いわば木組みの裁縫台であって、「迦絺那を拡げる」「迦絺那を張る」というのは、畳んであった裁縫台ないしは裁縫の時に用いる木枠を拡げる、張るということの意味するように見える。

しかしながらなおここには次のような問題が隠されている。1つはパーリ語で表現される「迦絺那を拡げる」は他の漢訳律では「迦絺那衣を受ける」と訳されることである。「迦絺那を拡げる」なら迦絺那とよばれる道具を拡げることと理解することができるが、しかしそれが同時に「迦絺那という道具を受ける」と表現されるとは理解しにくい。しかも「迦絺那を受ける」ではなく「衣」としての「迦絺那衣を受ける」と表現されるのである。また『根本有部律』では「張る」ということばが使われるのであるが、これも「羯恥那を張る」ではなく「羯恥那衣を張る」というように用いられるのが普通である。衣としての「迦絺那」あるいは「羯恥那」を張るのであるから、「道具としての羯恥那を張る」のではないことは明らかである。

また迦絺那は衣を作る時に布地を固定する道具であるとすれば、日常的に用いられて然るべきであるが、しかしなぜすぐれて特殊な意味を有しているように見える「迦絺那衣」という言葉にしか用いられないのかという疑問も生じる。『スマナサーラ』がいみじくも、「**出家の衣を作るときは昔は木型を使っていてもカティナというが、カティナ・チーヴァラという場合は、それらの意味に使われているようには見えない。しかし『特別な衣』という意味があることだけは確かである。日常的に布施している衣と全く同じ質のものであるにかかわらず、なぜ『特別な衣』なのか**」と問題提起されているように、ここにはより深い意味が隠されていると見なければならぬであろう。

現段階では筆者もこれに答えることができないので、とりあえずはこれだけに止め、ともかく議論を先に進め、この問題についてはその過程において検討することにしたい。

### 【3】 迦絺那衣が許された因縁

[0] 以上【1】においては迦絺那衣にはどのような検討すべき課題があるかを洗い出し、【2】においては「迦絺那」と「迦絺那(衣)を拡げる」という言葉の表わす意味を考えた。今節以降においては、6つの広律の「迦絺那衣韃度」が説く迦絺那衣について、主に『パーリ律』の記述の順序にしたがって検討する。『パーリ律』「迦絺那衣韃度」の構成は次のよ

うになっている。

- (1) 迦絺那衣が許されるに至った因縁
- (2) 迦絺那衣を払げる（受ける）ための羯磨の行い方
- (3) 迦絺那衣を払げる（受ける）ことが成立する条件
- (4) 迦絺那衣の捨

である。

[1] まず本節では各律蔵の「迦絺那衣韃度」に説かれる迦絺那衣が許されるようになった因縁を検討する。各律とも要約であるが、重要な部分については後で検証できるように、できるだけ忠実に紹介する。また注意すべき語句は今まで通り**太字**で記す。

『パーリ律』第7迦絺那韃度 (kaṭhinakkhandhakam) <sup>(1)</sup> : 世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住しておられた。そのとき Pāṭheyyaka に比丘 30 人があり、すべて阿蘭若住者であり、すべて乞食者であり、すべて糞掃衣者であり、**すべて三衣者であった** (sabbe tecivarikā) <sup>(2)</sup>。彼らは世尊に会いに来たが、舎衛城において雨安居に入ることができずにサーケータで雨安居に入った。彼らは疲労して雨安居を住し、3月を経て自恣をして出発したが、雨が降り、水があふれ、泥水が出て、衣服が濡れ、疲れ果てて舎衛城に到着して世尊に会い、このことを報告した。そこで世尊は「雨安居を過ごした比丘は**迦絺那を払げる** (vassaṃ vutthānaṃ bhikkhūnaṃ kaṭhinaṃ attharituṃ) **ことを許す**」と定められ、**迦絺那を払げた者らには** (atthatakaṭhinānaṃ) 五事が相応する (pañca kappissanti) ことを許された (五事については [3] で紹介する。以下同じ)。

『四分律』<sup>(3)</sup> : 世尊は舎衛城におられた。衆多の比丘はコーサラ国において夏安居して15日に自恣を終え、16日に世尊に会うため出発した。彼らは道中雨に遭って衣服が濡れ、僧伽梨が重くなって疲れはてた。比丘らはこのことを世尊に報告した。

また寒雪国の糞掃衣比丘らも夏安居して15日に自恣を終え、16日に**所得の新故の衣をもって出発し**、道中雨に遭って衣服が濡れ重くなって疲れはて、祇園精舎に到着し、このことを世尊に報告した。世尊は「安居おわったら、四事をなせ。自恣をなし、界を解き、界を結し、**功德衣を受けるべきである** (安居竟有四事応作。応自恣、応解界、応結界、応受功德衣)。五事因縁ありて功德衣を受く」と説かれた。

『五分律』<sup>(4)</sup> : 世尊は舎衛城におられた。そのとき諸比丘は三衣中に若し一一の衣を須いんに僧中において取った (爾時諸比丘三衣中若須一一衣於僧中取)。そのとき阿那律の衣が壊れていたもので、諸比丘は阿那律にも僧中の物を取って作れと言ったが (諸比丘語言。大徳可於僧中取物作)、「世尊は長衣を蓄えることを許されていない。私は作って1日にして成ぜしむることはできないので**長衣罪**を犯すことを恐れる」といった<sup>(5)</sup>。

また波利邑に知識があり、舎衛城に来て**後安居**しようとしたが、あと1宿のところで至りつくことができずに娑竭陀 (Sāketa) において安居し (来舎衛城後安居抜<sup>(6)</sup> 一宿不至於娑竭陀安居)、安居おわって16日に重衣を担い、泥雨を冒して世尊のところへやってきた。比丘らは「安居和合して乞食乏しくなかったけれども、道路に泥

雨にあい重衣を担って疲れ果てた」と訴えた。また比丘らは阿那律のことも伝えたので、仏はこの2事をもって比丘僧を集め、少欲知足と戒を持すことを讃嘆されてから、「今より**迦絺那衣を受けるを許す**（従今聽諸比丘受迦絺那衣）。迦絺那衣を受けんには五事を犯さざるを得る（受迦絺那衣得不犯五事）」と説かれた。

『十誦律』(7)：世尊は舎衛国におられた。比丘らは桑祇陀 (Sāketa) 国に安居して3月を過ごし、自恣おわり、**作衣おわって**、衣鉢を持って舎衛国にやってきた。道路多雨泥水にしてはなはだ疲れ、熱風に悩まされて世尊に会い、このことを報告した。世尊は「今より安居し、自恣おわって、一処に和合して**迦絺那衣を受けることを許す**（従今聽諸比丘安居自恣竟和合一処受迦絺那衣）。迦絺那衣を受ける者は**先衣をもなお失わず、いかにいわんや新衣をや**」と説かれた。

『根本有部律羯恥那衣事』(8)：世尊は祇園精舎におられた。比丘らは自来 (Sāketa) 城にあって3月雨安居しおわって、各々衣鉢を持って世尊に会いに行ったが、泥雨に逢い、暑熱に苦しめられ、野草に身を割かれ、汗だくになって漸く舎衛城に到着した。世尊は「諸苾芻が安樂に住し、施主たちが福を増長するために諸苾芻が**羯恥那衣を張るを許す**（我今宜可令諸苾芻得安樂住并諸施主福增長故聽諸苾芻張羯恥那衣）。この衣を張る時には五勝利あり、復た五種饒益あり」と説かれた。

とする。

以上の迦絺那衣制定の因縁譚には若干の相違する部分もあるが、概ねよく共通する。しかし次の『僧祇律』だけは別の因縁譚を記す。

『僧祇律』(9)：コーサンビー王の夫人が500帳の氈を世尊に布施したので、世尊は阿難に命じて諸比丘に与えよと命じられた。諸比丘は「世尊は長衣を蓄えることを禁止された、しかしこの氈はいまだ浣染がおわっておらず、すでに如法ではない」と受け取らなかった。そこで世尊は10日を限って**長衣を蓄えることを許された**。しかし10日を満ちてしまったので、仏に報告した。「**迦絺那衣を受けることを許す**」（従今已後。聽受迦絺那衣）。

以上の記述の中で、『五分律』が後安居を過ぎた者たちに迦絺那衣を許されたとする事と、また『十誦律』が「迦絺那衣を受ける者は先衣もなお失わず、いかにいわんや新衣をや」とすること、そして『五分律』が長衣罪を恐れる阿那律を因縁の1つとして、迦絺那衣を受けることを許されたとする事、を注意しておかなければならないであろう。「問題の所在」の(2)に掲げた後安居者に迦絺那衣を払げる権利があるかどうかという問題と、同じく(4)の比丘は三衣以外の衣を所持できたのか、できなかったのかという問題に係るからである。

(1) Vinaya vol. I pp.253～、南伝 03 pp.444～

(2) ‘te-civarika’は三衣を着る者の意であるが、ここには阿蘭若住者、乞食を食とする者、糞掃衣者と並記されていることによって、「ただ三衣で満足する者」という意が含まれていることが分かる。この三衣者については【8】の[5-7]を参照されたい。

(3) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.271

(4) 大正 22 p.153 上、国訳 14 p.189

(5) 『五分律』の因縁譚には阿那律が登場するが、これは『中阿含經』80の「迦絺那經」（大正 01 p.551 下、国訳阿含 04 p.397）と関係があるかもしれないのでこの内容を紹介しておく。なおパーリにはこの相応經はない。

世尊は祇園精舎に住しておられた。その時阿那律陀は舍衛国の娑羅邏巖山中に住していた。彼は乞食に舍衛城に入った時に阿難に会い、「私の三衣は匱乏にして壊尽している。諸比丘をって自分のために衣を作ってくれないか」と頼んだ。そこで阿難は乞食から還ると、房々をめぐって比丘を集めた。これを見られた世尊は「どうして如来にそれを頼まないのか」といわれ、自ら阿難らを率いて娑羅邏巖山中に行き、**世尊が衣を舒べ、張って裁断し、諸比丘が共に割截し連綴し縫合して、一日にして三衣を作った。**その時世尊は阿那律陀に迦絺那衣法を説けと命じられ、自らは腰が痛むと休まれた。

そこで阿那律陀は、出家してから諸々の戒を守り、少欲知足で、阿蘭若行に励み、如意足などを得たことを説いた。世尊は患癒え、阿那律陀を褒めて、「阿那律陀はよく迦絺那法を説いた。比丘らは迦絺那法を持せよ。迦絺那法は法と相応し、梵行の本となり、覺を致し、涅槃を致す」と説かれた。

中阿含の迦絺那経はこのような内容である。先に紹介した『五分律』の迦絺那衣韃度の因縁譚とこれが関係があるのか、またなぜこれが迦絺那経と呼ばれるのかよく解らない。

- (6) 按は漢和辞典に「はかる」「くらべる」「報いる」「乱す」という意味が付されている。
- (7) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196
- (8) 大正 24 p.097 中、国訳 22 p.413
- (9) 大正 22 p.452 上、国訳 10 p.153

[2] 以上のように、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』の「迦絺那衣を拵げる」ことを許された因縁譚の中心となるものは、安居が終わって比丘たちが釈尊に会いに行ったが、道中に雨が降り、泥水に衣が汚れ、重くなって困難したので、迦絺那衣が許されたとする。『四分律』以外は、釈尊が舍衛城に居られ、比丘たちはサーケーターで雨安居したというところまで一致する。『四分律』はこの他に寒雪国の糞掃衣比丘の因縁譚を記すが趣旨は異ならない。

[2-1] ところでこの因縁譚はどのようなことを意味するのであろうか。佐藤密雄氏は先に紹介した著書において、衣時や迦絺那衣時の五事が制定された理由を、ここに紹介した因縁譚から、

比丘が困難して精舎にたどりつき、衣破れて用いることのできない場合に僧伽の比丘達が応急の衣を作るのであって、やがて三衣を調える迄に三衣の不備や材料を集めととのえる為に離衣宿や長衣戒の不犯の特例を認めるべきもの、更に疲労困憊しているのであるから、入聚落や別衆食や展転食を認めて、体力の回復を計るべきものである。……然しこの応急の措置が始めから迦絺那衣と言われたかは疑問である (1)。

と述べておられる。

要するに佐藤氏は、迦絺那衣は衣が破れ、疲れ果てて到着した比丘たちのために、到着した先で三衣を作るための応急の衣であるというのであろう。しかし佐藤氏自身も「迦絺那衣の特権はその住処に於いてのみ通用するのである。その住処の境外に出ずれば迦絺那衣を捨する(特権を失う)ことになるのである」(2)と書かれているように、迦絺那衣とは雨安居を過ごした比丘たちが、その住処において作成するものであって、雨安居を過ごした住処から出た者にはその権利が与えられないということは明らかである。したがって迦絺那衣が「(遊行して)到着した先で三衣を作るための応急の衣」ということはないといわなければ

ならない。もっとも氏は、この衣が「始めから迦絺那衣と言われたかは疑問である」とされているが、これは迦絺那衣を受けることが許された因縁譚なのであるから、このような疑問は起こり得ようがないはずである。

しかし『スマナサーラ』では、「雨安居明けの遊行をする時に、身体がびしょ濡れになっても着替えがなかった。そこで釈尊はカティナ衣を奉納することを認められた」とされている。筆者もこれは、比丘たちが雨安居を終わり、三衣を新調し終わって世尊に会うために遊行してきたが、道中に雨に降られ、また泥にも悩まされた。しかし三衣しか持っていなかったので水を含み、泥に汚れて重くなったので困難した。比丘らの衣はいわばロングスカートのようなものであるから、水に濡れると足にまとわりついて歩きにくくなったであろう。そこで釈尊は三衣の外にこのような非常時のために予備の衣（着替えの衣）を持つことを許されたと理解する。このことは前項に注意した『十誦律』の「迦絺那衣を受ける者は先衣もなお失わず、いかにいわんや新衣をや」という記述からも明らかである。

[2-2] このように迦絺那衣は三衣の外の非常時のための予備の衣であるとしても、それが三衣と同じものか別のものか、あるいは期間限定のものか恒常的なものかという判断は、この因縁譚からは導きえない。ただし先の「迦絺那衣は雨安居を過ごした住処の境外に出ると迦絺那衣を失う」という佐藤氏の説や、“Upasak”の「迦絺那のための功德は次の8つの環境のもとに剥奪される」という8つの第1の、「比丘が戻らないという意思をもって住処の界を去る時」などを勘案すると、もし界を出た時にこれを捨てなければならないとすると、雨安居の後の遊行の予備にはなりえないということは記憶しておかなければならない。

なおここで注意しておかなければならないのは、この因縁譚が語るものは、迦絺那衣そのものを許されたのではなく、「迦絺那衣を払げること」「迦絺那衣を受けること」を許されたということである。今ここでこれを議論するのは時機尚早であるので、詳しい検討は後に譲るが、このことはそもそも迦絺那衣は三衣と同じものか、あるいは別のものかという問題の立て方が見当違いであるかもしれないことを予感せしめる、ということのみを書いておく。

(1) 『原始仏教教団の研究』p.708

(2) 同上 p.574

[3] 前項において紹介したように、『パーリ律』では、「迦絺那を払げた者らには (atthatakaṭhinānam) 五事が相応する (pañca kappissanti) ことを許された」とされる。この五事については節を改めて論じることにするので、ここでは簡単にふれておく。

[3-1] 『パーリ律』の五事は「囑せずして聚落に入る (anāmantacāro)」「衣を離れて宿す (asamādānacāro)」「別衆食 (gaṇabhojanaṃ)」「用いるかぎりの衣 (yāvadatthacīvaram)」「衣を受ければ所持する (yo ca tattha cīvaruppādo so nesam bhavissati)」である<sup>(1)</sup>。

『四分律』は「五事因縁」とし、長衣有り、失衣せず、別衆食、展転食、食前食後に比丘に囑せずして聚落に入る、とする<sup>(2)</sup>。

『五分律』は「五事」とし、別衆食、数々食、余比丘に白せずして聚落に入る、長衣を蓄える、衣を離れて宿する、とする<sup>(3)</sup>。

『僧祇律』は「五事利」とし、以下の五罪を離れること、すなわち別衆食、処々食、食前

食後に白せずして行く、長衣を蓄える、離衣宿する、とする (4)。

また『根本有部律』は「五勝利」として、過 10 日の犯なく、過 1 月の犯なく、過経宿離衣の犯なく、唯だ上下二衣を著して人間に遊行するを得、意に随って多く長衣を蓄えるを得る、とし、さらにまた「五種饒益」として、別衆食を得る、数々食を得る、俗家請ぜざるに往きて食を受けるを得る、意に随って多く衣を求めるを得る、始め 8 月半ばより正月半時に至り、5 ヶ月を経て得し所の財物はみなこれ羯恥那衣の利養である、とする (5)。

なお『十誦律』は、「迦絺那衣を受けることを許す。迦絺那衣を受けた者は先衣をも失せず、いわんや新衣をや」とするのみであり、因縁譚では 5 つの功德を示さない (6)。しかし同系統の『薩婆多部毘尼摩得勒伽』には、

若し比丘、迦絺那を受ければ「七利」有り。随意に畜衣す、僧伽梨を著せずして聚落に入る、別衆食、数々食、白せずして聚落に入る、迦絺那功德利、縵く衣を著して聚落に入る、である。

としている (7)。

『根本有部律』の「五勝利」と「五種饒益」が正確にはどのようなことを意味しているか分からないが、筆者の理解するところをもとにして、これを内容別に対応させて表にしてみると次のようになる。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
①	囑せずして聚落に入る	比丘に囑せず聚落に入る	余比丘に白せず聚落に入る	不白入聚落	白せずして行く	
②	衣を離れて宿す	失衣せず	衣を離れて宿す	不著僧伽梨入聚落	離衣宿	過経宿離衣の犯 上下 2 衣を着して人間に遊行
③	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食
④	用いるかぎりの衣	長衣	長衣を蓄える	随意畜衣	長衣を蓄える	過 10 日の犯 長衣を蓄える
⑤	衣を受ければ所持する					過 1 月 意に随って多くの衣を求む
⑥		展転食	数々食	数々食	処々食	数々食
⑦				迦絺那功德利		得たところの財物は迦絺那衣の利養
⑧				著縵衣入聚落		
⑨						俗家請ぜざるに行つて食を受ける

このように『パーリ律』と『根本有部律』を除く漢訳律では、⑤と⑥に相違があり、『十誦律』に相応する『薩婆多毘尼摩得勒伽』と『根本有部律』にはこれら以外の内容が含まれているということがわかる。

- (1) *Vinaya* vol. I pp.253～、南伝 03 pp.444～
- (2) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.272
- (3) 大正 22 p.153 中、国訳 14 p.190
- (4) 大正 22 p.452 上、国訳 10 p.153
- (5) 大正 24 p.097 中、国訳 22 p.413
- (6) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196
- (7) 大正 23 p.604 中

[3-2] ところで以上の五事がそれぞれ律蔵のどの条文の適用除外であるかということは律蔵の迦絺那衣韃度にもそのアッタカターにも明示されておらず、改めて考察しなければならないが、一般的にはそれぞれ次に相当すると考えられている。

①「囑せずに聚落に入る (*anāmantacāro*)」

- 『パーリ律』波逸提 046 (*Vinaya* vol.IV p.100、南伝 02 p.158)
- 『四分律』单提 042 (大正 22 p.665 上、国訳 01 p.328)
- 『五分律』墮 082 (大正 22 p.069 中、国訳 13 p.266)
- 『十誦律』波逸提 081 (大正 23 p.123 下、国訳 05 p.392)
- 『僧祇律』波夜提 081 (大正 22 p.389 下、国訳 09 p.247)
- 『根本有部律』波逸底迦 081 (大正 23 p.865 下、国訳 21 p.200)

②「衣を離れて宿す (*asamādānacāro*)」

- 『パーリ律』捨墮 002 (*Vinaya* vol.III p.198、南伝 01 p.334)
- 『四分律』捨墮 002 (大正 22 p.603 上、国訳 01 p.127)
- 『五分律』捨墮 002 (大正 22 p.023 下、国訳 13 p.103)
- 『十誦律』尼薩耆 002 (大正 23 p.031 中、国訳 05 p.108)
- 『僧祇律』尼薩耆波夜提 002 (大正 22 p.293 下～、国訳 08 pp.271、272、274、275)
- 『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 002 (大正 23 p.712 中、国訳 20 p.001)

③「別衆食 (*gaṇabhojanam*)」

- 『パーリ律』波逸提 032 (*Vinaya* vol.IV p.74、南伝 02 p.118)
- 『四分律』单提 033 (大正 22 p.657 中、国訳 01 p.303)
- 『五分律』墮 032 (大正 22 p.050 中、国訳 13 p.198)
- 『十誦律』波逸提 036 (大正 23 p.093 中、国訳 05 p.292)
- 『僧祇律』波夜提 040 (大正 22 p.362 中、国訳 09 p.144)
- 『根本有部律』波逸底迦 036 (大正 23 p.823 中、国訳 21 p.47)

④「用いるかぎりの衣 (*yāvadatthacivaram*)」

- 『パーリ律』捨墮 001 (*Vinaya* vol.III p.196、南伝 01 330)
- 『四分律』捨墮 001 (大正 22 p.601 下、国訳 01 p.123)
- 『五分律』捨墮 001 (大正 22 p.023 上、国訳 13 p.101)

『十誦律』尼薩耆 001 (大正 23 p.029 下、国訳 05 p.104)

『僧祇律』尼薩耆波夜提 001 (大正 22 p.291 上、国訳 08 p.262)

『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 001 (大正 23 p.711 上、国訳 19 p.320)

⑤ 「衣を受ければ所持する (yo ca tattha cīvaruppādo so nesam) 」

『パーリ律』捨墮 003 (Vinaya vol.III p.203、南伝 01 p.342)

『四分律』捨墮 003 (大正 22 p.604 中、国訳 01 p.132)

『五分律』捨墮 003 (大正 22 p.024 中、国訳 13 p.106)

『十誦律』尼薩耆 003 (大正 23 p.033 中、国訳 05 p.115)

『僧祇律』尼薩耆波夜提 003 (大正 22 p.298 中、国訳 08 p.289)

『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 003 (大正 23 p.714 下、国訳 20 p.009)

そして『パーリ律』にはあげられないが、他の漢訳律のいう⑥「展転食 (数々食)」は次に相当する。

『パーリ律』波逸提 033 (Vinaya vol.IV p.77、南伝 02 p.123)

『四分律』単提 032 (大正 22 p.655 中、国訳 01 p.295)

『五分律』墮 031 (大正 22 p.049 中、国訳 13 p.195)

『十誦律』波逸提 031 (大正 23 p.086 下、国訳 05 p.270)

『僧祇律』波夜提 032 (大正 22 p.352 上、国訳 09 p.103)

『根本有部律』波逸底迦 031 (大正 23 p.810 下、国訳 21 p.001)

なおこれ以外の⑦⑧⑨が具体的にどの条文に相当するのかわからない。上記の 6 つにはそれぞれの条文中に、その禁止事項が迦絺那衣の期間中には適用除外されることが明記されているが、波羅提木叉の条文にはこの 6 条以外にこのような内容を持つものはないから、おそらく迦絺那衣に相応する功德はこの 6 条であると考えてよいであろう。しかるに主な律蔵がその内容を異にしながらかく等しく五項目 (五事) のみをあげるのは不可解であるが、これら全体の検討は節を改め【8】において行うことにしたい。

#### 【4】迦絺那衣を払げる (受ける) ための羯磨

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を払げる事が許された因縁譚の後に、迦絺那を払げる羯磨の行いが説かれている。これが仏教学者のいう「迦絺那衣式」ないしは「迦絺那衣の儀式」に相当する。本節ではこの「迦絺那衣を払げる (受ける) 羯磨」を考察する。

この部分は迦絺那衣を考察する際にはもっとも重要であるから、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の順にそのいうところを少々詳しく見て行きたい。ただし原文の翻訳では分かりにくいところがあるので、そのいうところはすべて筆者の理解した範囲での意識的なものを紹介する。

[1] まず『パーリ律』を考察する。

[1-1] 『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」では、迦絺那衣を払げる羯磨のやり方を、簡潔に次のようにいう。なお今いう迦絺那衣は原文ではただ単に 'kaṭhina' であって、これは

道具としての迦絺那をも意味するものであるが、筆者の理解によって「迦絺那衣」と翻訳するものであることをお断りしておく。

聡明有能なる比丘が、「サンガよわが言を聴け。サンガにこの**迦絺那衣材**は得られた (idam saṃghassa kaṭhinadussam uppannam)。もしサンガに機が熟すれば、サンガはこの**迦絺那衣材**を某甲比丘 (単数) に迦絺那衣を**拵げさせる**ために与えよう (saṃgho imaṃ kaṭhinadussam itthannāmassa bhikkhuno dadeyya kaṭhinaṃ attharituṃ)」と白し、「聴する者は黙せよ、聴しない者は言え」とサンガの同意を得て、このようにして白二羯磨によって、某甲比丘に迦絺那材を与え、迦絺那衣を拵げさせる (1)。

(1) *Vinaya* vol. I p.254、南伝 03 p.446

[1-2] また『パーリ律』には「迦絺那衣韃度」の外に、「付随」にも「迦絺那衣の拵げ方」その他が説かれている。むしろこちらの方が詳しい。

迦絺那衣を拵げるを知るべし (kaṭhinatthāro jānitabbo) とは、もしサンガに迦絺那衣材 (kaṭhinadussa) が得られた時には、サンガはどのように行じるべきか、拵げる者 (atthārakena 単数) はどのように行じるべきか、**随喜者 (anumodakena 単数)** はどのように行じるべきか。

サンガは白二羯磨によって迦絺那衣を拵げる比丘 (単数) に与える (kaṭhinatthārakassa bhikkhuno dātabbam)。この迦絺那衣を拵げる比丘は**即日** (tadah' eva) 洗い、延ばし、計量し、裁断し、縫い、染色し、作浄して迦絺那衣を拵げる。もし**重衣**によって迦絺那衣を拵げようと欲する時には (sace saṃghāṭiyā kaṭhinaṃ attharitukāmo hoti) 以前の重衣は取り去られるべきであり (porāṇikā saṃghāṭi paccuddharitabbā)、新しい重衣は執持されるべきであって (navā saṃghāṭi adhiṭṭhātabbā)、私はこの重衣によって迦絺那衣を拵げる (imāya saṃghāṭiyā kaṭhinaṃ attharāmi) と言葉が発せられるべきである。もし**上衣**……、もし**内衣**……。

この迦絺那衣を拵げる比丘はサンガのところに行って、偏袒右肩し合掌して、「諸大徳よ、サンガのために迦絺那衣は拵げられた (atthataṃ bhante saṃghassa kaṭhinaṃ)、迦絺那衣が拵げられたことは如法である (dhammiko kaṭhinatthāro)。諸比丘は随喜せられたい (anumodatha)」という。随喜比丘ら (tehi anumodakehi bhikkhūhi) は偏袒右肩し合掌して、「友よ、サンガのために迦絺那衣は拵げられた。迦絺那衣が拵げられたことは如法である。我ら**随喜す** (anumodāma)」と言う。

この迦絺那衣を拵げる比丘は衆多の比丘 (sambahule bhikkhū) のところに行って…

…。

この迦絺那衣を拵げる比丘は1人の比丘のところ (ekam bhikkhuṃ) に行って……。

もしサンガが迦絺那衣を拵げず (hañci na saṃgho kaṭhinaṃ attharati)、別衆 (gaṇa) が迦絺那衣を拵げず、1人 (puggalo kaṭhinaṃ attharati) が迦絺那衣を拵げたならば、サンガのために迦絺那衣は拵げられず (saṃghassa anatthataṃ hoti kaṭhinaṃ)、別衆のために迦絺那衣は拵げられず、1人のために迦絺那衣は拵げられたのである。

もしサンガが波羅提木叉を誦さず (hañci na saṃgho pātimokkhaṃ uddisati)、別衆 (gaṇa) が波羅提木叉を誦さず、1人が波羅提木叉を誦したならば、サンガのために波羅提木叉は誦されず (saṃghassa anuddiṭṭhaṃ hoti pātimokkhaṃ)、別衆のために波羅提木叉は誦されず、1人のために波羅提木叉は誦されたのである。

サンガの和合一致によってなし、別衆の和合一致によってなす1人の誦はサンガのために波羅提木叉の誦を成じ、別衆のために誦を成じ、1人のために誦を成じる。このようにサンガが迦絺那衣を拈げず、別衆が迦絺那衣を拈げずとも、1人が迦絺那衣を拈げれば、サンガの随喜によって (saṃghassa anumodanāya)、別衆の随喜によって、1人が拈げたことがサンガのために迦絺那衣を拈げたことになり (puggalassa atthārā saṃghassa atthatam hoti kaṭhinam)、別衆のために迦絺那衣を拈げたことになり、1人のために迦絺那衣を拈げたことになる<sup>(1)</sup>。

としている。

(1) Vinaya vol.V p.176、南伝05 p.299

[1-3] 以上の『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」と「付随」の文章から次のようなことがわかる。

まず迦絺那衣式は、律の上では「迦絺那衣を拈げる羯磨」と認識されていることである。要するに迦絺那衣式は、サンガとしての公式的な行為であるということである。もちろんこれはサンガのために迦絺那衣が拈げられる場合であるが、しかし「付随」のいうところによると、迦絺那衣は別衆のためにも1人の比丘のためにも拈げられ得るということになる。おそらくこれらはその住处で雨安居を過ごした比丘の数がサンガを形成できる数に達しなかった場合の特例であって、通常はサンガのなかでサンガのために迦絺那衣は拈げられ、これが正常の迦絺那衣を拈げる儀式であるとすべきであろう。以下は特記しない限りこのサンガのための儀式を念頭において考察する。

このサンガが迦絺那衣を拈げようとする時には、まずサンガのために迦絺那衣を拈げる1人の比丘に、白二羯磨によって布施された衣料を与える、とされている。この「迦絺那衣を拈げる比丘」の選任については、『パーリ律』本体にも「付随」にも記されていないが、後述する漢訳律の多くは白二羯磨によって選任するとしている。

そして迦絺那衣の材料を与えられた比丘は、1日のうちにこれを洗い、延ばし、計量し、裁断し、縫い、染色し、作浄して衣に仕立て上げ、仕立て上がったものを迦絺那衣として拈げる。この仕立て上げる衣は重衣である場合も、上衣である場合も、內衣である場合もあって、例えば重衣を迦絺那衣とする場合は、今着ている古い重衣を捨てて、新たに作られた重衣を迦絺那衣とする、とされている。したがって迦絺那衣という特別の名で呼ばれるけれども、形体そのものは三衣のうちのいずれかであるということになる。

そしてこのこと以上に注意すべきは、漢訳においては「受迦絺那衣」とか「作迦絺那衣」という語に相当する言葉は、‘kaṭhinam attharati’とか‘kaṭhinatthāra’すなわち「迦絺那を拈げる」に相当するであろうということである。このうちの「作迦絺那衣」という句は、これ以降の漢訳律の考察では布地から迦絺那衣に仕立てあげる、迦絺那衣を製作するという意味として「迦絺那衣を作る」と読むべきか、あるいはでき上がっている重衣などの衣を特別の功德が付帯する迦絺那衣として認定するという意味として「迦絺那衣と作す」と読むべ

きかについて悩むことになるのであるが、「付随」がいうように、仕立て上がった重衣などを迦絺那衣として拈げるのであるから、もしそうなら改めて製作する必要はなく、したがってこれは「迦絺那衣として認定する」という意味として「迦絺那衣と作す」と読むべきなのであろう。とするならばこの「迦絺那を拈げる」という語には、道具としての迦絺那を拈げるという意味はないというべきであらう。道具として迦絺那を拈げるのは衣を「製作する」ためでなければならないが、この文脈での‘kaṭhinam attharanti’はでき上がった衣を迦絺那衣として認定するために拈げるという意味でなければならないからである。

要するに「迦絺那衣を拈げる」のは、例えば三衣の1つである重衣として仕立て上げられた衣を、これを持している間は五種の戒律の条項の適用が免除されるというような、特別な効力を持つ「迦絺那衣」としてサンガが認定するという意味合いになるものと考えられる。とするならば「受迦絺那衣」も字義通りに「迦絺那衣を受け取る」という意味ではなく、特別な効力を持つ「迦絺那衣」として認定するという意味として理解しなければならない。これは迦絺那衣そのものの意味に係る重要な問題であるから、詳しくは漢訳律の記述も見ながら考察してゆくことにしたい。

そしてサンガが迦絺那衣として認定する衣は1人の比丘に与えられるのであるが、これをサンガが随喜することによって、サンガの全員がその功德を共有することになる。その構造は「付随」に明確に解説されている。ただし迦絺那衣と呼ばれるのは、迦絺那衣材を用いて、仕立て上げた衣を拈げて、サンガが所定の羯磨の作法にしたがって、合法的に迦絺那衣として認定したその衣のみに限定され、随喜した比丘たちが、後に5つの律の条文の適用除外を受けて作るようになる衣は、迦絺那衣とよばれるのではなく、単に衣と呼ばれるようである。このことは次節に考察する迦絺那衣を拈げる羯磨や、【7】に考察する迦絺那衣の捨のところで明らかとなる。

[2] 次に『四分律』を検討する。

[2-1] 『四分律』は次のようにいう。先に注意したように、「作迦絺那衣」という漢文は「迦絺那衣を作る」と読むべきか、それとも「迦絺那衣と作す」と読むべきかが問題となる。以下には筆者の理解にしたがってそのどちらかを採用するが、問題となりそうな文脈のところには念のために元の漢文も括弧の中に記しておく。

その時異住処の現前僧が大貴価の功德衣を得た。仏は次のように指示された。「大徳僧よ聴せよ。今日衆僧は功德衣を受けた。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ」と白し、衆僧は和合して功德衣を受ける。

次にサンガの為によく功德衣を持することのできる1比丘を差して、衆中の堪能に羯磨をなす者が、「大徳僧よ聴せよ。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ。サンガは某甲比丘を差してサンガのために功德衣を持せしめよう」と白し、(白二羯磨によって)

(1) サンガのメンバーの同意を得て、「サンガの為に迦絺那衣を持する比丘」を選任し、サンガは羯磨衣を「功德衣を持する比丘」に与え、次のように白する。「大徳僧聞け。この住処のサンガは可分衣を得た。現前僧はまさに分かつべきである。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ。サンガは今この衣を持ちて某甲比丘に与えん。この比丘はこの衣を持ちてサンガのために受け、功德衣と作して、この住処において持すべし」

と。そして（白二羯磨によって）サンガの同意を得て決定する。

その比丘は起って衣を捉り、諸比丘の手得に随って衣を及ばしめ、相い了るを得ば次のように言う。「この衣を衆僧当に受けて功德衣と作すべし。この衣を衆僧今受けて功德衣と作す。この衣を衆僧已に受けて功德衣と作し竟った」と。このように第二説、第三説する（単白羯磨）。諸比丘は応にこのように言う。「その受ける者は已によく受けた。この中の所有の功德の名称は我に属す」と。彼は答えて「爾り」と言う。

その時ウパーリが質問した。「過去の三句を以て功德衣を受けるとするのか、未来（の句）を以てするのか、現在（の句）を以てするのか」と。仏は「満足語をなすために九句を説いたのである。過去の三句を以て功德衣を受けるとはではなく、未来の三句を以て功德衣を受けるとはではない。現在の三句を以て功德衣を受けるとである。なぜなら過去はすでに滅し、未来は未だ至らない。この故に現在の三句を以て受けるのである。若し未成の衣を得ば衆僧中に羯磨して比丘を差して作らしむべし。もし已成を得ば応に法のごとく受くべし」と答えられた<sup>(2)</sup>。

(1) 括弧して白二羯磨としたのは、文章中に明示されているわけではなく、筆者が白と羯磨の形式から判断したからである。以下同じ。

(2) 大正 22 p.878 中、国訳 03 p.273

[2-2] 『四分律』は、迦絺那衣式を次のように行うべきであるとしている。

まず布施された功德衣をサンガが単白羯磨によって受け取る。この衣は「可分衣」とされている。

次に「サンガのためによく功德衣を持することのできる比丘」を 1 人、白二羯磨によって選任し、同じく白二羯磨によって布施された功德衣を、「現前僧はまさに分かすべきである」としてこの選任された比丘に与えるとされている。衣そのものも「可分衣」であり、また特定の比丘に与えられるのは現前僧において分配するためとされるから、本来はサンガの全員で分配するのであるが、この羯磨では形式的に特定の比丘に与えられるということであろう。

「功德衣を持する比丘」はその衣をサンガの全員に回し、「この衣を衆僧当に受けて功德衣と作すべし」と単白羯磨し、サンガのメンバーは「その受ける者は已によく受けた。この中の所有の功德の名称は我に属す」という。「随喜」という言葉は使われていないが、これが『パーリ律』のいう「随喜」に相当するであろう。先に述べたように、本来は現前僧において分配されるべき衣が、形式的に特定の 1 人の比丘に与えられたので、この時点では分配されなかった比丘もこの随喜を言葉に発することによって分配の権利を獲得し、五種の功德も保持することができるようになるのである。

これはすでに衣に仕立て上げられたものを受ける場合であるが、もし未成の衣であれば、サンガがこれを衣に仕立て上げる比丘を羯磨によって選任し、仕立て上げさせるという作業が加わる。

なお『パーリ律』は仕立て上がった衣なら三衣のうちの 1 つ、もし衣材なら衣一着分を衣に仕立て上げて、それを迦絺那衣として認定するというニュアンスで書かれているが、『四分律』は布施された分配すべき衣のすべてを迦絺那衣とし、これを分配するために 1 人の比丘に与えるというニュアンスで書かれているようにみえるが、あるいは『パーリ律』と同じであるのかもしれない。

[3] 次に『五分律』を調査する。

[3-1] 『五分律』は次のようにいう。

もし檀越が**迦絺那衣物**をサンガに施そうとする時には、**諸比丘中の少衣の者に白二羯磨して之を与える**。1比丘が「大徳僧よ聴せよ。サンガはこの迦絺那衣物を得た。今某甲比丘に与えんとす」と白し、（白二羯磨によって）サンガのメンバーの同意を得て選任する。

その比丘は得已ったら**即日に浣・染・打・縫し**なければならない。もし1人でやれないときには、**サンガが白二羯磨して、一比丘、二、三乃至衆多比丘を指名してこれを助ける**。

衣を作り竟ったら、サンガに物を与えられた比丘は衣をもってサンガの中に至り、「サンガが得たこの**迦絺那衣物**は、已に浣・染・打・縫して如法に作りおわった。願わくばサンガは受けて**迦絺那衣**となさんことを（願僧受作迦絺那衣）」と白し、**起つて遍く衆僧に示す**。諸比丘は答えて、「**長老よ、我らは随喜して汝に共に之を与える**」という。その後、サンガは白二羯磨をして受け、1比丘が「大徳僧よ聴せよ、サンガが得たこの迦絺那衣物は浣・染・打・縫して如法に作りおわった。今受けて迦絺那衣と作さん。若しサンガ時至れば、サンガ忍聴せよ」と白し、白二羯磨によって受けて迦絺那衣とする。

サンガに衣物を与えられた比丘は復た遍く行じて、「この衣はサンガは已に受けて迦絺那衣と作した」と言い、諸比丘は一々に「この衣はサンガは已に受けて迦絺那衣と作した。これ善受となす。**この中の所有の功德は尽く我に属す**」と言う<sup>(1)</sup>。

(1) 大正 22 p.153 中、国訳 14 p.190

[3-2] 『五分律』は仕立て上がった衣ではなく、その衣材を得て、これを衣に仕立て上げるというイメージで説かれているが、その羯磨を次のように行っている。

まずその衣材を1人の比丘に白二羯磨を行って与えるのであるが、その比丘は諸比丘中の「少衣の者」とされている。

与えられた比丘と、もし1人でやれない場合はサンガが白二羯磨で指名したその他の比丘たちが協力して、即日に洗うところから衣に仕立て上げるところまでのすべての作業を行う。

衣が仕立て上がった後、衣材を与えられた比丘はそれをサンガのところに持って行って、サンガにこれを示し、これを受けて迦絺那衣と作すことを請う。サンガは白二羯磨でこの衣を受けて迦絺那衣とする。

衣を与えられた比丘は一人一人の比丘に、「この衣はサンガが已に受けて迦絺那衣と作した」と言い、諸比丘は一一に「この衣はサンガが已に受けて迦絺那衣と作した。これ善受となす。この中の所有の功德は尽く我に属す」と言う。「随喜」ということばはサンガが仕立て上がった衣を1人の比丘に与える時点で使われているが、『パーリ律』の随喜に相当するのはこの時点とすることができるであろう。これによって、迦絺那衣に相応する5種の戒律の条項の適用除外を受ける功德がサンガの全員に及ぶことが明示されているわけである。

[4] 次に『十誦律』を調査する。

[4-1] 『十誦律』は次のようにいう。

(迦絺那衣を受ける法) 一心和合してサンガは衣を得るに随う日に受ける。「衣を得るに随う日」というのは、もし月の1日に衣を得るならば即日に受ける。若しくは2日、若しくは3日、乃至8月15日も同じである。

1人の比丘が「大徳僧よ聴せよ。今日サンガは和合して迦絺那衣を受けよう。もしサンガ時至れば忍聴せよ」と唱言し、あらかじめよくサンガのために**受迦絺那衣人**となる1人の比丘を指名しておいて、「大徳僧よ聴せよ。比丘某甲はよくサンガのために受迦絺那衣人となる。もしサンガ時至れば忍聴せよ」と白し、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得てその比丘を受迦絺那衣人に選任する。

もしサンガが初めて**安居僧が分かつべき施衣**を得れば、これを羯磨して**受迦絺那衣人**に与える。与え方は、1比丘が一心和合僧中に「大徳僧よ聴せよ。この住処のサンガは施衣を得た。**安居僧は応に分かつべきである**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは羯磨して某甲比丘に与え、この衣を以て迦絺那衣となそう(作迦絺那衣)。この住処を離れずして受持せん」と白して、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得て施衣を受迦絺那衣人に与え、迦絺那衣となす(作迦絺那衣)。

その時了了によく作る**4比丘とともに**、洗、染、裁割、纂、刺、安穩量度するその時々において、「この衣をもって我れ迦絺那衣となして受けん(以此衣我作迦絺那衣受)」という心を生じなければならぬ。この六心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける(名善作迦絺那衣)。もしこの六心がなければよく迦絺那衣となしたと名づけない(不名善作迦絺那衣)。

また三心がある。「我れこの衣を以て当に迦絺那衣となして受くべし(我此衣当作迦絺那衣受)。この衣を以て今迦絺那衣となして受く。この衣を以て迦絺那衣となして受け竟った」というこの三心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける。

また二心がある。「我れこの衣を以て迦絺那衣となして受けん(我以是衣作迦絺那衣受)、この衣を以て迦絺那衣となして受け竟った」というこの二心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける。もしこの二心がなければ**作迦絺那衣人**は突吉羅罪を得る<sup>(1)</sup>。

(優婆離が受迦絺那衣法を尋ね、仏が同じように答える文章がつづく)

(1) 大正23 p.206下、国訳06 p.196

[4-2] 『十誦律』の系統には『大沙門百一羯磨法』<sup>(1)</sup>が残され、このなかに「迦絺那衣法」が記されている。これも紹介しておく。

一心会僧中において一比丘が唱する。「大徳僧よ聴け。今日サンガは迦絺那衣を作さん(作迦絺那衣)と欲す。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは応に一心に迦絺那衣を作さん」と。

次にサンガ中に不愛・不恚・不怖・不癡・作と不作を知るという五法を有する、よく迦絺那衣を作る者(**作迦絺那衣人**)を差し、一比丘がサンガ中に次のように唱する。「大徳僧よ聴け。某甲比丘を僧中の作迦絺那衣人とせん(某甲比丘僧中作迦絺那衣人)。もしサンガ時至れば忍聴せよ。某甲比丘を作迦絺那衣人とせん」と。(白二羯磨によって)サンガの同意を得て選任する。

**安居中の所得の施衣**を羯磨して**迦絺那衣人**に与える。一心会僧中において一比丘が

唱する。「大徳僧よ聴け。この住処のサンガはこの施衣にして**可分物**を得た。安居僧は**応に分かつべし**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは当に羯磨して某甲比丘に与えて迦絺那衣を作らしめ(作迦絺那衣)、この住処にて受持せん」と白し、白二羯磨によって決定する。

このとき**作迦絺那衣人**はさらに四人のよく作る比丘とともに、この衣を浣・染・割・簪・縫・試量するとき、作迦絺那衣人は心中に「当に迦絺那を作らん(当作迦絺那)」と念じなければならない。この六心を生じなければ迦絺那衣とならない(非迦絺那衣<sup>(2)</sup>)。さらに三心を生じるべきである。「当にこの衣を作らん(当作此衣)、今この衣を作る(今作此衣)、已にこの衣を作った(已作此衣)」と。三心が生ずれば当にこれ迦絺那衣である。

サンガ中の一比丘が唱する。「大徳僧よ聴け。この衣はこの住処の**現前僧が応に分かつべし**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。この衣をサンガは羯磨して当に某甲比丘に与えん」と白して、白二羯磨してこの衣を某甲比丘に与える<sup>(3)</sup>。

(1) 『律蔵の研究』I (「平川彰著作集」第9巻 春秋社 1999年6月) p.262 参照

(2) 「非」は元、明本は「作」とする。

(3) 大正23 p.493 上

[4-3] 『十誦律』も布地を布施されて、これを迦絺那衣として仕立て上げるケースをイメージしているのであるが、『十誦律』は迦絺那衣の羯磨を次のように行うとする。

迦絺那衣羯磨を行う日については後に改めて検討するが、『十誦律』はその最初の日を明言しないがおそらく7月16日とするのであって、それから8月15日までの1ヵ月中のいずれかの1日とするのであろう。

そのいずれかの1日の衣を布施された日に、サンガはよくサンガのために受迦絺那衣人となる1人の比丘を指名して、白二羯磨によって「受迦絺那衣人」として選任する。しかし『十誦律』にはこの後に「作迦絺那衣人」という役職名も出るから、この「受迦絺那衣人」は在家信者から迦絺那衣の材料を受ける役割の者であり、「作迦絺那衣人」はこの後の段階の作業を担う者なのであろう。『大沙門百一羯磨法』には「受迦絺那衣人」という役職名の比丘は登場しないが、これは布施を受けるところは省略されているからであると考えられる。

ところでこの「作迦絺那衣人」は布地から「迦絺那衣を作る」ための比丘なのか、それとも衣を特別の効力を持つ迦絺那衣として意味付けを変える、すなわち衣を「迦絺那衣と作す」ための比丘なのか判然としない。おそらく『十誦律』が「了了能作四比丘」といい、『大沙門百一羯磨法』が「四比丘能作者」というのは「衣を作る」という意味であり、だから三心のところでは「当作此衣」「今作此衣」「已作此衣」ともいうのであろう。しかし「我此衣当作迦絺那衣受」「我以是衣作迦絺那衣受」という文章もあり、この文章中の「受」という語は、特別な意味付けのなされた迦絺那衣として「受ける」という意に取るべきであろう。そういう意味では、「作迦絺那衣人」は『パーリ律』や『四分律』がそうであったように、この衣を作製するための助っ人としての4人とは異なった、ただ1人が担うべき特別の役割が付されているということができるとはなからうか。そこで「作迦絺那衣人」は「受迦絺那衣人」でもあるわけである。

このように考えると「作迦絺那衣」の「作」は、衣を「作製する」という意味も有すると

同時に、特別な効力・功德をもつ迦絺那衣として「効力を持たせる」、「効力を持ったものとして変質させる」という意味をももつと理解できる。

以上のように理解すると、『十誦律』の迦絺那衣式はサンガが作迦絺那衣人を白二羯磨で選任し、サンガに布施された安居僧が分かすべき施衣をこの比丘に白二羯磨によって、「サンガは羯磨して某甲比丘に与え、この衣を以て迦絺那衣と作そう」として与えて、さらに四人の比丘を助っ人として指名して衣を作らせるが、彼らはその作業の諸段階において、自分たちが作っている衣はただの衣ではなく、迦絺那衣という特別の功德を有する衣であるということ強く念じなければならない。そしてでき上がった衣を、『大沙門百一羯磨法』がいうように、「大徳僧よ聴け。この衣はこの住処の現前僧が応に分かつべし。もしサンガ時至ればサンガは忍聴せよ。この衣をサンガは羯磨して当に某甲比丘に与えん」と白二羯磨によってこの衣を某甲比丘に与えるのである。『十誦律』は随喜については言及しないが、「この衣はこの住処の現前僧が応に分かつべし」という白の言葉には、おそらく『パーリ律』のいう随喜が意識されているものと思われる。

なお『十誦律』は「衣を得るに随う日」として、衣材を受けて迦絺那衣となす日を同日のこととしているが、『大沙門百一羯磨法』は「安居中の所得の施衣」としている。他の諸律を勘案すれば、おそらく前者の方が正しいのであろう。

[5] 次に『僧祇律』を検討する。

[5-1] 『僧祇律』は次のようにいう。

もし外人がサンガの**迦絺那衣財**を布施しようとするときには、黙って受けてはならない。受ける者は「我れは今サンガの迦絺那衣財を受けん」と言い、受け終わったらサンガの中に行って、氈を竪にして手に捉り、長く垂らし高く撃きさげもって、「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣財を得た。もしサンガは時至ったならばサンガはこの迦絺那衣財を取ろう」と白し、(白二羯磨によって)サンガの同意を得てこの迦絺那衣財を取る。

そしてサンガはサンガ中のよく料理して**迦絺那衣**を作ることのできる者を1人、もしくは2人、もしくは3人選び、羯磨人が「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣財を得た。もしサンガは時至れば某甲某甲比丘および余人を拜してサンガの迦絺那衣を作ろう」と白し、(白二羯磨によって)サンガの同意を得て選任する。

そして羯磨人(選任された迦絺那を作る役職者をさすのであろう)中の1人が主となって衣財を受ける時に、「この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし」と三説し、洗うときにも「この迦絺那衣財を洗わん。サンガ当に受くべし」と三説する。截つ時、縫う時、染める時、点作浄するときも同じ。刀浄するときには角頭に四指を離し刀を一下する時に、作浄するときは一にこれを言う。説かないで作浄した時には迦絺那衣と名づけることを得るも、越毘尼罪を得る。もし一に説いて作浄しなければ迦絺那衣と名づけず、越毘尼罪を得る。もし一に起心して作浄すれば迦絺那衣と名づけるを得て無罪である。

もしサンガの時衣を得て作りおわった時には、一切が和合し、羯磨人が**疊衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く撃て**、「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣を得て作りおわった。もしサンガ時至れば**今この迦絺那衣を受けよう**(受此迦絺那衣)」と白

し、(白二羯磨によって) サンガの同意を得てサンガは迦絺那衣を受ける。

そしてこの衣を襞畳みして箱の中に入れ、衆華を上にはらして、上座より次第して随喜をなしていう。「長老憶念し給え、サンガはこの住処において迦絺那衣を受けた。私某甲比丘は随喜して受けん。冬4月を斉り、所住の処に随って満じて、我当に捨つべし(我某甲比丘随喜受齊冬四月随所住処満我当捨)」と三説する。

もし大衆が1万、2万で和合することが難ければ、衆多人が別に迦絺那衣を作ることができる。一切は大衆の如きであるが、但だ衆多と称するは異なる。4人以上は別に作ることにはできない。もし1人で独作する時は、取る時に「この迦絺那衣財を我れ今受けん」と三説する。截つ時、縫う時、洗う時、染める時、点する時、刀淨する時にも、「この迦絺那衣を我れ当に受くべし」と三説する。作成し已ったら、心念して口に「我れ比丘某甲この迦絺那衣を受けん」と三説する<sup>(1)</sup>。

(1) 大正22 p.452中、国訳10 p.154

[5-2] 以上が『僧祇律』のいう迦絺那衣の羯磨である。これも迦絺那衣の材料である布地を布施されて、これを衣に仕立て上げるというケースをイメージして説かれている。これを簡単にまとめると次のようになる。

まず衣財がサンガに布施されたら、「我れは今サンガの迦絺那衣財を受けん」と言葉に発して言わなければならない。そしてこの衣財を受けた者はサンガの前で氈を豎にして手に捉り、長く垂らし高く撃て、「この時衣財を得たので、迦絺那衣財として取ろう」と白二羯磨して、この衣をサンガの迦絺那衣財として受け取る。

そして迦絺那衣を作る比丘1人ないし3人を白二羯磨で選んで迦絺那衣を作る者として選任する。そしてその中の1人が、衣財を受け、洗い、そして作淨するところまでの作業段階ごとに「この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし」などと三説する。「説かないで作淨した時には迦絺那衣と名づけることを得るも、越毘尼罪を得る」などとされ、説かない者は罪となるのであるから、この三説は普通の衣を特別の効力を有する迦絺那衣に意味づけするために必要な法律的行為とすることができる。なお他の律のすべては迦絺那衣を受ける者を1人とするのに、『僧祇律』は「迦絺那衣を作る比丘」に1乃至3人を選任とする。しかし三説するのはその中の1人であって、この1人が「迦絺那衣を作る比丘」であり、他の比丘はそれを補佐する者であったのであろう。

そして衣が仕立て上がったら、羯磨人が畳衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く撃て、白二羯磨によってサンガの同意を得て迦絺那衣として受ける。そしてこの衣を襞畳みして箱の中に入れ、衆華を上にはらして、「長老憶念し給え、サンガはこの住処において迦絺那衣を受けた。私某甲比丘は随喜して受けん。冬4月を斉り、所住の処に随って満じて、我当に捨すべし」と三説する。これが随喜であって、漢訳律蔵としては唯一この場面に「随喜」という言葉が使われている。

このように『僧祇律』のいう迦絺那衣の羯磨も『パーリ律』などの他の律と基本的に異なるところはないが、衣財を受け取るところから書かれていることと、でき上がった迦絺那衣を箱の中に入れて随喜するというのが異なる。なおここには冬の四月が終わる時にこれを捨すべきことが明記されている。

[6] 最後に『根本有部律』を検討する。

[6-1] 『根本説一切有部毘奈耶羯恥那衣事』は次のようにいう。

三月安居して衆が**衣物**を獲たら**作衣する**。まず「大衆まさに知るべし。今夏坐の苾芻衆はこの衣を得た。もし大衆が望むならこの物をもって衆のために羯恥那衣と作そう（令將此物為衆作羯恥那衣）」と白する。

**明日**に至り已ったら**鞞稚**を鳴らし、**サンガ**を集めて、1 苾芻をして白せしめていう。

「大徳僧伽聴き給え。この衣は此処に雨安居した**サンガ**が得た物である。**サンガ**は今共にこの衣をもって羯恥那と作そう（僧伽今將此衣作羯恥那）。この衣を当に**サンガ**のために張りて羯恥那と作そう（此衣當為僧伽張作羯恥那）。もし衣を張り已れば、界外に出ると雖も所有の三衣は離の過なし。いかにいわんや余衣をや。もし**サンガ**は時至りて聴せば**サンガ**は応に許すべし。**サンガ**は今この衣をもって**某甲苾芻**をして**当にサンガのために羯恥那と作すべし**（僧伽今將此衣令某甲苾芻當為僧伽作羯恥那）。もし衣を張りおわれば、界外に出ると雖も所有の三衣は離の過なし。いかにいわんや余衣をや」と。このように白し、羯磨はこれに准じて成じる（次に紹介する『百一羯磨』によれば白二羯磨）。

次に、無欲・無愛・無恚・無癡・張と不張を知るといふ五徳を具した羯恥那衣を張る苾芻（**張羯恥那衣人**）を指名し、**サンガ**のために張衣人となることができるかどうかを確認してから、一苾芻が「大徳僧伽聴き給え。この苾芻某甲は張羯恥那衣人となることを願っている（此苾芻某甲樂作張羯恥那衣人）。今**サンガ**のために羯恥那衣を張らしめよう。もし**サンガ**は時至って聴せば**サンガ**は許すべし」と白した後、（白二羯磨によって）**サンガ**のメンバーの同意を得て選任する。

次に**張衣苾芻**は白羯磨して、羯恥那衣と作す（作羯恥那衣）。（その要領は）「大徳僧伽聴け、この衣は当に**サンガ**のために羯恥那衣と作すべきである（此衣當為僧伽作羯恥那衣）。この苾芻某甲を**サンガ**は作張衣人に指名した。もし**サンガ**は時至って聴せば**サンガ**は許すべし。**サンガ**は今この衣を以て羯恥那と作し、某甲苾芻に付そう（僧伽今以此衣作羯恥那付某甲苾芻）」と白する。羯磨はこれに准じてなす。

（以下は作羯恥那衣苾芻の行法）作衣する処で、当に須く在前して、洗滌し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すまで共に作るべし。また心の中で、「この衣は当に**サンガ**のために張りて羯恥那衣と作すべく（此衣當為僧伽張作羯恥那衣）、現に張りて羯恥那衣と作し、すでに張りて羯恥那衣と作した」と三度念じる。ただ後の二のみだけでも作法は成立するが、なさなければ悪作罪を得る。

次に**8月白半15日**に至って、知事人は大衆に告げて、「諸大徳よ、**明日**我らは当に衆のために羯恥那衣を張ろう。あなたがたは各々は旧持衣を捨てて某甲処に集まれ」と言う。

（翌16日に）張衣苾芻はこの衣の上に、名花を布列し、妙香熏馥して、鞞稚をならして衆を集め、この衣をもって上座の前に立ち、**両手に衣を撃て**、「大徳僧伽よ聴け。この衣は**サンガ**が許して張りて羯恥那衣と作した（此衣僧伽許張作羯恥那衣）。私苾芻某甲は**サンガ**が今指名して張羯恥那衣人となった（我苾芻某甲僧伽今差作張羯恥那衣人）。私某甲は張羯恥那衣人である。私はこの衣をもって、当に**サンガ**のために張りて羯恥那

衣と作す」と三説する。

次にこの衣を舒張して上座の前に立ち、「上座よ存念せられよ。この衣はサンガが許して羯恥那衣と作した（此衣僧伽許作羯恥那衣）。我れ苾芻某甲はこれ張衣人である。我れ今大衆のためにこの衣を張らん」という。上座は答えて、「善哉、張衣すること。極めて善きかな、張衣すること。この中の所有の財利・饒益は当に我これを獲べし」と三説し、これを行末まで繰り返す。

（持衣人の法）この衣を持って大小便室に行ってはならない。厨舎煙火の処に入ってはならない。露地に安置してはならない。衣を棄てて界外に出てはならない。もし暫く出るも宿を経てはならない。持衣苾芻にしてこれに依らずして行ずれば越法罪を得る。

この持衣人は正月15日に至れば、衆中に「大衆は知るべし。明日当に羯恥那衣を出すべきである。あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆応に分かつべし（仁等各各守持自衣。其有利物大衆応分）」と白する<sup>(1)</sup>。

(1) 大正24 p.97下、国訳22 p.414

[6-2] 『根本有部律』系統には『根本説一切有部百一羯磨』が残されている。このいうところも紹介しておく。

「処分衣物将作羯恥那衣白二」 羯恥那衣が許された因縁を記した後に次のようにいう。諸苾芻は随意竟って16日に至り、羯恥那衣を張ることを許す。この衣を張る時には5月中において10の饒益を得る。凡そその処において所得せし利物の一好者を取って羯恥那衣と作す（凡於其処所得利物取一好者作羯恥那衣）。8月14日に至って白して衆に知らしめ、一苾芻をして白羯磨をなさせる。（この白は『羯恥那衣事』と同じであるので省略する）

「差張羯恥那衣人白二」（これも『羯恥那衣事』に同じ）

「付張羯恥那衣白二」（これも『羯恥那衣事』に同じ）

「出羯恥那衣単白」 時にこの苾芻はすでに衣を受けおわれば、応に余の苾芻に供すべし。浣・染・縫・刺をなす等諸余の軌式は羯恥那衣事中に具に説いた如くである。時に諸苾芻は共に羯恥那衣を受け、五月に至って満ずるもどうすればよいのか知らなかった。正月15日に至って張衣之人はサンガに白して言う。「諸大徳よ、明日は当に羯恥那衣を出すべし。あなた方は各々自衣を守持せよ」と。既に明日に至れば、サンガは尽く集まって前の方をなしおわり、一苾芻をして単白羯磨をなさしめる。白は次のようになす。「大徳僧伽よ聴け。この住処において和合サンガは共に羯恥那衣を張った。もしサンガは時至ればサンガは応に聴すべし。サンガは今共に羯恥那衣を出さん」と。この時諸苾芻はすでに衣を出しおわってどうすればよいのか知らなかった。諸苾芻は衣を張る時に得た十の饒益は既に出し已ればこの事は応に遮すべし。違する者は罪を得る<sup>(1)</sup>。

(1) 大正24 p.473中

[6-3] 『根本有部律』のいうところは以上の如くである。これをまとめる前に、いくつかの注意すべき点を挙げておかなければならない。

まず『根本有部律』の用いる暦は他の漢訳律とは異なって、雨安居が始まる娑縛擊(śrāvāṇa 月)を他の律が4月と訳するに対して5月と訳し<sup>(1)</sup>、前安居を5月16日に始ま

り、8月15日に終わるとする暦である。そこで文中の「8月白半15日」という日付は、他の漢訳律では「7月の白分の15日」に相当する。したがって8月16日に迦絺那衣の式をするのは前安居の迦絺那衣式のことである。

また冒頭の「三月安居して衆が得た衣物」というのは3ヵ月の夏安居中に布施された衣材を意味するようである。そしてこの雨安居中に布施された衣を羯恥那衣として受ける儀式は、『百一羯磨』によると8月14日に行い、この日のうちに衣を仕立て上げて、『根本有部律』によれば翌15日に知事は、翌日に羯恥那衣を張る儀式を行うと衆に知らせ、翌16日に仕立て上げられた衣を羯恥那衣となす儀式を行う、とするようである。そして羯恥那衣を出すのは、その5ヵ月後の正月15日ということになる。他の律では12月15日に相当する。

このように『根本有部律』は迦絺那衣の衣材を夏安居中に布施されたものとするのであるが、衣時は『根本有部律』も含めて「迦絺那の拈げられない時には雨期の最後の1ヵ月間、迦絺那衣の拈げられたときには5ヵ月間」であるはずであり、それ以外は衣時ではないから<sup>(2)</sup>、この規定との関係はどうなるのかということとは別に問題としなければならない。

以上のような点を認識した上で、『根本有部律』の羯恥那衣の羯磨をまとめると次のようになる。

まず8月13日に安居中に得た衣を明日羯恥那衣としようとして衆に知らせる。そして翌14日に衆を集めて羯恥那衣を作る。この作法は、サンガが得た物を張って羯恥那衣となすことを白二羯磨によって決定する。『百一羯磨』によれば「その処において所得せし利物の一好者を取って羯恥那衣と作す」とするから、布施された衣材のすべてではなく、一着分の衣の分量をその中から羯恥那衣にする衣材として選ぶのかもしれない。これを『百一羯磨』は「処分衣物將作羯恥那衣白二」と名づけている。

そしてサンガはサンガのために羯恥那衣を張る役割の「張羯恥那衣苾芻」を白二羯磨によって選任する。これを『百一羯磨』は「差張羯恥那衣人白二」と名づけている。

そして次にサンガはこの衣をもって羯恥那衣を作るために、白二羯磨によって張羯恥那衣苾芻に付す。これを『百一羯磨』は「付張羯恥那衣白二」と名づけている。

衣材を付された張羯恥那衣苾芻は洗滌し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すごとに、「この衣は当にサンガのために張りて羯恥那衣と作すべく、現に張りて羯恥那衣と作し、すでに張りて羯恥那衣と作した」と念じる。

そして翌15日に随意（自恣）を行うが、おそらくこの時に知事人はサンガのメンバーに、翌16日にすでに14日中に衣に仕立て上げられてある羯恥那衣を張るので、あなたがたは各々旧持衣を捨てて某甲処に集まれ、と周知させる。

翌16日になると張羯恥那衣苾芻は衣の上に花を散らし、香を焚いて、衆が集まったらこの衣を持って上座の前で、「私はこの衣をもって、当にサンガのために張りて羯恥那衣と作す」と三説する。そしてこの衣を舒張して上座から順次に、「上座よ存念せられよ。この衣はサンガの許しのもとに羯恥那衣と作した。我れ今大衆のためにこの衣を張らんとす」と言い、サンガのメンバーは各自「善哉、衣とすること。極めて善きかな、張衣すること。この中の所有の財利・饒益は当に我これを獲べし」と三説する。明言されていないがこれが「隨喜」に相当するであろう。『百一羯磨』はこれについては言及しないが、これが羯恥那衣式の中心となる儀式で、これによって作られた衣は正式に羯恥那衣となり、サンガのメンバー

が随喜することによって、羯恥那衣に付帯する5つの功德がサンガの全メンバーに行きわたることになる。『百一羯磨』は「諸苾芻は共に羯恥那衣を受ける」と表現している。

おそらくこの羯恥那衣は一着の衣であって、この衣を管理する苾芻が「持衣人」と呼ばれるのであろう。この持衣人はこの衣を大小便処などに持って行ってはならないなどの注意を払うことが義務づけられている。『僧祇律』では迦絺那衣は箱の中に納められるとしているが、『根本有部律』ではこの持衣人が所持しつつ管理したのであろう。なお持衣人は「衣を棄てて界外に出てはならない。もし暫く出るも宿を経てはならない」とされている。羯恥那衣を拵げた時に得られる五種の功德の1つは、三衣を離して宿してはならないという規定が適用除外されることであるが、羯恥那衣そのものについてはこれが適用されないということになる。特別な衣なのであるから、1日たりとも手元から離してはならないということであろう。また『根本有部律』では迦絺那衣を拵げる羯磨は雨安居の後の1ヵ月間中の1日ではなく、16日ただ1日とするわけである。

そして5ヵ月が経過した正月15日には、衆中に「大衆は知るべし。明日当に羯恥那衣を出すべきである。あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆が分かつべし（仁等各各守持自衣。其有利物。大衆応分）」と白する。『百一羯磨』はこれを「出羯恥那衣単白」というから、これは白だけで決定するということになる。「あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆が分かつべし」というのは、この5ヵ月間にサンガのメンバーそれぞれが得た衣は、それぞれ自分の持ち物として守持せよ、もしサンガが共有物として得たものは、サンガの全員で配分しよう、という意味であろう。「衣を張る時に得た十の饒益は既に出し已ればこの事は応に遮すべし。違する者は罪を得る」とされているから、羯恥那衣の出というのは、衣を捨てることではなく、羯恥那衣を張った時に得られた功德を捨てることであることが明確に示されているわけである。

以上のように『根本有部律』のいう迦絺那衣を拵げる儀式は、雨安居中に布施された衣料を用いて、これも雨安居中である8月14日の1日で迦絺那衣とする衣に仕立て、これを迦絺那衣として認定して1人の比丘に与え、これを随喜するという羯磨は16日に行うという、他の律蔵には見られない特殊なものとなっているといえることができる。

(1) 国訳22 p.368 註3 参照

(2) 『パーリ律』「捨墮 003 (015)」(月望衣戒) vol.Ⅲ p.203、南伝01 p.342；『四分律』「捨墮 003」大正22 p.605 上、国訳01 p.132；『五分律』「捨墮 003」大正22 p.024 中、国訳13 p.106；『十誦律』「尼薩耆 003」大正23 p.033 下、国訳05 p.115；『僧祇律』「尼薩耆波夜提」大正22 p.298 下、国訳08 p.289；『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 003」大正23 p.715 上、国訳20 p.009。『パーリ律』「捨墮 28」vol.Ⅲ p.261、南伝01 p.442「捨墮 029、比丘尼波逸提 029」(遮僧欲受迦絺那衣戒)、「波逸提 032」「波逸提 046」の語句解説など参照。『根本有部律』もここでは安居中に得られたものは「非時衣」とされている。【8】の[1-4]を参照されたい。

[7] 以上が『パーリ律』では「迦絺那衣を拵げる」、『根本有部律』では「羯恥那衣を張る」、その他の漢訳律では「迦絺那衣を受ける」あるいは「迦絺那衣を作る」「迦絺那衣と作す」とする各律蔵のいうところの羯磨である。これを総体的にまとめると次のようになる。

[7-1] まず「迦絺那衣式」あるいは「迦絺那衣の儀式」という名称である。「問題の所在」のところで紹介したように、平川彰氏や佐藤密雄氏はこれを用いておられるが、『パーリ律』を初めとするすべての漢訳広律では「羯磨」という言葉が用いられている。ただし迦絺那衣に係る「羯磨」にはいくつかあって、広律のいうすべての羯磨を上げてみると、次のようになる。

- ①布施された「衣を受ける羯磨」
- ②この衣を迦絺那衣とする1人の比丘、あるいは衣財を衣に仕立てて迦絺那衣を作る役割の1人の比丘、これを「作迦絺那衣人」と呼ぶとするなら、この「作迦絺那衣人を選任する羯磨」
- ③この作迦絺那衣人に「衣を与える羯磨」
- ④作り上げられた衣を「迦絺那衣として認定する羯磨」
- ⑤「出羯磨」

である。

この一連の羯磨の中に「随喜」という重要な要素が含まれるが、『パーリ律』ではこれは④に含まれ、『僧祇律』は④の羯磨の後に「この衣を襞畳みして、箱の中に入れ、衆華を上を散らして、上座より次第して随喜をなす」と書かれているが、しかしこれは独立した羯磨であるという認識はないようであり、その他の律は随喜という用語さえ用いないのであるから、「随喜」は羯磨とは考えておらず、むしろ④の羯磨の一要素という認識であったであろう。

また「出羯磨」は、「迦絺那衣を払げる」ことではなく、むしろそれを捨てる羯磨であるから、「迦絺那衣を払げる」ことに関する羯磨は、これを除く4つの羯磨ということになる。しかしいうまでもないが、「迦絺那衣を払げる羯磨」は「衣を迦絺那衣として認定する」羯磨が中心であって、「衣を受ける羯磨」「作迦絺那衣人を選任する羯磨」「作迦絺那衣人に衣を与える羯磨」はその準備行為であるといつてよい。それでは「衣を迦絺那衣として認定する」行為の核心をなすものは何かといえば、重衣もしくは上衣もしくは内衣として仕立て上げられた衣を、サンガによって選任された1人の比丘（作迦絺那衣人）に与えて、その衣を5種の功德の相応する迦絺那衣としてサンガが認定するという行為とすることができるであろう。

平川彰氏や佐藤密雄氏はこの4つの羯磨を総称して「迦絺那衣式」とか「迦絺那衣の儀式」ということばを使ったのであろうが、羯磨は単なる儀式ではなく、戒律的意味合いをも有するサンガの行事であるから、やはりもう少し厳密な言葉遣いをした方がよいであろう。ということで本稿ではこれ以降は、上記の4つの羯磨を総称して「迦絺那衣を払げる羯磨」と呼ぶことにする。

[7-2] この迦絺那は上述のようにほとんどは白二羯磨である。白二羯磨というのはまず議長が議案を提出して、その議案に対する異議がない場合に成立するという、いわば組織体の意思決定手段である。したがって普通の羯磨の場合は事務的に粛々となされるのであるが、この「迦絺那衣を払げる羯磨」には、極めて特殊な要素が入り込んでいることも注意しておかなければならないであろう。

それは『十誦律』が「浣、染、裁割、纂、刺、安穩量度するその時々において、『この衣

をもって我れ迦絺那衣となして受けん』という心を生じなければならない。もしこの六心がなければよく迦絺那衣となしたと名づけない」などとし、『僧祇律』が「羯磨人中の1人が主となって衣財を受ける時に、『この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし』と三説し、浣うときにも『この迦絺那衣財を浣わん。サンガ当に受くべし』と三説し、截つ時、縫う時、染める時、点作浄するときも同じくしなければならない。もし一一に説いて作浄しなければ迦絺那衣と名づけず、越毘尼罪を得る」とし、『根本有部律』が「洗浣し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すときに、心の中で『この衣は当にサンガのために張りて羯恥那衣と作すべく、現に張りて羯恥那衣と作し、すでに張りて羯恥那衣と作した』と三度念じなければならない。ただ後の二のみだけでも作法は成立するが、なさなければ悪作罪を得る」とするところに現れている。いわばこの羯磨は衣を迦絺那衣という特別に神聖なものにするための宗教儀礼といってよいであろう。このように本来は事務的に行われるはずの羯磨の中に、一種独特の宗教儀礼的なものが混入しており、この宗教的要素が欠落する場合にはこの羯磨は成立しないとされるのである。

[7-3] なおここで改めて、「迦絺那衣を拡げる」「迦絺那衣を張る」という言葉の意味を考えておこう。

上記のように「迦絺那衣を拡げる羯磨」の中心となるのは、宗教的な儀礼によって神聖性が与えられた衣を、サンガが迦絺那衣として認定することであるが、その認定の作法を『四分律』は「迦絺那衣を持する比丘が起って衣を捉り、諸比丘の手得に随って衣を及ばしめる」とし、『五分律』は迦絺那衣を受ける比丘が「起って遍く衆僧に示す」とし、『僧祇律』はより具体的に「羯磨人が豊衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く撃てサンガに示す」とし、『根本有部律』も「この衣をもって上座の前に立ち、両手に衣を撃て示す」とする。このように「迦絺那衣を拡げる羯磨」は迦絺那衣として認定すべき衣を、サンガのメンバー全員がしっかりと確認できるように垂らして見せ、その上で迦絺那衣として認定した上で、迦絺那衣を受ける比丘に与え、同時にそれを随喜するのである。おそらくこのような作法を「迦絺那衣を拡げる」「迦絺那衣を張る」と呼んだのである。

しかしながら迦絺那そのものは衣を作る時に使う道具であって、それならこれを使って作られた衣のすべてが迦絺那衣と呼ばれてもいいようなものであるが、なぜこの羯磨に用いられる衣のみが「迦絺那衣」と呼ばれるのかという疑問は残される。これについては、推測に過ぎないが次のように考えたらいかがであろうか。

比丘たちが正式に衣を作る期間は、雨安居がおわってからの1ヵ月であって、この間に在家信者から布施された衣材をサンガ全員で分配して衣を作る。しかしこれは一人一人の比丘がめいめいに衣を作る時期であって、サンガが羯磨して共同体制で衣を作るということはない。先にも書いたように、迦絺那はかなり大きな道具であって普段は畳んで壁などに立て掛けてあったが、このときにはこれを広間に持ち出して拡げて使うということではなかったのではあるまいか。

またそれ以外の時は衣が作られないということではなかったが、それはあくまでも非時衣であり、同時に長衣となる衣であって、捨墮の対象となるものであった。したがって衣時以外の時に道具としての迦絺那を引っ張り出しておおっぴらに衣を作るということではなかったであろう。

このように考えると、道具としての迦絺那衣を使うのは、サンガとして迦絺那衣を拡げる時が最初であって、したがって道具としての迦絺那衣を拡げる日は、これによって作られた衣を拡げて迦絺那衣と認定する羯磨を行う日でもあって、このようなことから迦絺那衣を使って作られた衣が迦絺那衣と呼ばれるようになったのではあるまいか。迦絺那衣はいわばサンガが共同して作った衣であるが、道具としての迦絺那衣もまたサンガが共同して使うものであったのであろう。

[7-4] 以上のように迦絺那衣羯磨とは、その仕立て作業の全行程を通じて迦絺那衣としての神聖性を与えられた衣を、サンガの前で拡げて迦絺那衣として認定することである。とするならば迦絺那衣はこの1枚しかないということになるであろう。筆者は迦絺那衣を拡げることによって衣時が延長され、その間5種の戒律の適用除外を得て作る衣のすべてを迦絺那衣と考えていたのであるが、それは間違いであったということになる。

このことは【7】の「迦絺那衣の捨」のところで詳しく紹介するが、例えば迦絺那衣を拡げることによって作衣の権利を得た比丘が、界外に出て衣を作る時に、これを迦絺那衣とは呼ばずにただ単に「衣」と呼んでいることで知られる。例えば次のように表現される。

『パーリ律』<sup>(1)</sup>：比丘あり、迦絺那衣を拡げ (bhikkhu atthatakaṭhino)、作り終わった衣を持って (katacivaraṃ ādāya) 「還らない」と考えて去る (pakkamati na paccassaṃ ti)。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である。

『四分律』<sup>(2)</sup>：もし比丘功德衣を受け竟って界外に出て衣を作る。彼れ衣を作り竟れば便ち功德衣を失す。

『十誦律』<sup>(3)</sup>：人あり、迦絺那衣を受け、所有の衣を持って界を出て去り、この念をなす。「我れこの処に還らずして**作衣**せん」と。界外に於いて作衣し、この念をなす。

「我れ彼の処に還らじ」と。衣成じるとき迦絺那衣を捨すと名づく。

『僧祇律』<sup>(4)</sup>：迦絺那衣を受けし時この念をなす。「我れ**作衣**竟れば当に迦絺那衣を捨せん」と。作衣成じ已るを即ち捨と名づく。

このように迦絺那衣とは迦絺那衣を拡げるために特別に神聖性を与えられたただ1枚の衣をいうのであって、これを拡げた後に一人一人の比丘が作る衣は単なる衣ということがわかる。

(1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝 03 p.449

(2) 大正 22 p.879 上

(3) 大正 23 p.208 上

(4) 大正 22 p.453 上

## 【5】 迦絺那衣を拡げる（受ける）ことのできる期間

[1] 『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」には記されていないが、「迦絺那衣を拡げる期間」について検討しておく。これは「問題の所在」の(2)に指摘した「迦絺那衣を受ける権利」が後安居を過ごす者にもあるかという問題とも関連する。

「迦絺那衣を拡げる期間」については今いうように『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」には

ふれられていないが、「付随」には、

迦絺那を拡げる月 (kaṭhinassa atthāramāso jānitabbo) を知るべしとは、雨期の最後の月 (vassānassa pacchimo māso) と知るべきである (1)。  
とされている。

「雨期」とは『パーリ律』波逸提の語釈 (2) にいうように、前3月 (purimaṃ temāsaṃ) と後3月 (pacchimaṃ temāsaṃ) がカバーする期間であって、中国の古代暦でいえば4月16日から8月15日までである。したがって迦絺那衣を拡げる月は、中国暦でいえば7月16日から8月15日までの1ヵ月間がその期間ということになる。

その他の漢訳律も次のようにいう。

『十誦律』 (3) : 衣を得るに随う日というのは、もし月の1日に衣を得るならば即日を受ける。若しくは2日、若しくは3日、乃至8月15日も同じである。

『僧祇律』 (4) : 時とは7月16日より8月15日に至る。是れを時と名づく。

とする。このように『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』は「迦絺那衣を拡げる期間」を前雨安居の後の1月間で、7月16日から8月15日までとするわけである。しかし『四分律』 (5) は

春夏冬一切時中に迦絺那衣を受けるべからず。自恣竟って功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを聴す。

とし、期日を明記しないから、この自恣には後安居の自恣も含まれるかもしれない。

また『根本有部律』 (6) は「8月15日にサンガに明日羯恥那衣を張ると告げて、8月16日に羯恥那衣を張る」とするが、先にも記したように『根本有部律』の暦は1月遅れであるから、8月16日は7月16日に相当する。これによれば『根本有部律』は羯恥那衣を張る日を前安居の自恣の翌日の8月16日の1日のみに限定していることになる。

迦絺那衣を拡げることができる権利は、因縁譚において『パーリ律』が「雨安居を過ぎた比丘は迦絺那を拡げる (vassaṃ vuttānaṃ bhikkhūnaṃ kaṭhinaṃ attharituṃ) ことを許す」 (7) とし、『四分律』が「安居おわったら、四事をなせ。自恣をなし、界を解き、界を結し、功德衣を受けるべきである」 (8) とし、『十誦律』が「今より安居し自恣おわって、一処に和合して迦絺那衣を受けることを許す」 (9) というように、雨安居を終えた者に与えられる。しかしもし迦絺那衣を拡げる期間が7月16日から8月15日までに限定されるとすると、後安居を過ごす者はこの期間はまだ雨安居中であるから、理屈の上から言って後安居を過ごす比丘には迦絺那衣を拡げる権利はないことになる。

そこで『十誦律』は「問上第五誦中八法初迦絺那衣法第一」において、

問う、後安居人は迦絺那衣を受けるを得るや不や。答う、得ず (10)。

と明言しているし、同系統の『薩婆多毘尼摩得勒伽』にも、「五種人迦絺那衣を受くるも受と名づけず。云何が五なりや。謂く、無臘人、破安居人、後安居人、余処安居人、擯人なり」 (11) としている。また『根本薩婆多部律撰』にも、「何人か共に羯恥那衣を張るや。謂く、同一界なり。是れ善く苾芻同じく共に衣を受く。及び与欲者に十種人有り。合同して羯恥那衣を受けず。1に未有夏人、2に破夏人、3に後安居人、4に余処安居人、5に張衣之時不現前人、6に行遍住人、7に遍住竟人、8に行意喜人、9に意喜竟人、10に授学人なり」 (12) とされ、『善見律毘婆沙』にも「問うて曰く、幾人が迦絺那衣を受くるを得るや。下至五人

前安居人は迦絺那衣を受くるを得。破安居人・後安居人は得ず、異住処も得ず」<sup>(13)</sup>とされている。

また『十誦律』には

5比丘ありて作迦絺那衣人たるを得ず。何等をか5となす。1に無歳、2に破安居、3に後安居、4に擯、5に別住なり。是を名づけて5となす<sup>(14)</sup>。

ともされているが、これは作迦絺那衣人に選任される資格について述べられたものである。

このように『十誦律』や『根本有部律』系の『根本薩婆多部律撰』、あるいは『パーリ律』系の『善見律毘婆沙』は後安居人は迦絺那衣を払げることができないと明言し、また『僧祇律』は迦絺那衣を払げる期間を7月16日から8月15日までの1ヵ月間とするのであるから、状況証拠としては後安居人にはその資格はないことになる。“Upasak”や『スマナサーラ』はこのような律蔵の記述にしたがって、後安居者にはその権利はないというのであろう。しかし『四分律』は「自恣終わって功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを得」とするのみであるので、これが前安居者のみを対象としているかどうかははっきりしない。

しかしながら『五分律』のみは、

迦絺那衣の受に30日有り、捨にも亦た30日有り。若し前安居ならば7月16日に受け、11月15日に至りて捨つ。若し7月17日乃至8月15日に受くれば、11月16日乃至12月14日に至りて捨つ。若し**後安居ならば8月16日に受け、12月15日に至りて捨つ**<sup>(15)</sup>。

とするから、後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認めていることになる。ただし8月16日の1日のみと考えているようである。『五分律』は迦絺那衣を受けることを許された因縁譚のところでも、舎衛城で「後安居」を過ごそうとやってきた波利邑の比丘たちが舎衛城にたどりつく前に雨期となって、やむなくサーケータで安居を過ごし、その後やってきて雨や泥で疲れ果てたので迦絺那衣を受けることを許されたとするから、制定の因縁からして後安居も視野の中に入っていたことになる<sup>(16)</sup>。『佐藤』が「前安居ならば7月14日に、後安居ならば8月の14日に布薩があり、15日は自恣で安居を閉じ、16日に迦絺那衣の式をする」として後安居者にも迦絺那衣の式をする権利を認める説を取るのとは、先に紹介したところである<sup>(17)</sup>。なお『五分律』はもし7月16日に受けた場合は11月15日に捨て、もし8月15日に受ければ12月14日に捨て、後安居者ならば8月16日に受けて12月15日に捨てるとするから、前安居の場合も後安居の場合も迦絺那衣の期間は4ヵ月とするわけであり、これも特異な伝承といわなければならない。

以上のように明白に後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認めるのは『五分律』のみであり、『パーリ律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は後安居者にはその権利を認めていないということになる。『四分律』は不明である。

(1) *Vinaya* vol.V p.176、南伝05 p.299

(2) *Vinaya* vol.IV p.297、南伝02 p.480

(3) 大正23 p.206下、国訳06 p.197以下

(4) 大正22 p.452上、国訳10 p.153

(5) 大正22 p.878下、国訳03 p.274

(6) 大正24 p.98上、国訳22 p.415~416

- (7) *Vinaya* vol. I p.253～、南伝 03 p.444～  
 (8) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.271  
 (9) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196  
 (10) 大正 23 p.402 上、国訳 07 p.331  
 (11) 大正 23 p.606 中  
 (12) 大正 24 p.552 下  
 (13) 大正 24 p.795 下、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p.572 参照  
 (14) 大正 23 p.407 上  
 (15) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191  
 (16) 大正 22 p.153 上、国訳 14 p.189、大正 23 p.23 中 1 行目  
 (17) 前掲書 p.566。また先にも紹介したが、「各律ともに迦絺那衣韃度には、前安居のもの  
 のみに与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に 7 月 16  
 日以後 8 月 15 日迄の間に得ることを記している」(p.572) とされているが、これは誤解  
 であろう。

[2] このように律蔵の多くは後安居者には迦絺那衣を払げる権利を認めていないのであるが、後安居者は前安居者に比べて雨期の名残の影響を受けることは少ないとは言え、遊行中の洗濯や思わざる事故によって衣が破れることもあるから、予備(着替え)の衣を必要とするのは前安居者と同じであり、後安居を過ごしているというだけで、12 月 15 日まで継続する便益さえも剥奪するということはきわめて不平等であるといわなければならない。また同じ住処に雨安居を過ごしながら、後安居者を差別するのは、釈尊がもっとも恐れた破僧につながる危険性もないとはいえない。それゆえに釈尊は別衆食などの分派行動を厳しく戒めたのである。

極めて合理的な考えを持ち、偏見や固定観念を排する仏教が、このような不合理を放置しているとは考えがたい。『五分律』が後安居者にも安居をおわった 8 月 16 日の 1 日のみではあるが、迦絺那衣を払げる機会を与えているのはこのような背景があるからであろう。

そこで少し視点を変えて、後安居とはどういうものであったのかを調査してみたい。

[2-1] まず律蔵における後雨安居に関する規定を見てみよう。『パーリ律』は

比丘らは世尊にいつ雨安居に入るべきかと質問した。世尊は「入雨安居に 2 あり、前と後である (*dve 'mā vassupanāyikā purimikā pacchimikā*)。前はアースール八月の満月の翌日に入り (*aparajjugatāya āsālhiyā purimikā upagantabbā*)、後安居はアースール八月の満月から 1 ヶ月後に入るべし (*māsagatāya āsālhiyā pacchimikā upagantabbā*)」と答えられた<sup>(1)</sup>。

『四分律』は

舎利弗・目連は世尊とともに安居することを欲して 15 日に出発して 17 日に到着した。世尊は「後安居を許す」と説かれた。2 種の安居あり、前安居と後安居である。前安居はまさに住すること前 3 月、後安居はまさに住すること後 3 月なるべし<sup>(2)</sup>。

『十誦律』は

今より 2 種の安居を許す。1 は先安居、2 は後安居なり<sup>(3)</sup>。

として、ただ前安居と後安居が許されていることを述べるだけであるが、『五分律』は

2種安居あり、前安居・後安居なり。もし事なければ前安居すべし。事あらんには後安居することを許す<sup>(4)</sup>。

として、原則として前安居を過ごすべきであり、事由がある場合にのみ後安居が許されるとしている。比丘尼についても『五分律』は「若し比丘尼の安居せずんば波逸提なり。安居には前・後の安居あり。若し縁事無くして後安居を待てば突吉羅なり」<sup>(5)</sup>としている。後安居者にも迦絺那衣を払げる権利を認める『五分律』が、むしろ後安居に入ることを牽制する姿勢があるのは不思議である。

また『十誦律』は

仏は一切時に前安居したまえり。唯だ毘羅然(ヴェーランジャー)国に後安居したまう。因縁をもつての故なり<sup>(6)</sup>。

とするから、これも原則としては前安居を過ごすべきことを間接的に述べているものと解釈してよいであろう。

(1) Vinaya vol. I p.137、南伝 03 p.246

(2) 大正 22 p.832 上、国訳 03 p.121

(3) 大正 23 p.246 上、国訳 06 p.316

(4) 大正 22 p.129 中、国訳 14 p.101

(5) 大正 22 p.089 上

(6) 大正 23 p.516 上

[2-2] 以上のように、安居には前安居と後安居の2種が許され、この両者に価値の高下はないのであるが、特別な事由のない限りは前安居を過ごすべきであると考えられていたといつてよいであろう。それでは後安居に入る場合はどのように入ったのであろうか。律蔵には、

後安居比丘が余処に至るにその比丘が房舎臥具を与えなかった。「まさに与えるべし」<sup>(1)</sup>。

後安居比丘に房舎臥具を与えるべきである。ただし後安居比丘の上座は前安居上座比丘から奪ってはならない<sup>(2)</sup>。

後安居の比丘が住するところに、戦乱のために多くの客比丘がやってきて、足洗い場、講堂、門屋などに衣鉢を置いて臥具が分けられるのを待っていた。もし空房があれば与える、なければ共住せよ。旧住比丘は客比丘のために衣物を求め、所得なく去らしめてはならない<sup>(3)</sup>。

といった記述が見いだされるから、後安居者は前安居者とは別の場所で独自に雨安居を過ごすのではなく、後安居者も前安居者が住している僧院に後から参加するという形をとり、混住して過ごしたということがわかる。また前安居者はそういう場合には後安居者に平等の配慮をしなければならぬとされているわけである。このように前安居者と後安居者が混住するという前提に立てば、無制限に前安居でも後安居でも自由に選択できるということになると、上記のような混乱が生じることになるから、特別な事由のないかぎり前安居を過ごすことが建前となったのであろう。

とはいいいながら、やむを得ず後安居に入らなければならないような事由があつて、後安居に入った者は、前安居に入って雨安居を過ごす者とタイムラグがあるのであるから、例えば

自恣をいつ行えばよいのかという問題が起こる。例えば『四分律』には、

**前安居の者が自恣しようとした。後安居の者も自恣を受けることを許す。ただし後安居の者は3月に足りないので歳を数えてはならない。前安居の者は後安居の者を追い出してはならない。後安居の者は去ってはならない。前安居の者が自恣終わって夏の所得物を分ける時、後安居の者もこれを受けてよい。余日は足して満たさしめるべきである。前安居の者が自恣終わって臥具を分かった。後安居の者も未来のために受けてよい** (4)。

自恣の時、異住処の前安居と後安居の人が雑住して、前安居に従うのか、後安居に従うのか分からなかった。「上座所在の処にしたがって自恣せよ。上座が前安居あるいは後安居ならば、旧住者にしたがって自恣せよ。旧住者も前安居あり後安居あらば、多き者にしたがって自恣せよ」と説かれた (5)。

とされている。前者では後安居者も前安居者といっしょに前安居の自恣を行い、安居者への布施も臥具も平等に受けてよいとし、後者は上座の住している住処にしたがって自恣せよ、もし上座に前安居者と後安居者がある場合は旧住者にしたがって自恣せよ、旧住者にも前安居と後安居があるのであれば数の多い方にしたがって自恣せよというのである。

また『僧祇律』には

安居竟るとは、前安居は4月16日から7月15日に至ることであり、後安居は5月16日から8月15日に至ることである。もし安居衆の中に1人の前安居者があれば、7月15日に至って衆をあげてこの1人に同じく自恣を受けるべきである。自恣訖って坐して8月15日に至り、もし一切が後安居ならば一切は8月15日に自恣すべし。これを安居竟ると名づく (6)。

と説かれている。前安居者と後安居者が混住しているならば、全員が7月15日に自恣を行い、後安居者はさらに8月15日に至ってもう一度自恣を行えというのである。

以上は網羅的に調査したものではなく、管見したもののみを紹介したのであるが、原則として前安居を過ごすことが勧められているとすれば、前安居者と後安居者が混住する場合は、前安居者のほうが後安居者よりも多数であったはずであるから、だいたいの傾向としては後安居者も7月15日に自恣を行い、安居の布施の分配も後安居者にも等分に与えられたとしてよいであろう。しかしその時点では後安居者は安居の3ヵ月を過ごしていないから、足りない日数の安居をそのまま続け、歳もそれが終わってから加算されるのである。

(1) 『五分律』卷19 大正22 p.129中、国訳律部14 p.101

(2) 『十誦律』大正23 p.246上、国訳06 p.316

(3) 『十誦律』大正23 p.246中、国訳06 p.317

(4) 大正22 p.832上、国訳03 p.121

(5) 大正22 p.837上、国訳03 p.138

(6) 大正22 p.451中

[3] 後安居者の自恣や雨安居者に対する布施の分配が上記のようになされていたとしたら、迦絺那衣に関してはどう考えるべきであろうか。

迦絺那衣を払げる期間は7月16日から8月15日までであって、後安居者はまだ雨安居を

過ごしている途中であるから、したがって建前上は後安居者には迦絺那衣を払げる羯磨に参加する権利が得られないことは前述したとおりである。しかしながら後安居者も前安居者の自恣に参加し、雨安居者に対する布施も平等に受けることができたとするなら、サンガから迦絺那衣を払げる役割を担うただ1人の者として選任される権利は与えられなかったであろうが、それを随喜するサンガの一員としてなら参加できたかもしれない。

あるいは迦絺那衣の規定を弾力的に運用して、迦絺那衣を払げたことによって得られる、衣を作りやすくする5種の功德だけは後安居者にも与えられるということもあったのではなかろうか。例えば次節で紹介するように、『十誦律』が「サンガが如法に迦絺那衣を受ける日に1人の安居比丘が界を出て即日に戻り、すでに迦絺那衣を受けたと聴いて、歓喜随順したらこの人は善受と名づける」<sup>(1)</sup> とするよう、この羯磨に参加しなかった者も、雨安居をその住処において過ごしたという最低限の要件を満たしていれば善受と名づけるというのであるから、近い将来においてこの要件を満たす条件さえ整っていれば、善受と名づけるということもありえたのではないかと考えるのである。『四分律』が「春夏冬一切時に迦絺那衣を受けるべからず。自恣終わって功德衣を受けざれば、1月功德衣を受けることを得」として期日を明示しないのは、あるいは後安居も視野に入っていたからかもしれない。

しかしながら『根本有部律』は「財利を得て饒益なきものにも五種人がある。無夏、破夏、後夏、求寂、不現前人である」<sup>(2)</sup> とする。『根本有部律』は「五種饒益」として、「別衆食を得る、数々食を得る、俗家請ぜざるに行つて食を受けるを得る、意に随つて多くの衣を求めると得る、始め8月半ばより正月半時に至り、5ヵ月を経て得たところの財物はみなこれ迦絺那衣の利養である」<sup>(3)</sup> とするから、これによれば後安居人には戒律適用除外の功德も認めないという立場を取るのかもしれない。後夏を破夏と同等に扱っているのであつて、後安居を過ごす者にまことに厳しい態度といわなければならない。

(1) 大正23 p.207 中～下、国訳06 p.199

(2) 大正24 p.98 中、下、国訳22 p.414、p.417

(3) 大正24 p.97 中、国訳22 p.413

## 【6】 迦絺那衣を払げる（受ける）ことが成立する条件

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を払げる（受ける）羯磨の記述の後に、「迦絺那衣を払げる（受ける）」ことが成立しない条件と成立する条件について記されている。先に述べたように「迦絺那を払げる羯磨」はいわば法律的な行為であるから、その行為が厳密に「払げた」ことになるかどうかは重要な問題であるからである。今節ではこれについて検討する。

[1] ここでもまずそれぞれの律のいうところを、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の順で紹介する。よく理解できないところもあるが、とりあえず下記のように和訳してみた。

[1-1] 『パーリ律』は、

梳るだけでは払げたことにならない (na ullikhitamattena atthataṃ hoti

kaṭhinaṃ) 、洗っただけ (dhovanamattena) ……、計量しただけ (cīvaravicāraṇamattena) ……、裁断しただけ (chedanamattena) ……、安縁しただけ (bandhanamattena) ……、仮縫いしただけ (ovaṭṭikakaraṇamattena) ……、綴り合わせただけ (kaṇḍusakaraṇamattena) ……、固縫いしただけ (dalhikammakaraṇamattena) ……、重ね縫いしただけ (anuvātakaraṇamattena anuvāta) ……、背縫いしただけ (paribhaṇḍakaraṇamattena) ……、合わせ縫いしただけ (ovāddheyyakaraṇamattena) ……、一度染めただけ (kambalamaddanamattena) ……、形だけ (nimittakatena) ……、遠回しにいうのは (parikathākatena) ……、暫時のものとするれば (kukkukatena) <sup>(1)</sup> ……、延期すれば (sannidhikatena) <sup>(2)</sup> ……、捨墮のものは (nissaggiyena) <sup>(3)</sup> ……、浄化されていないものは (akappakatena) ……、重衣以外のものは (aññatra saṃghāṭiyā) ……、上衣以外のものは (aññatra uttarāsaṅgena) ……、内衣以外のものは (aññatra antaravāsakena) ……、五条あるいはそれ以上が即日裁断され作縁されない時は (aññatra pañcakena vā atirekapañcakena vā tadah' eva sañchinnena samaṇḍalikatena) ……、異住比丘が作る時は (aññatra antaravāsakena) ……、正しく迦絺那を拈げても境界外の者が随喜すれば (sammā c'eva atthataṃ hoti kaṭhinaṃ tañ ce nissīmaṭṭho anumodati evam pi anatthataṃ hoti kaṭhinaṃ) 、このような場合は迦絺那を拈げたことにならない。

どのようなものが迦絺那を拈げたことになるか。新衣をもってすれば (ahatena) 迦絺那を拈げたことになる。新衣に等しいもの (ahatakappena) ……、故衣 (pilotikāya) ……、糞掃衣……、市場の布 (pāpaṇikena) ……、暫時のものとしなないならば……、延期しないならば……、(一夜を過ごして) 放棄しないならば……、浄化されていれば (kappakatena) ……、重衣によってならば……、上衣によってならば……、内衣によってならば……、五条あるいは過五条が即日裁断され作縁されるときは……、その人が作る時は (puggalassa atthārā) ……、正しく迦絺那衣を拈げそれを境界内の者が随喜する時は (sammā c'eva atthataṃ hoti kaṭhinaṃ tañ ce sīmaṭṭho anumodati) ……、このような場合は迦絺那を拈げたことになる <sup>(4)</sup> 。

とする。

(1) 「付随」(Vinaya vol.V pp.172、176、南伝05 pp.293、299)において次のように解説されている。「暫時のものとは、不取の施与をいう(anādiyadānaṃ)」と。

(2) 同上。「延期とは、2種の延期あり。作衣の延期(karaṇasannidhi)と積み置き of 延期(nicayasannidhi)である」

(3) 同上。「捨墮とは、作衣する時夜明となる(kariyamāne aruṇaṃ udriyati)である」

(4) Vinaya vol.I p.254、南伝03 p.446

[1-2] 『四分律』は、

どのようなものがサンガが功德衣を受けるを成じないか。ただ浣っただけでは功德衣を受けたことにはならない。輒治しただけ……、裁隔しただけ……、編辺しただけ……、安紐しただけ……、作葉しただけ……、安鉤しただけでは功德衣を受けたことにはならない。邪命をもって得たもの、諂曲して得たもの、相して得たもの、激発し

て得たもの<sup>(1)</sup>、経宿して得たもの、捨墮して作浄しないもの（捨墮不作浄）、即日来でないもの、法に依じて衣を受けたものでないもの、四周を安縁しないもの、僧前に在って受けないもの、若しくは有難にして僧伽梨がない場合、若しくはサンガが如法に功德衣を受けても界外に住する者が自ら衣を受けた場合、このような場合は功德衣を受けたことにはならない。

大色染衣をもって功德衣を作ってはならない。錦を用いてはならない。白色を用いてはならない、袈裟色を用いるべきである。

衆僧はこのように功德衣を受けべきである。もし新衣・檀越施衣・糞掃衣を得たならば、これが新衣であっても故衣であっても帖して作浄する。すでに洗い終わったら納して作浄する。邪命をもって得たものでない、諂曲して得たものでない、相をもって得たものでない、激発して得たものでない、経宿して得たものでない、捨墮せずして作浄したもの（不捨墮作浄）、即日来のもので、法に依じ、四周に縁を安んじ、五条に十隔を作り、もしは過ぎる、自ら浣染舒張輒治裁し、十隔を作って縫治し、衆僧の前で受け、衆僧すでに功德衣を受け竟って界内にある、このような場合は功德衣を受けることを成ずる<sup>(2)</sup>。

とする。

(1) 「激発」は『諸橋大漢和辞典』p.7212によれば、「①殊更に世に異なった行をして人を驚かすこと。②はげましおこす。奮発させる。③はげしくおこること。」という意味が付されている。

(2) 大正 22 p.878 上、国訳 03 p.272

[1-3] 『五分律』は、

迦絺那衣を受けるを成ぜずというのは、浣・染・打・縫が不如法で、若しくは小、若しくは大、若しくは錦綺衣、若しくは未だ自恣が竟らないのに受ける、若しくは利養を貪り、若しくは欲の故に五事を捨てる。（以上は）皆受けるを成じない。上に反するのが「受けるを成ず」である<sup>(1)</sup>。

とする。

(1) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191

[1-4] 『十誦律』は、

ただ量度するのみでは迦絺那衣を受けると名づけない。ただ染するのみ、ただ縁するのみ、ただ四角を帖するのみ、ただ葉を出すのみ、ただ纂するのみでは迦絺那衣を受けると名づけない。もし故爛衣を用いて迦絺那衣を作れば受と名づけない（若用故爛衣作迦絺那衣者不名為受）<sup>(1)</sup>。先に已に受けて迦絺那衣を作り、今更に受けるのは受と名づけない。もし非時衣を用いて迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし鬱金色をもって染めて迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし経宿衣をもって迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし決心を以てせずして迦絺那衣を受けなければ受と名づけない。もし不浄衣をもって迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし減量に迦絺那衣を作れば受と名づけない。もし減量を以て僧伽梨若しくは鬱多羅僧若しくは安陀会を作り迦絺那衣と作せば受と名づけない（若以減量作僧伽梨若鬱多羅僧若安陀衛作迦絺那衣者不名為受）。もし割裁しない衣を以て迦絺那衣と作せば受と名づけない。もし

割裁しない僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会をもって迦絺那衣と作せば受と名づけない。もし迦絺那を作って衣未だ竟らなければ受と名づけない。もし異の比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼の衣をもって迦絺那衣と作せば受と名づけない（若以異比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣作迦絺那衣者不名為受）。

またサンガが如法に迦絺那衣を受ける日に、1人の安居比丘が界を出て即日に還り、すでに迦絺那衣を受けると聴いて随喜しなかった。この人は迦絺那衣を受ける事ができない。

以下の場合を迦絺那衣を受けると名づける。急施衣<sup>(2)</sup>を得て用いて迦絺那衣を作るは善受と名づける。時衣を用いて迦絺那衣を作る……、新衣を用いて迦絺那衣を作る……、般宿衣（糞掃衣）を用いて迦絺那衣を作る……、浄衣を用いて迦絺那衣を作る……、作浄衣を用いて迦絺那衣を作る……、割裁僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会を用いて迦絺那衣と作す……、帖衣を以て迦絺那衣と作す……、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙弥・沙弥尼の衣を用いて迦絺那衣と作すは善受と名づける。サンガが如法に迦絺那衣を受ける日に1人の安居比丘が界を出て即日に還り、すでに迦絺那衣を受けると聴いて、歡喜随順したらこの人は善受と名づける<sup>(3)</sup>。

とする。

なお『十誦律』系の『薩婆多部毘尼摩得勒伽』にも次のような記述がある。なお括弧の中に記したものは『薩婆多部毘尼摩得勒伽』自身の解説である。

故衣（先に已に受けて迦絺那衣と作したもの）<sup>(4)</sup>は受けて迦絺那衣と作すを得ない。新衣（初めて受けて迦絺那衣と作すもの）は受けて迦絺那衣と作す。三心（浣時・截時・染時）を発せば受けて迦絺那衣と作す。この三心を発さなければ迦絺那衣を受けるを成じない。成じおわったらまた二心を発さなければならない。「この衣は当に僧のために受けて迦絺那衣と作す、我已に迦絺那衣を受く」と。経宿衣（十夜を過ぎ、あるいは1夜を過ぎたもの）は迦絺那衣を受けるを成じない。不浄衣（頻日に衣を得たもの）は迦絺那衣を受けるを成じない。故衣（比丘が受用する三衣）は受けて迦絺那衣と作すも受を成じない。被打衣（新衣）は迦絺那衣を受けるを成じる。打浄した衣（壞色衣）は受けるを成じる。未成衣を受けて迦絺那衣と作すも受を成じない。成じたものを受ければ受を成じる。迦絺那衣を受ければ住处に十利あり。広説は毘尼のごとし。急施衣（十日の未だ自恣に至らないときに衣を得たもの）は受けて迦絺那衣を作すを得る。三月の衣（旧僧は15日に自恣をしようとするも、客比丘が来ること多く、同見・同住ならば14日に自恣する。もしは旧僧が客比丘にしたがって自恣する。この日に衣を得るを三月得衣となづく）を得し、受けて迦絺那衣と作すを得る。時衣（自恣しおわって後1月に得た衣）は受けて迦絺那衣と作すを得る。不浄衣（死比丘の衣）は受けて迦絺那衣と作すを得ない。五種人（無臘人・破安居人・後安居人・余処安居人・擯人）は迦絺那衣を受けるも受と名づけない<sup>(4)</sup>。

(1) 故爛衣というのは古いばかりではなくぼろぼろになって、衣とするに値しないものをいうのであろう。

(2) 安居の自恣になる前の10日間に、軍陣に行こうとする者、遠行しようとする者（gantukāma）、病中の者、妊娠する者、不信者にして信を起こした者に特別に安居施され

たもの。『パーリ律』は「十日ありて未だカッティカ月の満月（8月15日）に至らない時」とするから、後安居のように見えるが、『五分律』は前後安居とする。『パーリ律』「捨墮 028 (029)」(急施衣受畜戒) *Vinaya* vol. III p.261、南伝 01 p.441、『四分律』「捨墮 028」大正 22 p.630 下、国訳 01 p.217；『五分律』「捨墮 018」大正 22 p.033 下、国訳 13 p.138；『十誦律』「尼薩耆 027」大正 23 p.057 中、国訳 05 p.179；『僧祇律』「尼薩耆波夜提 028」大正 22 p.322 上、国訳 08 p.377；『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 026」大正 23 p.754 下、国訳 20 pp.137、148

(3) 大正 23 p.207 中～下、国訳 06 p.199

(4) 大正 23 p.605 下、国訳 16 p.232

[1-5] 『僧祇律』は、

(非迦絺那衣とは) 頭鳩羅 (生疎也) <sup>(1)</sup> をもって迦絺那衣を作ってはならない。鞞劫貝、小段物、故物、犂羊毛欽婆羅、髮欽婆羅、草衣、韋衣、樹皮衣、板衣を持って作ってはならない。また一切の非衣は迦絺那衣と名づけず。非時作、截縷淨せず、染淨せず、点淨せず、刀淨せざるはこれも迦絺那衣と名づけない。

作時に受けて受時でない時に受けても、受時に受けて作時でない時に受けても、作時・受時に受けても迦絺那衣を受けると名づける。作時でなく受時でもない時に受けても随喜して、「長老憶念したまえ。この住処のサンガは迦絺那衣を受けた。わたし某甲は随喜して受けん。冬四月を齊して彼の住処の満じるにしたがって我まさに捨てん」という。これを迦絺那衣法という <sup>(2)</sup>。

とする。

(1) 国訳一切経の註によれば、パーリ語の *dukūla* で上妙の衣材をいうとする。

(2) 大正 22 p.452 下、国訳 10 p.156

[1-6] 『根本有部律』は、

鄢波離が世尊に尋ねた。幾種人があって張衣を成じないかと。仏が答えられた。五種人がある。無夏人、破夏人、**後夏人**、求寂人、張衣之時不現前者である。また五種人がある。行遍住人 (別住している人)、行遍住竟人、行六夜人、行六夜竟人、授学人である。財利を得て饒益なきものにも五種人がある。無夏、破夏、**後夏**、求寂、不現前人である。また五種人がある。行遍住人、遍住竟人、六夜人、六夜竟人、授学人である。

また以下の五種人は利・益がともにない。不見罪被举人、重犯被举人、不捨悪見被举人、余処坐夏人、僧破已後非法律人である。

鄢波離が世尊に尋ねた。疎薄衣、悪衣、多結衣、紵麻衣、繚縁衣、破故衣、犯捨衣、死人衣、これら諸衣をもって迦絺那衣と作すは合なりや否やと。仏は答えられた。合ならずと。石碾衣、別人に属する三衣、三五肘に満たないもの、割截していないもの、清淨ならざるもの、あるいは張衣人を指名 (差) しないもの、界外にあるものは衣を張ることになるかどうかと。仏は合ならずと答えられた。**夏三月中に得た衣、夏三月が終わって得た衣は羯恥那衣と作すを得るや否やと。仏は得ると答えられた**

(1)。

とする。

(1) 大正 24 p.98 中、下、国訳 22 pp.414、417

[2] 以上の各律のいうところの迦絺那衣を拵げる（受ける）ことが成立する条件をまとめてみよう。

まず第1は、迦絺那衣を作るための布地や迦絺那衣は、時衣であって非時衣ではなく、正規の仕方で布施されたものでなければならず、また清浄なものでなければならないということである。ただし時衣でなければならないという点については、『根本有部律』だけはこれに反し、「夏三月中に得た衣、夏三月が終わって得た衣」ともに迦絺那衣となすことができるとしている。

第2は、迦絺那衣を拵げるための衣は布施されるところから、裁断し、縫い、染め、衣として仕立て上げるまで1日になされなければならないということである。

第3は、この仕立て上げられた衣は重衣、上衣、內衣のいずれかでなければならず、これらは律の規定にしたがって作成されていなければならないということである。規定通りに作られるというのは、例えば割截されていなければならない<sup>(1)</sup>、また規定の条数以上のものに仕立て上げられ、染色も規定通りでなければならないということである。

そして迦絺那衣を拵げる「羯磨」の要素をも取り入れていけば、第4として迦絺那衣は選ばれた1人の比丘のみに与えられなければならないということであり、第5としてサンガの他のメンバーがこれに随喜しなければならないということであり、第6としては迦絺那衣が布地から衣に仕立て上げられる場合は、その工程の各段階において「この衣は迦絺那衣として拵げるものである」と念じられたものでなければならないということも加えることができるであろう<sup>(2)</sup>。

(1) 『パーリ律』が「5条あるいは過5条」とし、『四分律』が「5条に10隔を作り、もしは過ぎる」とするのは、三衣の作成法として、「もし貧にして割截衣を得ることができなければ衣の上に牒を安んぜよ。もしは5、もしは7、9、11、13、15、もしは過15。しかしもし得ることができれば割截して僧伽梨・鬱多羅僧・安陀会を作れ」（『十誦律』「雑法」大正23 p.300下、国訳06 p.959）という規定があるからである。

(2) このことは『パーリ律』『四分律』『五分律』には記されていないが、『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』や『大沙門百一羯磨法』『薩婆多毘尼摩得勒伽』などに記されている。

[3] 以上、迦絺那衣を拵げることが許された因縁、迦絺那衣を拵げる羯磨、それが成立する条件などを考察してきた。ここでこれらの締めくくりとして、本論からそれるが「迦絺那衣を拵げる羯磨」の特質とここに含まれる意味を考えておこう。

[3-1] まず「迦絺那衣を拵げる羯磨」は極めて特殊な羯磨といえるであろう。

律蔵に定められた羯磨の数は漢訳律蔵では101羯磨とされるが、筆者が『パーリ律』に記述される羯磨を調査したところでは、その総数はおよそ120羯磨である。そしてこれを大きく分けると次のように分類できる。

- (1) 授具足に関する羯磨
- (2) 役職者を選任する羯磨
- (3) 界・住処に関する羯磨
- (4) 布薩・自恣など行事に関する羯磨

(5) 生活資具の配分や持ち物に関する羯磨

(6) 裁判・懲罰・破僧に関する羯磨

の6種である。

これらはもとより「律蔵」という法律の規定にもとづいて執行されるが、この「迦絺那衣を拡げる羯磨」は、「囑せず聚落に入つてはならない」「衣を離れて宿してはならない」「別衆食をしてはならない」「長衣を蓄えてはならない」「数々食をしてはならない」という法律の規定を適用除外するという羯磨ということができる。換言すればこの羯磨は、規定の超法規的措置をとるための羯磨、治外法権化するための羯磨ということができ、このような羯磨はこの羯磨をおいて外にはない。

[3-2] 次に、上に掲げたすべての羯磨は現実的・合理的な姿勢で執行されるべきものであるが、この「迦絺那衣を拡げる羯磨」は必ずしも現実的・合理的に処理されるのではなく、むしろ宗教的な色彩を有している特殊な羯磨ということができる。それは上記の迦絺那衣を拡げる条件から言えば、迦絺那衣はその材料においてもその仕上げにおいても特別に清浄なものでなければならず、しかも制作の各工程において「これは迦絺那衣として受けるものである」と念じられなければならないというところに現れている。また迦絺那衣は『僧祇律』が「**襲畳みして、箱の中に入れ、衆華を上に乗らす**」とし、『根本有部律』では持衣人は、「この衣を持って大小便室に行つてはならない。厨舎煙火の処に入つてはならない」とするのであるから、この衣には神聖性も付与されているといつてよいであろう。逆に言えば、この羯磨はただの衣に神聖性を付与する儀式ということができる。この故にこの羯磨は「迦絺那衣式」とか「迦絺那衣の儀式」などと呼びならわされるのである。また『法蔵館』は迦絺那衣を解説して「**ある種の戒律が緩和されるしるし**」と解説するが、もしこのようなことを意味しているとするならまさしく核心をついた解説であるといふべきである。

[3-3] またこの迦絺那衣を拡げる羯磨には禁欲的な色彩も付加されているともいえるであろう。それは迦絺那衣がその時点で衣をもつとも必要とするただ1人の人物に与えられ、またこれに使われるのはただ1枚の衣でなければならず、しかもこれを受ける者は故衣を捨てなければならず、また衣材の布施から衣として仕立て上げるまでの全行程を1日のうちにやっしまわなければならないというところに現れている、といふことができる。

したがつてこの羯磨に要求されるものは、羯磨本来の長衣を持ち、衣材を1ヵ月以上でも蓄えてでも作衣しやすくするという目的とは正反対であるといふことができる。

[3-4] それではなぜこの羯磨には、上記のような特質が付与されているのであろうか。あまりにも勘ぐりすぎるとの批判を受けるかもしれないが、筆者は次のように推測する。

まず迦絺那衣を拡げることによって5つの戒律条項の超法規的措置がとられたのは、望む衣材が容易に手に入る現代とは違って、まず糸を紡ぎ、それを布に織つて、これを衣に仕立て上げるという全作業を手仕事で行い、しかもその材料さえ手に入りにくいという古代インドの文化経済状況があつたことは推測するに難くない。

しかも戒律では仏教の出家修行者は三衣以外の長衣をもつことは原則として禁止されていたが、反面ではこの三衣は常に所持しなければならないものであつた。いわば三衣は最大限の衣服であると同時に最少限度の衣服であつたのである。したがつて釈尊は少欲知足を奨励しなければならないと同時に、三衣が確保できる手だても講じなければならなかつた。も

しこのような手段がない場合は、好むと好まざるにかかわらず二衣や一衣で生活しなければならない事態に追い込まれる危険性があった。

とはいいいながら本来は少欲知足の生活をするべきであり、そのうえ戒律を遵守すべき出家修行者が、一定期間のみとはいえ超法規的にこれを逃れるというシステムを作るのは後ろめたさが伴ったであろう。そこで迦絺那衣を払げる羯磨には、これに参加する比丘自身がこのようなことを自覚し、かつそれを在家信者に示して在家信者の理解を得るために、この羯磨には宗教儀礼的要素と禁欲的要素が組み込まれたのではなかろうか。

このような背景は、『五分律』が迦絺那衣を許される因縁において「少欲知足と戒を持すことを讃嘆されてから、今より**迦絺那衣を受けるを許す**」と説かれた<sup>(1)</sup>とすることや、『中阿含経』第80経の「迦絺那経」の内容が、阿那律陀が出家してから諸々の戒を守り、少欲知足で、阿蘭若行に励み、如意足などを得たことを説き、これを世尊が褒めて「阿那律陀はよく迦絺那法を説いた。比丘らは迦絺那法を持せよ。迦絺那法は法と相応し、梵行のもととなり、覚を致し、涅槃を致す」と言われた<sup>(2)</sup>とすることと読み取ることができる。このように理解すると『中阿含経』第80経がなぜ「迦絺那経」と名づけられたのかという理由も理解することができる<sup>(3)</sup>。

(1) 大正22 p.153上、国訳14 p.189

(2) 大正01 p.551下、国訳阿含04 p.391

(3) 「迦絺那経」の内容は、【3】の【1】の註(5)に紹介しておいた。

## 【7】 迦絺那衣の捨

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を払げることが成就する条件の後に、「迦絺那の捨」が説かれている。次にこれを検討する。各律のいうところはそれほど違いはないが、かなり検討を要する問題を含むので、まず『パーリ律』を詳しく考察し、次に漢訳律をまとめて考察する。

[1] まず『パーリ律』のいうところを紹介する。

[1-1] 『パーリ律』は迦絺那を払げる条件の後にさりげない形で、次のようにいう。

如何なるをか迦絺那衣を捨すとなすか (kathaṇ ca ubbhataṃ hoti kaṭhinaṃ)。比丘らよ**迦絺那衣を捨すに八事がある** (aṭṭh' imā mātikā kaṭhinassa ubbhārāya)。去る (pakkamanantikā) と、成ずる (niṭṭhānantikā) と、発心する (sanniṭṭhānantikā) と、失する (nāsanantikā) と、聞く (savanantikā) と、望みを断じる (āsāvaccchedikā) と、境界を出る (simātikkantikā) と、共に捨する (sahubbhārā) である<sup>(1)</sup>。

なお漢訳律蔵の「捨」に相当するパーリ語は 'ubbhata' 'ubbhāra' であって、これは 'uddharati' を語源とする。ud-√dhṛ と分解でき、水野『パーリ語辞典』では、「揚げる、上げる、取り除く、引き抜く」という訳語が与えられている。一方の「捨」という漢訳語は、『諸橋大漢和辞典』によれば「①すてる。②おこたる。やめる。③てばなす。④さる。しりぞける。⑤かへりみない。⑥ほどこす。⑦おく。さしおく。ゆるす」という意味がつけられ

ているから、パーリ語の ‘uddharati’ を漢訳語の文字通りの「捨」の意味に取ることは危険であることにすぐに気づかされる。問題の所在 (4) において指摘した、仏教辞典などが「捨」を迦絺那衣は臨時的な衣であるので特定の期間をすぎれば放棄しなければならないという意味にとるのは、この漢訳語の「捨」という言葉が影響しているのではないかと思われる。ちなみに I.B.Horner 氏は、「捨」を ‘*kaṭhina (privileges) become removed*’ (2) と訳している。迦絺那衣そのものを捨てるのではなく、迦絺那衣に相応する特典がなくなることと理解しているわけである。

(1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝 03 p.449 以下

(2) *The book of the discipline (Vinaya-piṭaka)* vol.IV p.357。また先に紹介した “Upasak” もこの 8 事を「迦絺那のための功德 (*ānisaṃsā*) は次の 8 つの環境のもとに剥奪され、没収される」としている。

[1-2] この後に上記「捨」の八事について、具体的なケースが詳細に説明される。この部分は 10 項に分けられ、それぞれに次のような項目名が付されている。

持する七事 (*ādāyasattakaṃ*)

受持する七事 (*samādāyasattakaṃ*)

持する六事 (*ādāyachakkaṃ*)

受持する七事 (*samādāyachakkaṃ*)

持する誦分 (*ādāyabhāṇavāraṃ*)

非望十二事 (*anāsādoḷasakaṃ*)

望十二事 (*āsādoḷasakaṃ*)

所用十二事 (*karaṇīyadoḷasakaṃ*)

除去九事 (*apacinanavakaṃ*)

安樂住処五事 (*phāsuvihārapañcakaṃ*)

かなり長文となっているので、最初の「持する七事」のみを紹介する。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ (*bhikkhu atthatakaṭhino*)、作り終わった衣を持って (*katacīvaraṃ ādāya*) 「還らない」と考えて去る (*pakkamati na paccessan ti*)。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である (*tassa bhikkhuno pakkamantiko kaṭhinuddhāro*)。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って (*cīvaraṃ ādāya*) 去り (1)、界外に行つて (*bahisīmagatassa*) 「私はこの場所において衣を作らせ、還らない (*idh’ ev’ imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ*) 」と考えると、衣を作らせる。この比丘には「成ずる」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って去り、界外に行つて「私は衣を作らせない、また還らない (*n’ ev’ imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ*) 」と考える。この比丘には「発心する」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って去り、界外に行つて「私はこの場所において衣を作らせ、還らない (*idh’ ev’ imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ*) 」と考えると、衣を作らせるが、作らせるにあたって失する (*tassa taṃ cīvaraṃ kayiramānaṃ nassati*)。この比丘には「失する」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう (paccessaṃ)」と考えて去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終つて「かの住処においては迦絺那を捨した (ubbhataṃ kira tasmim āvāse kaṭhinaṃ)」と聞く (suṇāti)。この比丘には「聞く」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう」と考えて去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終つて「還ろう、還ろう」と考えて、外で迦絺那を捨す時を過ぎる (bahiddhā kaṭhinuddhāraṃ vītināmeti)。この比丘には「境界を出る」による迦絺那の捨である。

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣材を持って、「還ろう」と考えて去り、界外に行つて衣を作らせ、衣を作り終つて「還ろう、還ろう」と考えて、(彼の帰還が) 迦絺那を捨す時となる (sambhuṇāti kaṭhinuddāraṃ)。この比丘には「共に捨する」による迦絺那の捨である<sup>(2)</sup>。

この説明によつて、「去る」は住処を去つて他の境界に行くこと、「成ずる」は衣ができ上がること、「発心する」は衣を作らないと心を決めること、「失する」はでき上がった衣をなくすこと、を意味することがわかる。なおこの他の捨についてはこれだけでは必ずしも意味がよく解らないし、また以上の捨についてももう少し厳密な考察が必要であるが、これは後に譲る。

なお次の「受持する七事」は、この「持って (ādāya)」の部分が「受持して (samādāya)」に変わるだけである。この‘ādāya’は単に「持って」を意味し、‘samādāya’は「自分の所有物として」という意味のようであるが、これは【8】の [5-4] および [5-6] で検討する<sup>(3)</sup>。

またこの中には「八事」の中の「望みを断じる」が含まれていないが、例えば「非望十二事 (anāsādoḷasakaṃ)」の中には、

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣の望みのために去り (cīvarāsāya pakkamati)、界外に行つて、「我ここにおいて衣を望み、還らない」と考えて衣を望むが、衣の望みが断じられる。この比丘は「望みを断じる」による迦絺那衣の捨である<sup>(4)</sup>。

と解説されている。

(1) *Samantapāsādikā*には「衣を持って」というのは、「未完成の衣を持って (akatacīvaraṃ ādāya)」ということであると注釈している。vol.V p.1112

(2) *Vinaya* vol.I p.255、南伝03 p.449

(3) I.B.Horner氏は前者を‘Taking robe’と訳し、後者を‘taking with him a robe’と訳している。

(4) *Vinaya* vol.I p.259、南伝03 p.456

[1-3] そして上記のような八事の具体的なケースの説明が終わつた後で、これが『パーリ律』における「迦絺那衣韃度」の最後の記述となるが、「迦絺那衣の執受 (kaṭhinassa palibodha)」と「迦絺那衣の非執受 (kaṭhinassa apalibodha)」という項が設けられており、次のように記されている。

迦絺那衣の執受に2種があり、非執受に2種がある。

迦絺那衣の執受の2種とは、住処における執受 (āvāsapalibodha) と衣における執受 (cīvarapalibodha) である。比丘があり、その住処に住し、あるいは「還ろう」と思つ

て去るのは住处における執受であり、比丘があり、その衣はまだ作られず（未着手）、あるいは未完成であり、あるいは衣の望みを断たない (cīvaraṃ akataṃ vā hoti vippakataṃ vā cīvarāsā vā anupacchinnā) のは「衣における執受」である。

迦絺那衣の非執受の2種とは、比丘があり、捨棄し、遠離し、離脱し、無待にして、帰らないと行って去るのは住处における非執受であり、比丘があり、その衣がすでに作られ、あるいはすでに失し、あるいはすでに破滅し、あるいはすでに焼け、あるいは衣の望みを捨てるのは「衣における非執受」である<sup>(1)</sup>。

と。

ところでこの‘palibodha’ ‘apalibodha’を「執受」「非執受」と訳したのは、「南伝大蔵経」に倣ったものであって、この部分には相当する漢訳律はないから、この語の漢訳の相当語は知られない。

『PTS パーリ語辞典』によれば、‘palibodha’には‘obstruction, hindrance, obstacle, impediment, drawback’という訳語が与えられている。要するに「障碍」という意味である。しかしその動詞形の‘palibuddhati’には、① to obstruct, refuse, keep back, hinder, withhold の外に、② to delay という訳語も与えられている。また①のなかの‘keep back’にも「(物を)遠ざけておく、近寄らせない、(人の)進歩を遅らせる、という意味があり、‘withhold’にも「保留する」という意味もあるから、「延期する」「そのままにしておく」という意味もあることになる。なおこの語の語源を pari+ruddhati と考えているわけである。

このように‘palibodha’ ‘apalibodha’という語は語義的には必ずしも明白ではないが、その意味は先に紹介した文章から、‘palibodha’は迦絺那衣を拵げたことによって得た衣を作る権利を「保持・留保する」という意味であり、‘apalibodha’はそれを「保持・留保しない」、すなわちその権利を放棄するという意味であろうという見当がつく。

(1) Vinaya vol. I p.265、南伝 03 p.466

[1-4] 以上は『パーリ律』の迦絺那衣韃度に記されている「捨」に関する記述であるが、「付随」にも記述があるのでそれも紹介しておく。

「捨の八事」と今の「執受」と「非執受」の関係について記されているところがある。要点のみ記すと次のようになる。

「去る」は、衣における執受が最初に断たれ (cīvarapalibodho paṭhamam chijjati)、界外に出るとともに住处における執受が断たれる (tassa saha bahisimagamanā āvāsapalibodho chijjati)。

「成じる」は、住处における執受が最初に断たれ、衣が成じるによって衣における執受が断たれる。

「発心する」は、2種の執受が前後なく(同時に)断たれる。

「失する」は、住处における執受が最初に断たれ、衣を失うにおいて衣における執受が断たれる。

「聞く」は、衣における執受が最初に断たれ、聞くとともに住处における執受が断たれる。

「望みを断じる」は、住处における執受が最初に断たれ、衣の望みが断たれるにおいて衣における執受が断たれる。

「界を出る」は、衣における執受が最初に断たれ、界外に出る時住処における執受が断たれる。

「共に捨す」は、2種の執受が前後なく（同時に）断たれる<sup>(1)</sup>。

これによって、住処における執受と衣における執受の両方ともが断たれて、住処における非執受と衣における非執受となった時に、迦絺那の「捨」となることがわかる。

(1) *Vinaya* vol.V p.177、南伝05 p.302

[1-5] また「付随」には、迦絺那の捨の八事がサンガに属する (*saṃgha-adhīna*) のか、個人に属する (*puggala-adhīna*) のかという問題が記されている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨 (*antarubbhāra*)」はサンガに属する。

「去る」と「成じる」と「発心する」と「界を出る」は個人に属する。

「失する」と「聞く」と「望みを断つ」と「共に捨す」はサンガにも属せず、個人にも属しない<sup>(1)</sup>。

「中間の捨」は捨の八事には含まれていないが、これはその住処の雨安居を過ごした比丘たちが、迦絺那衣の斉限時がくる前に（すなわち中間に）、サンガが羯磨して迦絺那衣を捨てる場合を意味する。

(1) *Vinaya* vol.V p.178、南伝05 p.303

[1-6] さらに「付随」には、捨の八事が界内において捨せられる (*antosīmāya uddhariyyati*) のか界外において捨せられる (*bahisīmāya uddhariyyanti*) のかという問題が記されている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨」と「共に捨す」は界内において捨せられる。

「去る」と「聞く」と「界を出る」は界外において捨せられる。

「成じる」と「発心する」と「失する」は界内において捨せられることがあり、界外において捨せられることがある<sup>(1)</sup>。

(1) *Vinaya* vol.V p.179、南伝05 p.303

[1-7] 「付随」にはさらにどの捨が共に生じ (*ekuppāda*)、共に滅し (*ekanirodha*)、どの捨が共に生じ、別々に滅する (*nānānirodha*) のかが説かれている。これも要点のみ摘記する。

「中間の捨」と「共に捨てる」は共に生じ、共に滅する。

他の捨は共に生じ、別々に滅する<sup>(1)</sup>。

(1) *Vinaya* vol.V p.179、南伝05 p.303

[2] 以上、『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」と「付随」中に記された、迦絺那衣の捨についての記述を紹介した。次にこれらにもとづき迦絺那衣の捨について考察する。

[2-1] まず最初に「迦絺那衣の捨」の意味を考えておかなければならない。先に記したように「捨」の原語の動詞形は‘*uddharati*’であるが、この語の意味は「揚げる、上げる、取り除く、引き抜く」であって、すでに [1-1] において示唆しておいたように、漢語の「捨」が意味するような意味は有しない。要するにこれは期日をかぎって所有を許された衣を、期日が来たので「捨てる」という意味ではないということである。

それは捨の八事のなかの「去る」はでき上がった衣を持ってその住処を去って他の境界に

行くということ、「成ずる」は衣ができ上がること、「発心する」は衣を作らないと心を決めること、「失する」はでき上がった衣をなくすことを意味することを考えれば、「捨」が衣を捨てることを意味しないことは明白であろう。衣ができ上がった瞬間に捨てなければならないということは不合理であるし、衣を作らないと心を決めたり、衣をなくすことは捨てるべき衣を持っていないのであるから、捨てることはできないからである。

したがって以上だけでも「捨」が迦絺那衣を文字通りに「放棄する」という意味でないことは明らかであるが、[1-3]と[1-4]において紹介した「捨」と「執受」と「非執受」の関係を考えれば、「捨」というのは「衣を作る権利を放棄する」という意味であることがよりはっきりする。「衣を作る権利を放棄する」ということは、【7】において詳しく考察するが、迦絺那衣を拵げたことによって得られる権利、端的にいえば予備の衣を合法的に所得することができるのを初めとする5つの権利を放棄することを意味することは言うまでもないであろう。

[2-2]次に「捨」すなわち「衣を作る権利を放棄する」主体としては、[1-5]に紹介したように、サンガと個人の場合があることに注意しなければならない。

サンガが「捨」する場合は「中間の捨 (antarubbhāra)」とされるが、これは12月15日が来る前に迦絺那衣を捨てる場合であって、捨の八事のなかの「聞くによる捨」のなかに、「かの住処においては迦絺那を捨したと聞く (suṇāti)」というなかの捨に相当するであろう。これが【5】の[7]に記した「出羯磨」に相当するわけである。「出羯磨」は迦絺那衣の最終期限が来た時に迦絺那衣を捨てる場合として説明されているが、その中間においても「出羯磨」をなすことができるということになる。

これに対して「去る」「成じる」「発心する」「界を出る」は、個人が「捨」するケースとされる。「作り終わった衣を持って還らないと考えて去る」、「私はこの場所において衣を作らせ還らないと考えて、衣を作らせる」、「私は衣を作らせないまた還らない (n' ev' imaṃ cīvaraṃ kāressaṃ na paccessaṃ)」と考える、「境界の外で迦絺那を捨す時を(意識して)過ごす」のはすべて、個人の意思が中心であるから、この捨は個人に属するのである。

さらに「失する」と「聞く」と「望みを断つ」と「共に捨す」は、サンガにも属せず、個人にも属しないとされるが、これは個人の主体的な意思が「捨」の原因となっているのではなく、とってサンガの決議が「捨」の原因になっているわけでもないからであろう。

このように「捨」にはサンガが主体となる場合と、個人が主体となる場合、そしてサンガが主体でもなく、個人が主体でもない場合があるということになる。ただしサンガが主体でもなくまた個人が主体でもない場合も、衣をなくし、彼の住処のサンガが捨てたと聞き、衣を作る望みを断ち、界外にいて迦絺那衣を捨てる斉限時になってしまうのも、すべて個人的な事情である。したがって「捨の八事」といわれるものは、主体的な環境下にあるとしても、あるいは受動的な環境下にあるとしても、すべて個人的な事情による「捨」であって、サンガとしての捨ではないということをしかりと認識しておく必要があるであろう。これは八事のすべてのケースが、「比丘(単数)あり」で始まることから明らかである。サンガがサンガとして迦絺那衣を捨てる場合は、羯磨を行うというケースしかないということである。

[2-3] 以上のように、「捨」の八事がすべて個人の「捨」であるということ、これら

の記述の中に記されている「衣を作らせる」とか「衣を作り已る」ということもすべて個人的な行為であることになる。これはサンガとして行った迦絺那衣を拵げる羯磨に随喜したことによって与えられた衣を作る権利は、すべて個人的なレベルで行使するということが前提であったということを表わす。

加えて実は、最初の「持する七事」から最後の「安樂住処五事」に至るまで、そのすべてのケースは「去る」すなわち「界外に出る」ということが前提となっており、この「去る」には、「還らない」と心に決めて去る場合も、「還る」と心に決めて去る場合も、「還るとも還らない」とも決めないで去る場合もあり、また去った先で衣を作る場合も作らない場合も、作らないと発心する場合も、発心しない場合も、作ったものを失う場合も、さまざまなバリエーションがあって、そのため上記のようにさまざまなケースが説明されるのであるが、この「去る」は *bhikkhu* の単数が主語であり、動詞は *pakkamati* という三人称単数の語尾を取るから、実は先の捨の八事はすべて、雨安居を終わり迦絺那を拵げた後で、1人の比丘がその住処を界とする場所から出るというケースが想定されているのである。

[2-4] それでは雨安居を終わって銘々が衣を作り終わるまで、雨安居を過ごした住処に留まって界を出ないという、いわばこれが通常のケースであろうが、この場合はどうなるのであろうか。もちろん「捨の八事」はいずれも界を出ることが前提となっているのであるから、そのどれにも適応しない。したがってその住処に留まる場合には、個人の比丘が個人の意味によって迦絺那衣を捨てるというケースは想定されていないということになる。

いふなればその住処に留まる場合は、その比丘はその住処のサンガの一員であり続けるわけであり、迦絺那衣の捨はサンガが迦絺那衣の斉限時に至る中間に羯磨して行う「中間の捨」か、斉限時がきた時に行う「出羯磨」しかないということになる。したがって逆に言えば比丘の1人が個人的に迦絺那衣を捨てたかったら、界を出るしかないということになる。

しかしこのように難しく考える必要はないのであろう。もし必要な衣を作ってしまった、それでも界に留まることを望み、しかもサンガが迦絺那衣を捨てなかったら、それ以上の衣を作らなければよいというだけのことだからである。「付随」が「『成じる』と『発心する』と『失する』は界内において捨せられることがあり、界外において捨せられることがある」とするのは、このような意味なのであろう。

それはともかく先の捨の八事は、すべてが界外に出て、すなわちサンガから離れて個人行動をするという特殊なケースが予想されているということができる。

[2-5] ところで迦絺那衣を拵げる羯磨に使われる衣は、その材料を得てから衣に仕立て上げるまでのすべてを1日のうちに行わなければならなかったのであるが、その権利を分与されて個人的に衣をつくる時にもそれが要求されたのであろうか。例えば「捨の八事」の中の「境界を出る」の具体的ケースを説明する文章中には「迦絺那を捨す時を過ごす (*kaṭhinuddhāraṃ vītināmeti*) 」という言葉があるが、これはそれを指すのであろうか。先に紹介した“Upasak”は、これを「比丘が住処の界を去り、ローブを作るが、何かの理由で戻れなくなり、1日の期限をすぎてしまう時 (the period of one day passes away) 」。彼はそこで迦絺那の特典を失う (*simātikantikā*) 」としているから、そのように理解しているわけである。

しかしもしそうなら迦絺那衣を拵げる羯磨や迦絺那衣を拵げる条件の中に使われていた

「即日 (tadah' eva)」という言葉や、それに類することばが使われるはずであるし、「安樂住処の五事」の第1は

比丘あり、迦絺那衣を拵げ、安樂住処を求め、衣を持って去り、「ある住処に行き、そこにおいて安樂を得て住そう。もし安樂を得ることができなければある住処に行き、そこにおいて安樂を得て住そう。もし安樂を得られなければある住処に行き、そこで安樂を得て住そう。もし安樂を得なければ還ろう」と考え、界外に行つて、「私はここにおいて衣を作らせ、還らない」と考えて、衣を作らせる。この比丘は成ずるによつて迦絺那衣を捨てるのである (1)。

という文章であり、「界外のいくつもの住処で安樂を得て住そう、それらの住処でもし安樂を得なければ還ろう」と考えて界を出るといふのはとても1日のうちに衣を作ることを前提としているとはいへないといわなければならないであろう。したがつておそらく「迦絺那を捨す時を過ごす (*kāthinuddhāraṃ vitināmeti*)」は、迦絺那衣の期限である12月15日を過ぎることを意味するのであろう。

捨のさまざまなケースにおいてしばしば使われる、例えば「迦絺那衣を拵げ、衣をもって、「還ろう」と考えて去り、界外に行つて」の「界外に行つて (*bahisimagatassa evaṃ hoti*)」の部分を実カター (2) は、「*'bahisimāgatassa'* というのは、他の近隣の僧院に行つて、ということであり、「*evaṃ hoti*」というのは、その僧院において安樂な臥坐処を見いだしたり、仲間を得たりなどのことである」とするの軌を一にするであろう。これは「還ろう (*paccassaṃ*)」と考へて「界外に行つた」としても、その日のうちに還ることを考へていたのではなく、しばらくのあいだ滞在することを前提としていたということになる。

それに第一、1日のうちに衣を作り上げなければならないとすれば、先の「捨」の八事のケースには、衣材を求めて界の外に出る場合も含まれているのであるから、「非時衣が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘はその衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば望みがあるといへども捨墮である」とする捨墮第2条を、迦絺那衣を拵げることによつて適用除外にする意味がなくなつてしまふといわなければならない。

以上から、迦絺那衣を拵げる羯磨に随喜して、迦絺那衣を作る権利を分与された比丘たちが銘々に衣をつくる時には、1日のうちに作ることは要請されていないと判断することができる。

(1) *Vinaya* vol. I p.264、南伝 03 p.464

(2) vol. V p.1112

[2-6] 上述のような基本的な理解をもとにして「捨の八事」の内容を考察すると次のようになる。

まず「去る (*pakkamanantikā*)」は、迦絺那衣を拵げることによつて随喜した比丘が、この住処には還らないと心に決めて、作り終わった衣を持って界外に出る場合である。これは衣を作り終わった時「衣における執受」が断たれ、衣を作る権利はその住処においてこそ保持されるのであるから、「還らない」と決意してその住処の界外に出ることが「住処における執受」を断つことになつて、この時に捨が完成するので、これは「去るによる捨」とされるのである。なお、もしこの比丘ができ上がった衣を持って、そのままその界に留まる場合には、

「衣における執受」は断たれるが、「住处における執受」は断たれないから、したがって「捨」にはならないということになるであろう。したがってもしできあがったものが重衣であったとし、その時点でさらに上衣や内衣を作る必要があれば、「衣における執受」も断たれないので、さらにこれらを作ることも許されたのではなかろうか。

次に「成じる」というのは、衣材を持って界外に去り、そこで衣を作ろうとした場合であって、その時に「還らない」と決心して界を出たのが先であるから、まず「住处における執受」が断たれ、衣材から衣を作らせた時に「衣における執受」が断たれ、このとき捨が完成したので「成ずるによる捨」とされるのである。この場合は「住处における執受」が断たれているから、さらに上衣とか内衣を作ることは許されないであろう。

次の「発心する」は、衣材を持って界外に出て、「衣を作らない、還らない」と心に決めた場合である。これは「衣を作らない、還らない」と発心した時が「住处における執受」も「衣における執受」も断たれることになるから、これは「発心による捨」となる。

次の「失する」は、界外に去って戻らないと決心して衣を作らせるが、それを失ってしまった場合である。これは戻らないと決心して去ることで「住处における執受」が断じられ、衣が失われた時に「衣における執受」も断じられることになるから「失するによる捨」となる。当人は衣をなくした時には、新たな衣を作りたいと思うであろうが、新たな衣を作る権利は界を出た時に失われているから、それはできないということになるであろう。

「望みを断じる」は、衣の望みのために界外に行き、「我ここにおいて衣を望み、還らない」と考えて衣を望むが、衣の望みが断じられる場合であって、これは「還らない」と決心して去ることで「住における執受」が断じられ、衣の望みが断たれた時に「衣における執受」も断たれるので、「望みを断じるによる捨」となるのである。

「聞く」は、「還ろう (paccessam)」と考えて衣材を持って界外に行き衣を作らせたが、この界外で「かの住处においては迦絺那を捨てた」と聞いた場合である。この場合は界外に行き衣を作らせた時に「衣における執受」が断じられ、還ろうと考えていたにも拘わらず元の住处のサンガが中間に迦絺那衣を捨ててしまったということを知った時に、再び住处に戻って衣を作る機会を失うことになったので「住处における執受」も断じられ、そこで「聞くによる捨」とされるのである。

次の「境界を出る」は、衣材を持って「還ろう」と考えて界外に行き衣を作らせ、衣を作り終わって「還ろう、還ろう」と考えて、外で迦絺那を捨す時を過ぎた場合とされている。

「迦絺那を捨す時を過ぎる」というのは、先に記したように迦絺那衣の期間は最大限5ヵ月間であって、それは12月15日であるから、この12月15日を境界外で過ごしてしまったという場合をいうのである。この場合は衣を作らせた時に「衣における執受」が断たれ、「還ろう、還ろう」と考えながら、迦絺那衣の期間中に住处には帰れなかったため、結果としてこの時点で界を出たことになるから、この時点で「住处における執受」が断たれたということになり、そこでこれは「界を出るによる捨」となるのであろう<sup>(1)</sup>。なお [2-2] にふれたように、この「界を出るによる捨」はサンガが主体ではなく、個人の主体的行為による捨ということになるから、そこで「迦絺那を捨す時をすぎる」というのは、むしろ「過ごす」と訳す方がよいかもしれない。I. B. Horner の英訳 p.359 は、‘he, thinking again and again, “I will come back”, spends the time outside (the boundary) untill the

kaṭhina (privileges) are removed' としている。

最後の「共に捨てる」は、衣材をもって、「還ろう」と考えて界外に行って衣を作らせ、衣を作り終わって「還ろう」と考えて、還ってくるが、それがサンガが迦絺那を捨す時と同時にになったという場合である。要するに衣を作らせるまでは界外に出ていたが、衣を作らせ終わった日に還ってきて、この羯磨に参加したのであるから、これは「衣における執受」も「住处における執受」も同時に断じたことになる。羯磨を捨す羯磨をサンガが行うことは、迦絺那衣を捨すと同時に、迦絺那衣に伴う雨安居を過ごしたという住处をも捨すことになるからであろう。これがサンガにも属せず、個人にも属しないとされるのは、このサンガの羯磨には主体的には係っていないという認識があるのであろう。“Upasak”はこれを、「比丘が住处の界を去り、帰ってくるつもりでそこでローブを作るが、後に彼の僧院の他の1人の比丘に賛成して彼の迦絺那の特典を捨する決意をする。その比丘たちも彼の提案に同意する。そこで迦絺那の特典は失われる (sahubhāra)」としているのは、このような認識を表わすものかもしれない。

- (1) 南伝の註 (第5巻 p.471) では、「境界を出づ (sīmātikantika)」を、「後文の説明及漢訳に依らば、「斉限時を過ごす」と訳すべきが如くなれど、且く従来の訳に従ふ」としている。確かに意味はその通りなのであろうが、しかし「界」にも十分な意味があるというべきであろう。

[3] 次に『パーリ律』以外の漢訳律蔵の「捨」について考察する。まず漢訳諸律の「捨」の記述を紹介する。捨の具体例が挙げられている場合は、『パーリ律』で紹介したものと相応する部分のみを掲げる。

[3-1] 『四分律』は次のようにいう。

8の因縁あつて功德衣を捨す。去と竟と不竟と失と断望と聞と出界と共出である。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、不還の意を作して出で去る。去れば便ち功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣す。彼衣を作り竟れば便ち功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、次の念をなす。衣を作らず、また還らずと。衣不竟にして功德衣を失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、衣を作り竟って衣を失す。功德衣も亦た失す。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、衣を得んと希望す。彼の比丘界外に出て、便ち希望して衣を得んとする処に至り、見已わつて衣を得ずして望み断じ、さらに有望の処なし。彼望断にして功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣し、作衣竟って衆僧の功德衣を出すを聞く。彼聞いて便ち功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に出て、作衣し竟り、しばしば還意をなして界外に在り、衆僧功德衣を出す。彼界外に在りて功德衣を失し已る。

もし比丘、功德衣を受し竟って界外に在りて作衣す。彼の衣もしは竟り、もしは竟ら

ざるも住処に還って和合して衣を出す。これを八事となす (1)。

ここにいう「去」と「竟」と「不竟」と「失」と「断望」と「聞」と「出界」と「共出」は、それぞれ『パーリ律』の「去る」「成ずる」「発心する」「失する」「望みを断じる」「聞く」「境界を出る」「共に捨す」に対応することは明らかである。

(1) 大正 22 p.878 下、国訳 03 p.275

[3-2] 『五分律』は次のようにいう。

八事ありて迦絺那衣を失す。1 に時竟、2 に失衣、3 に聞失、4 に遠去、5 に望断、6 に衣出界、7 に人出界、8 に白二羯磨捨である (1)。

『五分律』はこのように簡単に記すだけで具体例を挙げない。したがって捨の八事をどのように捉えていたのか明らかにしえないが、言葉の上からは、「失衣」は『パーリ律』の「失する」、「聞失」は「聞く」、「望断」は「望みを断じる」、「白二羯磨捨」は「共に捨す」に対応すると考えてよいであろう。残る「時竟」「遠去」「衣出界」「人出界」がどれに相応するかわからないが、『五分律』が『パーリ律』や『四分律』と全く異なった考えを持っていたとは考えにくい。

なお『五分律』は上記の記述に続けて、

また二因縁あって、迦絺那衣を受けるを得ず。1 に作衣未だ竟らず、2 に住処を捨て去るなり (2)。

とする。迦絺那衣を受けることそのものができないというのであるから、迦絺那衣を受ける羯磨を行う衣そのものがその日のうちにできなかった場合と、この羯磨を行う前に住処を捨てた場合は、迦絺那衣に相応する5つの功德を受けられないということであろう。

(1) 大正 22 p.153 下、国訳 14 p.191

(2) 同上

[3-3] 『十誦律』は次のようにいう。

長老優波離は仏に質問した。どのようなことを迦絺那衣の捨というのですかと。仏が答えられた。八事ありて迦絺那衣を捨すと名づく。何を8 とするか。1 は衣成ずる時、2 は衣が垂 (ほとんど) 成ずる時、3 は去る時、4 は聞く時、5 は失う時、6 は発心する時、7 は斉限を過ぎる時、8 は捨す時である (1)。

そして『十誦律』は他の律蔵よりも詳しく延々と捨の具体例を記すが、その最初の部分のみを要約して紹介する。

初めの6 とは、人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、此処において作衣せずと。「去る時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、この処において作衣せんと。界外において作衣してこの念をなす。我彼の処に還らずと。「衣成ずる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らず、この処において作衣せんと。界外において作衣して、作衣し已って好守護せざるがゆえに失し、更に物として作るなし。この人衣を「失する時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。この人即ち界を出でて去り、界外において作衣し、若し

は作し、若しは未作ならんもこの念をなす。我本処に還りて徐々に作らんと。久久にして成らず。この人「斉限時を過ぎる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。彼界外において僧已に迦絺那衣を捨したりと聞き、即ちこの念をなす。迦絺那衣は已に捨せり、我復た還らずと。これを「聞く時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我還らんもこの処において作衣せんと。即ち界外において作衣す。彼の衣若しは成じ若しは未だ成ぜざるもこの念をなす。我本処に還るまで未だ迦絺那衣を捨さざらんと。至り已って「僧と共に迦絺那衣を捨す」を即ち名づけて捨となす。これを初めの六と名づく。

ここまでの「去る時」「衣成ずる時」「失する時」「斉限時を過ぎる時」「聞く時」「僧と共に迦絺那衣を捨す」の6つは、順次に『パーリ律』の「去る」「成ずる」「失する」「境界を出る」「聞く」「共に捨す」に相応する。

『十誦律』は上記の外に「衣が垂(ほとんど)成ずる時」を上げるが、このケースは第5の5の2に、

若し比丘あり迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出でて去り、この念を作す。我当にこの処に還って作衣せんと。この人界外においても作衣し、作衣已って、毘波羅衣垂(ほとんど)成ずるに留置して、この念をなす。この毘波羅衣を(持って)彼の処に還らずと。「衣垂(ほとんど)成ずる時」即ち迦絺那衣を捨すと名づく<sup>(2)</sup>。

と記されている。このなかに使われている毘波羅衣のなかの「毘波羅」は‘vihāra’の音写語のようであるが、とってこの件にはよく使われている言葉で、これが特別の意味を有するようにも思えない。また「衣垂成留置」という言葉も、ここだけに使われているのではなく他の箇所でも使われているが、しかしここでは「衣成ずる時」の迦絺那衣の捨とされている。したがって何が「衣垂(ほとんど)成ずる時」の決定的な要素なのか理解できない。

また『十誦律』にはもう1つの迦絺那衣を捨すケースとして「発心する時」が上げられているが、それにもかかわらず詳しい具体的な解説部分にはこのケースはない。これは『パーリ律』の「発心する」に相当し、その内容に紛れはないから、それほど問題はないとしても不思議である。

しかし『十誦律』にいう捨も、『パーリ律』や『四分律』の枠の外にあるとは考えられないと言ってよいであろう。

なお『薩婆多毘尼摩得勒伽』に

8種の捨迦絺那衣は、いくばくか共にして、いくばくか不共なるや。後の2種を除いて余は不共である<sup>(3)</sup>。

とされている。「8種の捨迦絺那衣」が何を指すのか明らかにされていないが、おそらく『十誦律』の八事をさすのであろう。とするならば後の2種とは「斉限を過ぎる時」「捨す時」にあたり、これらは共の捨ということになる。とするならば「共」はサンガとともに捨すこと、「不共」は個人的な捨を意味するのであろう。

(1) 大正23 p.207下、国訳06 p.200

(2) 大正23 p.209中、国訳06 p.205

(3) 大正 23 p.606 中、国訳 16 p.234

[3-4] 『僧祇律』は「捨迦絺那衣法」という項目のもとで次のようにいう。

ある比丘が食前と食後に異なる衣を着ていた。そこで仏がなぜ多くの衣を持っているのかと問うと、「迦絺那衣を受けたから」と答えた。仏は「一切時に迦絺那衣を受けてはならない。捨すべし」と定められた。

捨には十事あり。何を十となすか。1には衣竟捨、2には受時捨、3には時竟捨、4には聞捨、5には送捨、6には壊捨、7には失捨、8には出去捨、9には時過捨、10には究竟捨である。

衣竟捨とは、迦絺那衣を受けた時この念をなす。我れ作衣竟れば当に迦絺那衣を捨すべしと。作衣が成じおわれば即ち捨と名づく。

受時捨とは、この念をなす。この衣を受けた時当に迦絺那衣を捨すべしと。受衣の時を即ち捨と名づく。

時竟捨とは、この念をなす。爾許時に我当に迦絺那衣を捨すべしと。期満ち已れば即ち捨と名づく。

聞捨とは、この念をなす。我れ和上・阿闍梨の迦絺那衣を捨す時我れ当に捨すべしと。後に和上・阿闍梨の説いて今日サンガは迦絺那衣を捨すと聞く。その時を即ち捨と名づく。

送捨とは、この念をなす。我れこの衣を他に与え已って当に迦絺那衣を捨すべしと。後に衣を送し已るを即ち捨と名づく。

壊捨とは、迦絺那衣を受け已って中間に自ら言う。我れ今迦絺那衣を捨すと。この語をなす時を即ち捨と名づく。

失捨とは、この念をなす。この衣の中間に壊敗し、あるいは失して現ぜざれば我れ当に捨すべしと。後に衣壊敗し、もしくは失すれば即ち捨と名づく。

出去捨とは、この念をなす。我れこの中に住し、出去する時当に迦絺那衣を捨すべしと。もし出去する時即ち捨と名づく。

時過捨とは、臘月 15 日に捨せずして 16 日に至る。即ち捨と名づけ、越毘尼罪である。

究竟捨とは、臘月 15 日に至りて応に捨す。1 人が僧中に「大徳僧聞き給え。今日サンガは迦絺那衣を捨さんと三説する。これを究竟捨と名づく (1)。

『僧祇律』は捨に十事を上げるのであるが、最後の「究竟捨」は「出羯磨」にあたり、第 9 の「時過捨」は迦絺那衣の期限をすぎってしまった場合であって越毘尼罪とされるから、正規の捨ではないことになる。したがって第 8 までが個人的な通常の捨であるが、『パーリ律』や『四分律』に等しいのは「衣竟捨」「聞捨」「失捨」「出去捨」であって、順次『パーリ律』の「成ずる」「聞く」「失す」「去る」に相応する。他の「受時捨」「時竟捨」「送捨」「壊捨」には『パーリ律』や『四分律』にびたりと相応するものはない。しかし相応するものも、『パーリ律』や『四分律』は界を出ることを前提としているが、『僧祇律』は「出去捨」を除いて、界を出ることを必ずしも前提にしていないところは相違する。

なおこれら『僧祇律』の捨の特徴は、自ら捨のさまぎまのケースを想定して、そのような状態になったら捨てよう決心し、そういう状態になった時を捨とするとしており、これらはいわば『パーリ律』の「発心する」、『四分律』の「不竟」の範疇に入れて考えてよいか

もしれない。

(1) 大正 22 p.453 上、国訳 10 p.157

[3-5] 最後に『根本有部律』である。『根本有部律』は次のようにいう。

羯恥那衣を**出す**の相に 8 種あり。決去、不定、決定、失去、聞出、出界疑、望断、同心出である。

決去失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、作衣すでに竟って、此処に恋心なく、衣鉢を持して余方に行こうと欲し、還らないと決意して出る。これを決去失と名づける。

不定失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、あるいは未だ作衣せず、あるいは已に半ばを作って、この利物及び住处を以て、あるいは恋あり、あるいは恋なく、あるいは望あり、あるいは望なく、更に還って作衣せんと擬し、あるいは疑念を起す。これを不定失と名づく。

決定失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、この念をなす。還り来って作衣せんと。復たこの念をなす。我れ今出去して更に復た来らず、亦た復たよく衣を造るあたわずと。これを決定失と名づく。

失去失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を造らんとして起首して作衣するに、その衣を失す。これを失去失と名づく。

聞出失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、界外に出て衣を求め、念言して、廻還して我れ当に作衣すべしと。去る後に大衆便ち衣を出す。彼れ羯恥那衣を出すを聞いて、心に「善哉、衣を出すこと」と随喜を生ず。これを聞出失と名づく。

出界疑失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、自ら念ず。出界して衣を作らんと。若しくは了もしくは不了にして、あるいは還らんとも還らざらんとものかくの如きの心を生じる。出界して便ち失す。

望断失とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、未だ作衣せざるに、出界して求覓し、還って作衣せんと擬す。既に彼方に至り、衣を求めて得ずして望心断絶す。これを望断失と名づく。

同心出とは、苾芻あり同じく一処に在りて羯恥那衣を受け、作衣して、界外に出て衣を求め、後に還来して、住处において衆と共に白二法出衣をなす。これを同心出と名づく<sup>(1)</sup>。

以上の 8 種の失のうち、「決去失」「失去失」「聞出失」「望断失」「同心出」は『パーリ律』の「去る」「失す」「聞く」「望みを断つ」「共に捨す」に相応する。また「出界疑失」は『パーリ律』の「界を出る」に相当するとしてよいかもしれない。しかし「不定失」「決定失」に相当するものは『パーリ律』に見いだせない。

(1) 大正 24 p.098 下、国訳 22 p.418

[3-6] 以上漢訳律蔵のいうところの捨を検討した。『四分律』は『パーリ律』とよく相応するが、他の漢訳律は微妙なところでは相応しない。しかしいづれにしても『パーリ律』で検討した「捨」の概念に反するようなものではないといってよいであろう。したがって改めて漢訳律をもとに捨を考える必要はないものとしたい。

[4] その結論を簡単に言えば、迦絺那衣の捨とは、迦絺那衣を拵げたことによって得られる5種の律の規定の適用除外を受けて、予備の衣を合法的に作り、これを所持できるという権利を放棄するということを意味し、「問題の所在」の(4)に提起した問題に関連づけて言えば、期間を限定して所持を許される衣そのものを放棄することを意味するのではないということになる。

そしてこの捨てる方は大きくは2つに分かれる。1つはサンガとして捨てる捨て方であり、2つは個人として捨てる捨て方である。

第1のサンガとして捨てる捨て方は、12月15日の満期となって捨てる捨て方と、その中間に捨てる捨て方の2つに分かれる。満期となって捨てるのは『根本説一切有部百一羯磨』によれば単白羯磨である。他の律には記されていないが、日程にしたがって行わなければならない行事、例えば布薩とか自恣を行う時は単白羯磨であるから<sup>(1)</sup>、おそらく単白羯磨で行われたのであろう。中間捨のやり方は記されていないが、迦絺那衣に係る羯磨はすべて白二羯磨であるから、おそらく白二羯磨であったであろう。このサンガによる捨は個人の意思や事情は勘案されないが、羯磨は1人でも反対があれば議案は成立しないという全員一致の議決方法でなされるから、建前としては個人の意思も反映されているということができる。

一方の個人として捨てる捨て方には、界に留まって捨てる場合と、還らないと心に決めて界から外に出る場合の2つに分けることができる。前者はすでに衣を作ってしまったとか衣を作る必要がないなどの事由で衣を作らないと心に決めた場合である。しかしこれは未だ安居を過ごした住処に留まっているのであるから、その住処のサンガの一員であり、したがってサンガが捨てない限りは公式には捨てたことにならない。しかし自分が作らないと心に決めたのであるから、作らなければそれで済むことである。

還らないと心に決めて界を出る場合には、作り終わってから界を出たり、界外で作らせたり、作ったものを失ってしまったり、衣材が集まらないので作らないと決心したりするなどさまざまなケースがあるが、ともかく迦絺那衣を拵げたことによる5種の戒律規定の適用免除を免れる権利は雨安居を過ごした住処(界)においてのみ保持されるのであるから、還らないと決心して界を出れば「住処による執受」はそれによって捨せられ、再び回復できないわけである。このように公式的に個人の意思で迦絺那衣を拵げたことによって受けた権利を捨てるには界を出るしかないということになる。しかしこれはおそらく一足先にサンガから離脱して、釈尊に会いに行ったり、その住処では十分な衣材が得られる見通しが見つからないなど、特殊な事由がある時に限られたであろう。

(1) *Vinaya* vol. I pp.102, 159, 174

## 【8】 迦絺那衣に相応する5つの功德

[0] 以上で「迦絺那衣韃度」を中心とする迦絺那衣についての検討はあらかた終了した。すでに【3】の[3]において簡単に紹介したところであるが、この節では、迦絺那衣に相応する五事、実際には迦絺那衣を拵げた時に適用除外される6つの条文の制定因縁と条文その

ものを考察しながら、迦絺那を払げることが認められるようになった背景や、迦絺那衣の制度そのものを考えるよすがとしてみたい。

[1] まず注意しておきたいのは、この6条は大きくは2つに分類できることである。第1のグループは捨墮であり、第2のグループは波逸提である。【3】の[3]のところで表示した番号と『パーリ律』でいう五事名、およびパーリの五事には含まれない「数々食」という名で示すと、捨墮グループは②の「衣を離れて宿す」と、④の「用いるかぎりの衣」と、⑤の「衣を受ければ所持する」であり、波逸提グループは①の「囑せずして聚落に入る」と、③の「別衆食」と、⑥の「数々食」である。

[1-1] この2種類のグループには条文の示され方に顕著な特徴があって、捨墮の場合は、例えば

衣すでに竟り (niṭṭhitacīvarasmim)、迦絺那衣を捨しおわったら (ubbatasmim kaṭhine)、一夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き (aññatra bhikkhusammutiyā) 捨墮である。(すべての律蔵において捨墮第2条)

というように、条文の主文の中に迦絺那衣を捨し終わったらという条件が示される。しかしながら波逸提の場合は例えば、

いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家に詣れば、因縁を除き (aññatra samayā) 波逸提である。ここに因縁とは (tatthāyaṃ samayo) 施衣時 (cīvaradānasamayo) ・作衣時 (cīvarakārasamayo) にして、これがここにいう因縁である。(『パーリ律』波逸提第46条)

というように、迦絺那衣に係る事項は主文中には現れないで、例えば『パーリ律』では、「施衣時とは迦絺那の払げられない時には (anattate kaṭhine) 雨期の最後の月、迦絺那の払げられた時には (atthate kaṭhine) 5ヵ月」というように、「施衣時」の語義解釈(定義)中に現れる。なお『パーリ律』では「作衣時」はただ「衣を作る時」と解釈されるのみであって、ここには迦絺那衣という言葉は現れないが、『四分律』では「作衣時とは自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。乃至衣上作一馬齒縫」と定義されるから、これも迦絺那衣に関係することになる。

したがってもし「施衣時」「作衣時」が、「衣が竟る前」「迦絺那衣を捨しおわる前」に相当するとするならば、例えば波逸提の条文は、「いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家に詣れば、衣竟るまで、迦絺那衣を捨しおわるまでを除き、波逸提である」でもよいはずであるが、こうであってはならない理由があったということではなければならない。

[1-2] まず波逸提グループにはなぜ主文中に迦絺那衣条項が書き込まれなかったのかという理由を考えて見よう。

そのためにまずはじめに、上記の波逸提グループの条文において、適用除外される因縁が何であるかを見てみよう<sup>(1)</sup>。実はこの因縁は律蔵によって異なるのであって、この異なりが生じうるのも波逸提グループの特徴であるということが出来る。

①囑せずして聚落に入る

『パーリ律』波逸提 046 : **施衣時**、**作衣時**

『四分律』单提 042 : 病時、**作衣時**、**施衣時**

『五分律』墮 082 : **衣時**

『十誦律』波逸提 081 : なし

『僧祇律』波夜提 081 : **衣時**

『根本有部律』波逸底迦 081 : なし

③別衆食

『パーリ律』波逸提 032 : 病時、**施衣時**、**作衣時**、行路時、乗船時、大衆会時、沙門施食時

『四分律』单提 033 : 病時、**作衣時**、**施衣時**、道行時、乗船時、大衆集時、沙門施食時

『五分律』墮 032 : 病時、**衣時**、**施衣時**、**作衣時**、行路時、缸上行時、大會時、沙門会時

『十誦律』波逸提 036 : 病時、**作衣時**、道行時、船行時、大衆集時、沙門請時

『僧祇律』波夜提 040 : 病時、**衣時**、行時、船上時、大衆会時、外道施食時

『根本有部律』波逸底迦 036 : 病時、作時、道行時、大衆食時、沙門施食時

⑥数々食

『パーリ律』波逸提 033 : 病時、**施衣時**、**作衣時**

『四分律』捨墮 003 : 病時、**施衣時**

『五分律』捨墮 003 : 病時、**衣時**、**施衣時**

『十誦律』尼薩耆 003 : 病時、**施衣時**

『僧祇律』波夜提 032 : 病時、**衣時**

『根本有部律』波逸底迦 031 : 病時、作時、道行時、**施衣時**

このように、これらの戒律が適用除外としてあげる因縁は区々であり一定しない。また「施衣時」「作衣時」にしても、『パーリ律』のように「施衣時」と「作衣時」を区別するのは他に『四分律』があるのみで、他はただ「衣時」と示されることが多い。ただし『五分律』の③では「衣時」の外に「施衣時」も「作衣時」も上げ、⑥では「衣時」の外に「施衣時」を挙げるが、この語句の定義はないので詳細は知られない。また『十誦律』は③では「作衣時」、⑥では「施衣時」とするが、この語句定義もない。

以上からわかるように、適用除外の因縁を「施衣時」と「作衣時」に分け、この語句解説を施すのは『パーリ律』と『四分律』のみである。なお『四分律』の「数々食」では因縁に「施衣時」だけが挙げられ、「作衣時」が上げられていないのは、後にふれるような理由があったからであろう。ただし施衣時は作衣時を兼ねるという後に紹介する『資行鈔』のような解釈もある。

それでは「施衣時」と「作衣時」はこの2つの律においてどのように定義されているだろうか。

施衣時は

『パーリ律』 : 迦絺那の拈げられない時には雨期の最後の月、迦絺那の拈げられた時には5ヵ月。

『四分律』：「施衣時」者自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。除此已余時勸化作食并施衣者是也。

作衣時は

『パーリ律』：衣を作る時

『四分律』：「作衣時」者自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。乃至衣上作一馬齒縫是也。

とされている<sup>(2)</sup>。

ここで注目すべきは『四分律』の定義であろう。「施衣時」は迦絺那衣の拵げられない時には1ヵ月、迦絺那衣の拵げられた時には5ヵ月とされているから、ここまでは『パーリ律』に等しいが、この後に「此を除き已って余時の勸化作食並びに施衣は是なり」とする。迦絺那衣の捨された衣時以外の期間であっても「勸化作食并施衣」の時にはこの条文は適用除外されるとしているわけである。『四分律行事鈔』も『四分律』波逸提第32条の「展転食戒」の解説中で、「施衣時とは、十二月中の衣食請処あるに随いて（請に）背くを開く」<sup>(3)</sup>と解説している。要するに、「衣時でない時にも衣食請処があれば1年中適用除外される」というのであるが、この背後には「衣時であっても衣食請処がない時には適用除外されない」という文意が隠されているものと考えられる。なおここに「作衣時」がないことについては、『資行鈔』において「作衣時は施衣時中に兼ねてこれを明かす」<sup>(4)</sup>とする。

また「作衣時」については、同じく「迦絺那衣の拵げられない時には1ヵ月、迦絺那衣の拵げられた時には5ヵ月」としつつ、ここでも「乃至衣上に一馬齒を作りて縫う是なり」とする。この意味を『資行鈔』は、「一月五月中の作衣の意樂あつて、下至馬齒一縫製造時に請に背くを聴す。たとい一月五月といえども作衣せざる時は之を開かざるなり」<sup>(5)</sup>とするから、これはたとい1月5月衣時中であっても、作衣していない時には因縁としない、したがってこの条文の適用除外にはならないというのである。

したがってこれにしたがえば、「施衣時」は衣時・非衣時にかかわらず衣食請処がある時ということになり、「作衣時」は衣時・非衣時にかかわらず作衣している時ということになり、たとい衣時であろうと、衣食請処がない時、作衣していない時には因縁にならないということになる。おそらく『パーリ律』が「作衣時」の語句解釈に迦絺那衣の期間をあげずに、ただ「衣を作る時」とするのと同じ意味であろう。『パーリ律』の波逸提第32条の *Samantapāsādikā* には「施衣時」については注釈がないが、「作衣時」の ‘*civare kayiramāne*’ には衣を作る各段階が細かく記されており<sup>(6)</sup>、これもこの期間中には無条件に戒律の適用除外が適用されるのではなく、作衣しているその時だけに適用されることを表したのと考えられる。

このように考えれば、「施衣時」に非衣時も入れるかどうかについては『四分律』と『パーリ律』に意見の相違があるが、しかし『パーリ律』も「施衣時」を1ヵ月あるいは5ヵ月の間ずっとというのではなく、その期間中の施衣があった時と考えていたのではなかろうか。

「施衣時」「作衣時」以外の因縁として、病時、行路時、乗船時、大衆会時、沙門施衣時などもあげられるが、これらは極めて限定的な時間をさし、1ヵ月間とか5ヵ月間という一定の期間をしめすものではないこともこのことを証明する。

このように考えると、『パーリ律』の定義において「施衣時」が「迦絺那の拵げられない

時には雨期の最後の月、迦絺那の拵げられた時には5ヵ月」と一定期間のずっとというような定義がなされ、これに対して「作衣時」が「衣を作る時」というような主体的な定義がなされて、この2つがそれほど内容に異なりがあるとは考えられないにかかわらず、定義のし方がまったく異なっているのは、施衣というのは在家信者の意向次第であって受け身であるが、作衣は比丘の方の主体的な行為であって、作衣する時を主体的に設定できるからではなからうか<sup>(7)</sup>。

以上のように『パーリ律』と『四分律』の語句定義を考えてみると、これを犯せば波逸提となる「囑せずに聚落に入る」「別衆食」「数々食」は、衣時の1ヵ月間、もしくは迦絺那衣が拵げられた時には5ヵ月間は、無条件にこの戒律の適用が除外されるというのではなく、この期間内であっても、施食されていない時、作衣していない時には、適用除外にはならないということになるであろう。しかし『四分律』がもし施衣される時なら衣時以外のいつであっても適用除外されるとすることについては、『パーリ律』はこれを採用しないのである。またこれらの外の『五分律』や『十誦律』『根本有部律』には上記のような説明がないが、これらの条文においても捨墮とは異なる表現がなされるのであるから、おそらく同じような見解を有していたものと判断してよいであろう。

そして実は「波逸提」グループの因縁が律蔵によって必ずしも一定しないで出入があるのに対して、「捨墮」グループはすべての律蔵において「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわったら」とされ、出入がないということも、実はこの2つのグループが基本的なところで性格を異にするということに関係していると考えられるのであるが、これは後述する。

- (1) 以下のそれぞれの条文の典拠は以下の [2] [3] [4] を参照されたい。
- (2) 『五分律』では尼薩耆波夜提の第27条中の「衣時」について、「衣時とは、若し住処に有りて迦絺那衣を受け不ば夏末の一月、若し迦絺那衣を住処において受くれば夏末の一月及び冬四月」（大正23 p.058下）と定義しており、『根本有部律』は泥薩祇波逸底迦003において「時」を、「時とは若し住処において羯恥那衣を張らずんば1月、8月16日従り9月15日に至るを謂う。若し住処において羯恥那衣を張らば5月、8月16日従り正月15日に至るを謂う。是れを時と名づく。余を非時と名づく」（大正23 p.714下、国訳20 p.009）としている。しかしこれは捨墮の衣時であり、波逸提の「施衣時」あるいは「作衣時」の説明ではない。なお『根本有部律』は「作事」とするが、この語句解説は波逸底迦031においては、「牽観波に於ける所有の営作及び衆僧の事業、或いは時に掃灑して大いさ席許の如き、或いは復た塗拭すること牛臥処の如し」とするから、作衣を意味しない。
- (3) 大正40 p.079中、国訳律疏部01 p.256
- (4) 大正62 p.609下。『資行鈔』は日本・照遠の撰にかかる『四分律行事鈔資持記』の注釈書である。
- (5) 大正62 p.609下
- (6) *Vinaya* vol.IV p.813
- (7) 平川彰氏は施衣時と作衣時を次のように解釈している。「施衣時とは信者が比丘に衣を布施する期間のことであり、これは安居の終わった後の1ヵ月である。これに対して作衣時とは、比丘が衣を作る期間のことであり、直接には安居の後の一ヵ月間であるが、もし僧伽が迦絺那衣を受けると、作衣時は4ヵ月間延長されて5ヵ月間となるのである。しかし信者は施衣時以外でも、衣を布施しないわけではない」と、『二百五十戒の研究』II p.069

[1-3] それでは「捨墮」グループの、「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわったら、一

夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き捨墮である」とは何を意味するのであろうか。もちろんこの文章の意味するところは、「雨安居を過ごしてのち衣が竟らず、迦絺那衣を捨すまでの間は三衣を離してもよいが、衣が竟り、迦絺那衣を捨した後は、三衣を離してはならない」ということを意味することは明らかである。要するにこれは衣が竟り、迦絺那衣を捨すまでの1ヵ月ないしは5ヵ月の間という一定期間は、この条文の適用を除外されるということである。

それでは捨墮グループが、まさに施食されている時、あるいはまさに作衣している時というように状況を限定しないで、なぜ一定期間を対象に条文の適用除外が設定されたのであろうか。それは波逸提が行為についての規定であるに対して、捨墮は物、特にこの場合には衣の所有権に関連するということに係るからであろうと考えられる。

この2つのグループはいずれも限時法<sup>(1)</sup>的に一定期間内に限り効力のあるものとして制定された規則であるが、波逸提グループは短時間の特定の行為を限時法的に許容するものであって、したがってこれは特定の状況にある時にはという制約を付することができるが、捨墮グループの場合は、衣の所有権の取得やその放棄に関するものであるから、特定の状況に限ることはできず、この期間を通じて効力あらしめるものとしなければならなかったということであろう。

(1) 『法律用語辞典』(1994年4月 自由国民社) p.638 参照

[1-4] 次に捨墮に現れる「衣竟る」「迦絺那衣を捨しおわる」という言葉の定義も検討しておく。

各律蔵の定義は次のとおりである<sup>(1)</sup>。

『パーリ律』：「衣すでに竟る」というのは、衣が作られ、あるいは失われ、壊れ、焼かれ、あるいは衣を得る望みが絶える (bhikkhuno cīvaraṃ kataṃ vā hoti naṭṭhaṃ vā vinaṭṭhaṃ vā daḍḍhaṃ vā cīvarāsā vā upacchinnā) ことである。

「迦絺那衣を捨す」とは、8事の中の1事によって捨せられ、あるいはサンガによって中間に捨せられたである。

『四分律』：「衣已竟」者三衣迦絺那衣已出<sup>(2)</sup>。

『五分律』：「三衣竟」者浣染縫竟。「捨迦絺那衣」者白二羯磨捨。

『十誦律』：なし

『僧祇律』：「衣已竟」者。比丘三衣已成、是名衣竟。不受迦絺那衣亦名衣竟。已捨迦絺那衣亦名衣竟。浣染衣訖亦名衣竟。「已捨」者捨迦絺那衣。有十事捨。受衣捨、衣竟捨、時竟捨、聞捨、出去捨、失去捨、壊捨、送衣捨、時過捨、究竟捨。

『根本有部律』：「衣已竟。羯恥那衣復出」。有四句差別。広如前説。

これは『パーリ律』の捨墮第3条、すなわち「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非時衣 (akālacivara) が得られたら、望む比丘は受納してもよい」という規定の中に含まれる「非時衣」にも関係するから、各律蔵の「非時衣」についての語句定義も紹介しておく。

『パーリ律』：「非時衣」とは、迦絺那が拵げられないときには11ヵ月中に得たもの (anattathe kaṭhine ekādasa māse upannaṃ)、迦絺那が拵げられたときには7ヵ月中に得られたもの (attathe kaṭhine satta māse upannaṃ)。また衣時中に非時衣と指定して得られたもの。

『四分律』：「時」者無迦絺那衣自恣後一月。若有迦絺那衣自恣後五月。「非時」者若過此限。

『五分律』：「非時衣」者捨迦絺那衣已有所得衣。皆名非時衣。

『十誦律』：「非時」者謂除別房衣家中施衣。除安居衣余殘衣名非時衣。

『僧祇律』：「非時」者若受迦絺那衣有七月名非時。若不受迦絺那衣者有十一月是名非時。於此非時中得衣是名非時衣。

『根本有部律』：言「得非時衣」者何者是時何者非。時若住處不張羯恥那衣者一月謂從八月十六日至九月十五日。若住處張羯恥那衣者五月謂從八月十六日至正月十五日。是名時、余名非時。

このように衣時というのは、迦絺那衣が拵げられない時には雨安居の後の1ヵ月、迦絺那衣が拵げられた時には、雨安居の後の5ヵ月ということになる。

(1) 典拠は以下の [5] [6] [7] を参照されたい。

(2) 捨墮第2条では「衣已竟者三衣也。迦絺那衣已出」とする。大正22 p.603 中

[1-5] これらによって、「迦絺那衣を捨す」というのは前節【7】において検討した、サンガが迦絺那衣を捨す場合や個人的に捨す場合などをさしていることは明らかであり、また「衣竟る」は文字通りには「衣時」に三衣を作り終わるということを意味するのであるが、『パーリ律』では作ったものが失われたり、壊れたり、焼かれたり、あるいは衣を作る望みが断たれたりした場合もいとするから、これは衣時中の界外に出た場合の迦絺那衣の捨と同じようなことを想定しているのであろう。もしそうだとすると、雨安居を終えた後の1ヵ月間にサンガが迦絺那衣を拵げる羯磨を行わない場合は、作りおわってから帰ってこないと決意して界外に出たり、帰ってこないと決意して界外に出て衣を作って失われたりした時などには、その時点で「衣を離れて宿す」「用いるかぎりの衣」「衣を受ければ所持する」という戒律の適用除外の権利を受けられないということになる。おそらくその後でサンガが迦絺那衣を拵げる羯磨を行っても、この比丘はすでに界の外に出て帰らないと心に決めているのであるから、この恩恵には浴せないということになるのであろう。

なお以降に細かくその条文の内容を検討することになるが、この期間内には三衣のいずれかを離れて界外に出ても所有権を失わず、また用いる限りの衣を得て、1ヵ月という期間にとらわれることなく衣材から衣を作ることができ、また10日間という期間にとらわれることなくでき上がった長衣を保持することができるということになるわけであるが、これはその時作った衣や長衣の「所有権」を取得できるということの意味するから、この「所有権」はこの期間が過ぎても無期限的に継続し、この期間が過ぎても衣を放棄することは求められない。要するに「衣が竟り」「迦絺那衣を捨す」までの期間は、限時法的な措置によって合法的に長衣の所有権を取得することが認められるということの意味し、非衣時であれば10日間しか認められない長衣の所有が、無期限的に認められることになるわけである。波逸提罪は特定の行為に関するものであるから、その瞬間にのみ適用されるのであるが、捨墮罪は所有権に関するものであるから、いったん所有権が認められたものはそれが使えなくなるまで継続するということである。これは「問題の所在」で提起した(4) 迦絺那衣の捨に関連する。

[2] 以下には、上記のような基礎的な理解を下敷きにして、迦絺那衣に相応して除外される五事、実際には6つの条文の制定因縁と条文そのものを考察しながら、迦絺那衣が認められるようになった背景をも考えてみたい。先に波逸提グループの条文を検討し、その後に捨墮グループの条文を検討する。

まず『パーリ律』のいう「囑せずに聚落に入る (*anāmantacāro*)」である。これは『パーリ律』では波逸提 046、『四分律』では単提 042、『五分律』では墮 082、『十誦律』では波逸提 081、『僧祇律』では波夜提 081、『根本有部律』では波逸底迦 081 に相当することはすでに述べた<sup>(1)</sup>。

- (1) 『パーリ律』 *Vinaya* vol.IV p.100、南伝 02 p.158、『四分律』大正 22 p.665 上、国訳 01 p.328、『五分律』大正 22 p.069 中、国訳 13 p.266、『十誦律』大正 23 p.123 下、国訳 05 p.392、『僧祇律』大正 22 p.389 下、国訳 09 p.247、『根本有部律』大正 23 p.865 下、国訳 21 p.200

[2-1] 上記の律蔵の条文は次のとおりである。『パーリ律』の和訳によっておおよその意味は知られるであろうから、他の漢訳律については原文を記した。

『パーリ律』：いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家を訪ねれば、因縁を除き (*aññantra samayā*) 波逸提である。ここに因縁とは (*tatthāyaṃ samayo*)、施衣時 (*cīvaradānasamayo*)・作衣時 (*cīvarakārasamayo*) であって、これがここにいう因縁である。

『四分律』：若比丘先受請已、前食後食詣余家不囑授余比丘、除余時波逸提。余時者病時作衣時施衣時、是謂余時。

『五分律』：若比丘受他請食前食後行到余家、不近白余比丘除因縁波逸提。因縁者衣時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘許他請僧、中前中後行到余家波逸提。

『僧祇律』：若比丘同食処食前食後不白比丘行至余家、除余時波夜提。余時者衣時是名余時。

『根本有部律』：若復苾芻受食家請食前食後行詣余家、不囑授者波逸底迦。

上記から、迦絺那衣が扱げられた時に得られる功德の1つとされる、『パーリ律』のいう「囑せずに聚落に入る」とは、「ある人から食事の招待を受けたとき、他比丘がありながら彼に告げないで、他の家を訪ねてはならない。これを犯せば波逸提である」という規定が、施衣されている時と、作衣している時などには適用除外されるということになる。ただし『四分律』はこの施衣時、作衣時には非衣時も含まれるとするが、『パーリ律』はこれを認めないことは先に記したとおりである。

また『十誦律』と『根本有部律』の条文中には適用除外される因縁が記されていないが、【3】の [3] に記したように、『薩婆多毘尼摩得勒伽』<sup>(1)</sup> には、迦絺那衣を受けた時の七利の中に「不白入聚落」があるから、条文中には明記されていなくとも、『十誦律』でも迦絺那衣を受けた時にはこれが免除されると解してよいであろう。ただし『根本有部律』には迦絺那衣を張った時の五勝利と五種饒益が上げられているが、これに相応するものはないようである。『根本有部律』は迦絺那衣を張っても「波逸底迦 081」の適用除外にはならないと考えていたのかもしれない。

(1) 大正 23 p.604 中

[2-2] この条文の各律の制定因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：ウパナンダが他の比丘とともに彼を篤信する家の招待を受けた。しかるにウパナンダは先に他家を訪ね、そこにやって来なかった。ウパナンダを篤信する家の者は他の比丘らにウパナンダを待てと言って食事を供しなかったために食時が過ぎ、他の比丘らは十分に食事をとることができなかった。そこで世尊は「食の招待を受けながら、食前に他家を訪ねれば波逸提」と制定された。

ウパナンダを篤信する者が「ウパナンダに示して (dassetvā) サンガに布施する」とサンガに食を送った。その時ウパナンダは村に乞食に入っていたので、比丘らは世尊に処置を尋ねた。世尊は「受けてウパナンダが帰るまで保管せよ」と答えられた。その時ウパナンダは「世尊は食前に他家に行くことを禁じられた」と考えて、食後に他家に行つて、午後になってから帰った。そのため比丘らは食事をする事ができなかった。そこで世尊は「食の招待を受けながら、食前あるいは食後に他家を訪ねれば波逸提」と制定された。

その時比丘らは施衣時に定めを犯すことを畏れて (kukkuccāyantā) 他家に行かなかった。そのため衣の不足を生じた (cīvaraṃ parittaṃ uppajjati)。また比丘らは衣を作っていて針や糸や鋏を欲したが、畏れて他家に行かなかった。……。また比丘らは病気をして薬を欲したが、畏れて他家に行かなかった。……。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『四分律』：前半は『パーリ律』に相似するから省略する。

その時王舎城中に衆僧大いに請処があった。比丘らは戒律を破るを恐れて行かなかった。世尊は「比丘らが相嘱授して城に入ることを許す」と定められた。

病比丘も『パーリ律』に相似する。

作衣時に或いは大釜、或いは小釜、瓶、杓、瓠、盂、盆、小椀、鉢、繩、衣懸、伊尼延陀、毛氈を必要とした。しかし戒律を破るを恐れて行かなかった。

施衣時に施衣処を得てまさに求索すべきであったが、戒律を破るを恐れて行かなかった。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『五分律』：前半は『パーリ律』と相似する。

比丘らは僧事、塔事、私事あって余家に入る必要があったが戒律を破るを恐れて行かなかった。「余比丘に白して行ってよい」と定められた。比丘が問うた。衣時にもこのようにしなければならぬかと。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『十誦律』：跋難陀釈子が招待されて他家に行ったことのみ。施衣時などの除外項目はない。上記のような条文を定められた。

『僧祇律』：優波難陀は食前食後に白しないで俗家に入ったことから、「同食処において食前食後に比丘に白しないで余家に入るを聴しない」と定められた。

別時に、世尊は阿難に「安居が終わった。諸々の檀越は安居衣を施したか」と尋ねられた。諸比丘は「比丘らは同食共住しており、世尊が定められた戒律を尊敬するがゆえに余家に行っていない」と答えた。「今日以後衣時を許す」と定められた。

『根本有部律』：鄢波難陀を通じて食の招待を受けたが、鄢波難陀が余家に行つて遅れて

きたために比丘らは十分な食事ができなかった。そこで食家の請を受けながら余家に行くことを禁じられた。

看病比丘があり、この規定のために看病しなくなった。「嘱授しないで」と追加の規定を定められた。

以上から、食前食後に嘱しないで他家を訪ねることが禁じられる理由を知ることができる。そして「施衣時」には衣材を得るために、「作衣時」には裁縫道具としての針や糸や鋏、あるいは染色具としての釜や瓶や柄杓、それに縄とか衣懸けなどのさまざまな道具が必要であって、それらを得るためにこの規定の適用が除外されたことも判る。

現代のように物の豊富な時代とは異なって、今から 2,500 年も前の釈尊時代のインドにおいては、衣材を得るのも、それを仕立てて衣とする道具を得るのも並大抵のことではなかったであろう。しかしながら出家修行者に所持が認められた三衣は、原則としてはそれ以上の数の衣を持ってはならないことを意味すると同時に、他方では必ずこれだけは持っているなければならないともされるから、この定めを出家修行者のすべてが遵守できるようにするためには、衣を作る期間には衣材が得やすいように、そしてそれを衣に仕立てあげやすいようにする便宜が必要になったのである。しかもこれが本来の衣時の 1 ヶ月ではなかなか難しかったから、迦絺那衣を拡げることによってこの期間をさらに 4 ヶ月延長させるという措置が取られたのである。

このようなことを考えると、条文上では迦絺那衣を拡げることが衣時のオプションとして許可されているように表現されているが、おそらく正規の衣時だけで十分ということはほとんどなく、だいたい常に慣習的に迦絺那衣を拡げる日時が設定されて、迦絺那衣を拡げる羯磨を行ったと想像してもよいのではないであろうか。

またもしオプションとして迦絺那衣が拡げられるのなら、正規の衣時中に作衣がなされるかどうかを見極めることが必要であり、そうとなれば迦絺那衣を拡げる羯磨は雨安居の後の 1 ヶ月間の後半時期にずれ込んだはずであるが、そういうことがなされたという痕跡は見いだせず、むしろ現代の南方上座部では迦絺那衣式は雨安居後の早い時期に行われているようであり、また『根本説一切有部律』は特異な伝承であるが、羯恥那衣を張る羯磨は自恣の翌日の 8 月 16 日（他の律蔵の 7 月 16 日）に行われるとされるように、おそらく通例的に、衣時の早い時期になされたのであろう。

[3] 次に「別衆食 (gaṇabhojanam)」を検討する。これは『パーリ律』では波逸提 032、『四分律』では単提 033、『五分律』では墮 032、『十誦律』では波逸提 036、『僧祇律』では波夜提 040、『根本有部律』では波逸底迦 036 に相当する<sup>(1)</sup>。

(1) 『パーリ律』Vinaya vol.IV p.74、南伝 02 p.118、『四分律』大正 22 p.657 中、国訳 01 p.303、『五分律』大正 22 p.050 中、国訳 13 p.198、『十誦律』大正 23 p.093 中、国訳 05 p.292、『僧祇律』大正 22 p.362 中、国訳 09 p.144、『根本有部律』大正 23 p.823 中、国訳 21 p.47

[3-1] これら各律蔵の条文は以下のとおりである。『僧祇律』には律蔵本文中では欠落しているので、戒本によって補った<sup>(1)</sup>。これも『パーリ律』だけは和訳を掲げるが、他の漢訳律は原文のままとする。

『パーリ律』：別衆食 (gaṇabhojana) は因縁を除き (aññatra samayā) 波逸提である。因縁とは病時 (gilānasamaya) ・施衣時・作衣時・行路時 (addhānagamanasamaya) ・乗船時 (nāvābhirūhanasamaya) ・大衆会時 (mahāsamaya) ・沙門施食時 (samaṇabhattasamaya) であって、これがここにいう因縁である。

『四分律』：若比丘別衆食除余時波逸提。余時者病時・作衣時・施衣時・道行時・乗船時・大衆集時・沙門施食時、此是時。

『五分律』：若比丘受別請衆食除因縁波逸提。因縁者病時・衣時・施衣時・作衣時・行路時・缸上行時・大会時・沙門会時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘別衆食波逸提。除因縁。因縁者病時・作衣時・道行時・船行時・大衆集時・沙門請時。

『僧祇律』：若比丘別衆食除余時波夜提。余時者病時・衣時・行時・船上時・大衆会時・外道施食時。

『根本有部律』：若復苾芻別衆食者除余時波逸底迦。余時者病時・作時・道行時・船行時・大衆食時・沙門施食時。

別衆食というのは『パーリ律』では「4人以上の比丘が5種正食中の1をもって招待されて食すること」と定義されているように、1つの界で共同生活する比丘・比丘尼の中で、全員ではなく4人以上のグループが別に食事に招待されることで、別派活動が禁止されたものである。

この戒律の適用除外の因縁には、施衣時、作衣時以外にも、病時・行路時・乗船時・大衆会時・沙門施食時などが含まれている。

(1) 大正22 p.552下

[3-2] この因縁譚は次のようになっている。

『パーリ律』：提婆達多の徒は利養と名聞を失って諸家に勸化して食をとった。「別衆食は波逸提」と定められた。

病比丘が招待されたが、別衆食は制せられたからと行かなかった。「病比丘は許す」と定められた。

施衣時に衣を施し、食を施そうと招待された。「施衣時は許す」と定められた。

作衣しているときに (cīvarakārake) 比丘が招待された。「作衣時は許す」と定められた。

比丘らが人々と一緒に旅行していた。比丘らが乞食するから待ってくれというと、人々は「ここで一緒に取りたまえ」といった。別衆食を畏れて取らなかった。「行路時においては許す」。

「乗船時」も相似。

安居を終わった比丘らが世尊に会おうと王舎城にやってきた。居士らが飲食を施そうと招待した。「大衆会時には許す」。

ビンピサーラの血縁の者が邪命外道に出家して、一切の沙門に食時を供養したいと申し出た。「沙門施食時は許す」。

『四分律』：提婆達多と病比丘の因縁は『パーリ律』に相似する。

自恣終わって作衣時に諸々の優婆塞が比丘らは衣を作っていて食を得ることができず

に疲苦しんでいるだろうと食に招待した。居士があって食および衣を布施しようとした。険道に行く時。乗船時。遊行して1小村に至る。居士らは「衆僧多くして村落は小さい」と衆僧のために食に招待した。ビンビサーラ王の姉の子に迦羅という者があり、外道に出家して、「沙門のために布施したい」といった。

『五分律』：提婆達多と病比丘の因縁。

作衣しようとしたが乞食のために衣が即成しなかった。

行路時。乗船時。

諸仏の常法の2大会に乞食を得るのが難しかった。

ビンビサーラ王の弟の哥留が96種の沙門を招待して大会を行った。

『十誦律』：提婆達多と病者の因縁。

作衣時に比丘らは早起して染衣の具、薪草を求め、煮染し、漉き、出揚し、冷やし、所染の衣を出した。このような中間に食時が近づいたけれども乞食に行くことができなかった。

遊行中に聚落を目指したが中を過ぎた。途中の聚落の招待に応じられなかった。比丘らはコーサラ国より船に乗って舎衛城を目指した。船を降りて乞食中に船が出てしまった。

王舎城に1250人の比丘が集まった。居士らは2、3人の比丘に食を与えただけで、大勢の比丘には与えることができないと門を閉じてしまった。

ビンビサーラ王の甥が外道中に出家し、叔父が仏教を信仰しているからと比丘らを招待した。

『僧祇律』：欠

『根本有部律』：提婆達多と病者の因縁。

卒塔婆事および營衆事のために疲れた者。

道行時。船行時。大施会時。ビンビサーラの舅に関して沙門施食時。

以上の因縁譚によって、病時・行路時・乗船時・大衆会時・沙門施食時などに別衆食を許されたのは、このような時はサンガの全員が揃って食事の招待を受けることが難しい環境にあるからであるということがわかる。

また施衣時や作衣時も、あまりに形式的に別衆食を禁止すると、衣材を得られないこともあるし、作衣しにくいこともあるからであって、これについては前項の「他に囑せずして聚落に入る」と同じ理由であるということが出来る。

なおここには「作衣しようとしたが乞食のために衣が即成しなかった」（『五分律』）とか、「作衣時に比丘らは早起して染衣の具、薪草を求め、煮染し、漉き、出揚し、冷やし、所染の衣を出した。このような中間に食時が近づいたけれども乞食に行くことができなかった」（『十誦律』）などとされている。作衣は迦絺那衣を作る場合と同様に、1日のうちに完成させなければならないというイメージを持っているのかもしれない<sup>(1)</sup>。しかしながら後に検討することになる各律蔵の捨墮第3条では、「非時衣 (akālacivara) が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない」というなかの「受納すれば速やかに作らなければならない」を、律蔵は「10日で作るべきである」と解説している。衣時ではない時でさえ10日の猶予が許され、迦絺那衣を拡げることによってこの規定

の適用が免除されるのであるから、作衣時の作衣が「1日」で完成させなければならないとは考えがたい。あるいはこれは迦絺那衣そのものを作衣する時を言っているのかもしれない。

- (1) 『佐藤』も「但し迦絺那衣に伴って与えられる特権は、その式に列したのものには全部与えられるし、この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日で作衣して古衣を棄てそれを着するを得る」(pp.572~573)としている。

[4] 次に「数々食」について検討する。これは『パーリ律』の五事には含まれない。『パーリ律』では波逸提033、『四分律』では単提032、『五分律』では墮031、『十誦律』では波逸提031、『僧祇律』では波夜提032、『根本有部律』では波逸底迦031に相当する<sup>(1)</sup>。

- (1) 『パーリ律』*Vinaya* vol.IV p.77、南伝02 p.123、『四分律』大正22 p.655中、国訳01 p.295、『五分律』大正22 p.049中、国訳13 p.195、『十誦律』大正23 p.086下、国訳05 p.270、『僧祇律』大正22 p.352上、国訳9 p.103、『根本有部律』大正23 p.810下、国訳21 p.001

[4-1] 各律蔵の条文は次のとおりである。

『パーリ律』：数々食 (*paramparabhojana*) は因縁を除き波逸提である。因縁とは病時・施衣時・作衣時であって、これが因縁である。

『四分律』：若比丘展転食除余時波逸提。余時者病時・施衣時、是謂余時。

『五分律』：若比丘数々食除因縁波逸提。因縁者病時・衣時・施衣時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘数々食波逸提。除時。時者病時・施衣時、是名時。

『僧祇律』：若比丘処処食除余時波夜提。余時者病時・衣時、是名余時。

『根本有部律』：若復苾芻展転食者除余時波逸底迦。余時者病時・作時・道行時・施衣時、此是時。

「数々食」とは、『パーリ律』では「五種正食 (*pañca bhojana*) 中の一食をもって請ぜられ、これを置いて (*ṭhapetvā*) 他の一食を取ること」と定義されている。ある家に食事を招待されて食事をすませたのに、さらに他のところで食事の招待を受けることであり、これを禁じたものである。

[4-2] この制定の因縁は下記のとおりである。

『パーリ律』：貧しい者が仏を上首とするサンガ<sup>(1)</sup>を招待した。ところが比丘らは乞食をすませてから行ったため、「少しく与えよ、少しく与えよ」といった。彼は非難した。

「数々食は波逸提」と定められた。

1人の病比丘があった。ある比丘が乞食の食を持って行って食べよと言った。「私には所期の食があるから」と断った。しかしその食は午後になってしまったため、病比丘は食べられなかった。

施衣時に居士らが衣食を共に供養しようとした。比丘らは受けなかった。衣が不足した (*civaram parittam uppajjati*)。

『四分律』：1人の少信の大臣がサンガを招待したが、比丘らはその前に濃い粥を食べていたので「少し与えよ、少し与えよ」といった。

1少信の楽師があり招待した。比丘らはその前に食べていた。……。 「展転食は波逸提」と定められた。

病比丘。

1居士が飲食及び衣の供養を設けた。先に招待を受けていると断った。

『五分律』：貧人が食時に招待した。比丘らは食少なきを恐れて、先に余家において食べてきたので、少ししか食べなかった。

病比丘。

先に**迦絺那衣を受ければ五事を犯せず**と定めた<sup>(2)</sup>。「衣時には不犯であるが、衣時をすぎれば犯である」。居士が作衣して、比丘を食に招待した。比丘は食することができないが、衣を与えよと言った。比丘らは「施衣をもって数食することを許されれば衣を欠乏しないのに」と訴えた。

『十誦律』：1人の孤児があり、仏教の修行者に食事を供して切利天に生まれたいと身を粉にして働いて、やっと比丘サンガに供養できるようになった。しかしその日は節日で比丘たちは先に食したため、孤児の食は少ししか食べなかった。

またヴェーサーリーの大力大臣の同じような因縁。「数々食すれば波逸提」と定められた。

病者。

有衣の請食を受けた。

『僧祇律』：園民が比丘サンガを食時に招待した。ところが比丘らは牛が死んだのでそれを肉料理として供養したいという長者の招待にも応じてしまった。比丘らは早朝に長者の食で飽食してしまったので、園民の食は少ししか食べなかった。

病比丘。

施衣時。

**施食法をなすを許す。「某甲比丘乃至沙弥尼に施与する」と三説して食す。**

『根本有部律』：ヴェーサーリーに勇利という長者があり比丘サンガを招待した。六群比丘はその前に菴没羅餅を食して満腹した。

病比丘があり、医を解する者に小食を勧められたが食しなかった。

ある比丘が僧務や卒塔婆事のためにやせ細ってしまった。小食を勧められたが食べなかった。

ヴェーサーリーから祇園精舎への道路に疲れた。

また舎衛城に1人の長者があり、月に4日八斎戒を守り、この日は比丘サンガを招待して比丘らの食事が終わらない間は自分も食しなかった。たまたま斎日に別の長者がサンガを招待したので、比丘らはそちらに行ってしまった。先の長者は食が終わったら大甕を布施すると言ったが比丘らは展転食を畏れて来なかった。

これらの因縁譚が語るように「数々食」が禁じられたのは、1つのところで食事を招待されたにかかわらず、他の招待も受けることは失礼に当たるからであるが、しかし病気の時などは背に腹は代えられないので許されたのである。これと同様に施衣時や作衣時に数々食を禁止すると、衣材や衣を得る機会を逸することになるから、この時にはこの適用を除外することが認められたのである。

ただ『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』がすべて施衣時を因縁とするにかかわらず作衣時を因縁としないのは、衣や衣材の布施は食事を招待された時に多くなされるの

で、このときにはこれが許されなければならないが、「作衣」はそれを行う日時を比丘の方で主体的に決められるので、数々食を禁止されても不都合はないからであるかもしれない。なお『僧祇律』は常に衣時とするのみである。

(1) 「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」を参照されたい。

(2) はじめ五事の中にはこの戒は入っていなかったということを示すか？ ちなみに『パーリ律』では五事の中に数々食は入っていない。

[4-3] 以上のように、迦絺那衣を払げることによって波逸提グループの3つの規定を適用除外とするのは、いずれも衣時に衣が布施され、これを衣として作成しやすくするための便宜を図ったものとして行うことができる。

[5] 次に捨墮グループを検討する。これは五事の順序に関係なく条数の早いものから順次に検討する。

まず「用いるかぎりの衣 (yāvadaṭṭhacīvaraṃ)」を検討する。これはいずれの律でも「捨墮」第1条に相当するが、律蔵によって呼称が異なるのですべてを掲げておく。『パーリ律』捨墮001、『四分律』捨墮001、『五分律』捨墮001、『十誦律』尼薩耆001、『僧祇律』尼薩耆波夜提001、『根本有部律』泥薩祇波逸底迦001である<sup>(1)</sup>。

(1) 『パーリ律』Vinaya vol. III p.196、南伝01 330、『四分律』大正22 p.602上、国訳01 p.123、『五分律』大正22 p.023中、国訳13 p.101、『十誦律』大正23 p.029下、国訳05 p.104、『僧祇律』大正22 p.292上、国訳08 p.268、『根本有部律』大正23 p.711中、国訳19 p.321

[5-1] 各律蔵の条文は以下のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、十日を限って長衣 (atirekacīvara) を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である。

『四分律』：若比丘衣已竟、迦絺那衣已出、畜長衣經十日不淨施得畜。若過十日尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟、捨迦絺那衣已、長衣乃至十日。若過尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟、已捨迦絺那衣、畜長衣得至十日。若過是畜者尼薩耆波夜提。

『僧祇律』：若比丘衣已竟、迦絺那衣已捨、若得長衣得至十日畜。過十日者尼薩耆波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟、羯恥那衣復出、得長衣齊十日不分別應畜。若過畜者泥薩祇波逸底迦。

[5-2] 各律蔵の因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：六群比丘は1つの三衣をつけて村に入り、他の三衣をつけて園に住し、また別の三衣をつけて沐浴に行った。少欲なる者が「どうして六群比丘は長衣を蓄えるのか」と非難した。「いずれの比丘といえども、長衣を蓄えれば捨墮である」と定められた。

阿難が長衣を得て舍利弗に贈ろうと思った。「10日を限り、長衣を蓄えるを聴す」と定められた。

『四分律』：『パーリ律』に同じく六群比丘の因縁。少欲知足の比丘の非難のことは、「如来は三衣を持つことを許されたが、長衣を許されたのではない」というもの。

阿難が貴僧の糞掃衣を得たので大迦葉に贈ろうと考えた。「長衣を許す。10日を斉る」と定められた。

『五分律』：『パーリ律』に同じく六群比丘の因縁。

そのとき比丘らは一々の衣を用いる時に衆僧が羯磨して所応分物をこれに与えていた。そのとき阿那律の衣が壊していたので、「どうして僧より取って1日に成ぜしめないのか」と尋ねた。阿那律は「私は取らない。1日に成ぜないと捨墮を犯じるから」と答えた。

そのとき波利邑の比丘らは舎衛城に来て雨安居しようと思ったが、間に合わずサーケータで安居し、16日に仏のところへやってきたが、泥水に浸かり三衣重にして疲れ果てた<sup>(1)</sup>。諸比丘はこのことと、先の阿那律のことを仏に報告した。「今より、迦絺那衣を受けるに五事を犯せざるを得ん」と定められた。そして「迦絺那衣を受ける間は蓄えるを許す」と定められた。

その時阿難は2張りの劫貝をえて舍利弗のために蓄えた。そこで先の条文を定められた。

『十誦律』：六群比丘の因縁。

『僧祇律』：世尊は三衣で寒を堪えうると考えられ三衣を許された。

優波難陀がたくさんの衣を蓄えた。

コーサンビー国王の舎弥夫人がたくさんの毛氈を布施した。比丘らは「劫貝を得て浣染をなして未だ竟らなければ如法ではない」と受けなかった。「長衣を得て10日に至るを許す」と定められた。そして「知識比丘辺に淨施法をなして、古いものを捨し新しいものを受けて、10日に一たび易えよ」と説かれた(新旧を10日にいっぺん取り換える)。そして先の条文を定められた。

『根本有部律』：諸比丘が多くの長衣を蓄えていた。先のような条文を定められた。

捨墮第1条は、以上のような条文と因縁譚をもっており、これは「長衣」は10日間は保持できるが、これを過ぎると捨墮罪となるという規定である。捨墮罪になる長衣は、サンガあるいは別衆あるいは1人の長老の前にいったん捨し、波逸提の方式にのっとして罪を告白して、それが受理されれば元の持ち主に返される。したがって比丘はいかなる条件下においても三衣以外の予備の衣を所持できない、というわけではないが、これは罪となるのであるから、これが常態化されていたのでないことはもちろんである。しかし正規の衣時、ないしは迦絺那衣を拵げた時にはそれを捨てるまでは、この条文を適用除外されるのである。

(1) これは「迦絺那衣韃度」の制定因縁と同じ話である。

[5-3] ところでここに主題となっている「長衣」は、律藏において次のように定義されている。

『パーリ律』：「長衣」とは受持衣でなく (anadhīṭṭhitam)、淨施されないもの (avikappitam) である。

『四分律』：「長衣」者若長如来八指若広四指是。

『五分律』：「長」者三衣之外皆名長。

『十誦律』：「長衣」者除僧伽梨、鬱多羅僧、安陀衛余残衣名為長衣。

『僧祇律』：「長衣」者除所受持衣余衣。

『根本有部律』：「長衣」者謂受持衣外別有余衣。作分別法應畜。

『五分律』『十誦律』は三衣の外の衣を長衣とするという定義であり、『四分律』は三衣以外の衣は仕立て上げられた衣以外の衣材も長衣になるということを示したものかもしれない。ただし衣材としての布切れは [7] で検討する捨墮第3条に規定されるように、1ヵ月間は保持できるとされるから、この条文の長衣は仕立て上がった衣を意味する。

これに対して『パーリ律』『僧祇律』『根本有部律』は「受持衣」の外の衣とし、『パーリ律』にはさらに「浄施されないもの」という定義が付加されている。これは『根本有部律』の「分別法がなされないもの」に相当する<sup>(1)</sup>。

なお『パーリ律』の持犯には、

10日以内に受持 (adhiṭṭheti) し、浄施し (vikappeti)、遣与し (vissajjeti)、失い (nassati)、壊れ (vinassati)、焼かれ (dayhati)、奪われ (acchinditvā gaṇhanti)、衣を取り、親厚想にて取る、癡狂、最初の犯行者は不犯である。

とされている。要するにこの持犯によれば、長衣は10日以内に受持し、浄施すれば捨墮罪に違反しないということになる。捨墮第21条は10日を越えて長鉢を蓄えてはならないという規定であるが、これも同じである。また後で検討する捨墮第3条は1月を越えて非時衣を所持してはならないという規定であるから、10日ではなくて30日であるが、これも同じである。

以上のように「長衣」は単純に考えれば三衣以外の衣ということになるが、気になるのは『パーリ律』の「長衣」の定義の、「受持衣でなく (anadhiṭṭhitam)、浄施されないもの (avikappitam) である」という中の「受持」という言葉と「浄施」という言葉である。事はそう単純でもなさそうであるから、「受持」と「浄施」をきちんと考察しておこう。

(1) 『根本有部律百一羯磨』巻10において、分別に割注して「旧に説浄というは取意なり」としている。大正24 p.498上

[5-4] 『パーリ律』の「受持」の原語は ‘adhiṭṭhita’ であって、これは水野『パーリ語辞典』においては「確立する、決意する、執持する」という語意が付される ‘adhiṭṭhāti’ の過去分詞であって、この名詞形は ‘adhiṭṭhāna’ であると解説されている。この言葉は「衣韃度」において次のように用いられている。

その時比丘らに次のような思いが生じた。世尊は三衣 (ticivara)、雨浴衣 (vassikasāṭīkā)、敷布 (nisīdana)、覆布 (paccattharaṇa)、覆瘡衣 (kaṇḍupaṭṭicchā)、拭面布 (mukhapuñchanacolaka)、資具たる巾 (parikkhāracolaka) を許された。これらはすべて (自己の所有として) 受持すべきか (adhiṭṭhātabbāni)、あるいは浄施すべきであろうか (vikappetabbāni)、と。世尊は説かれた。「三衣は受持すべきであって浄施すべきではない。雨浴衣は雨期の4ヵ月間の間受持すべきであって、以後は浄施すべきである。敷布・覆布は受持すべきであって浄施すべきではない。覆瘡衣は病気の間受持すべきであって、以後は浄施すべきである。拭面布・資具たる巾は受持すべきであって浄施すべきではない」と<sup>(1)</sup>。

この受持 (adhiṭṭhāna) は所有する、法律的に言えば「所有権を有す」という意味であることがわかる。これに対して「浄施すべきもの」は期間を定めて占有し、期間がくれば譲渡しなければならないものであるということの意味するのであろう。

また「受戒韃度」では、

『パーリ律』<sup>(2)</sup>：鉢衣を借りた者に具足戒を授けてはならない (na yācitakena pattacivarena upasampādetabbo)。

『四分律』<sup>(3)</sup>：不得借他衣鉢受具足戒。

『五分律』<sup>(4)</sup>：諸比丘言。仏不制無衣鉢不得受具足戒耶。答言仏制。

とされているから、比丘の着用する三衣は借りたものでもなく、所有権を有するものでなければならぬということになる。要するに「受持」は「所有権を有する」ということを意味するのである。

それでは比丘はどのようにして衣鉢の所有権を獲得するのであろうか。Upasak氏は *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* において、‘adhiṭṭhāna’ を次のように解説している<sup>(5)</sup>。「鉢や衣がそれが使われる前に、公式に彼の持ち物とするための議決 (resolve)。比丘は新しいものを使うための議決の前に、古いものを公的に捨てなければならぬ。新しい衣や新しい鉢は比丘によって10日以上保持することができない。そこで捨墮罪を犯すことを解決するために、この期間内に議決がなされなければならない。比丘や比丘尼がこの議決を望まずに、この期間よりも長く衣や鉢を留めておきたい場合は、この保留を公的化するために浄施 (vikappanā, assignment=譲渡、委託) がなされる。衣のための議決はcivara-adhiṭṭhānaと呼ばれ、鉢のためのそれはpatta-adhiṭṭhānaと呼ばれる。鉢や衣の議決は次のような状況の時にはキャンセルされる。(1) 鉢や衣が盗まれた時、(2) 寄進された時、(3) 誰かによって持ち去られた時、(4) その比丘が脱いだ時、(5) 死んだ時、(6) 公的に捨てられた時、(7) 性が変わった時、(8) その比丘が波羅夷罪を犯した時、(9) 鉢や衣が使い古された時、あるいは鉢に大きな穴が開いた時である」と。

これによれば比丘が衣や鉢を捨墮罪を犯さずに所有権を得るためには、そのための議決がなされなければならない、あるいはそれを保留する場合は浄施をしなければならないというのである。ここにいわれる「自分の所有物にするための議決」がどのようになされるかは解説されておらず、またいまのところ筆者にもそれがどういうものであるか判っていないが<sup>(6)</sup>、捨墮罪にならない方法で新しい衣の所有権を取得するには、古いものの所有権を捨てて、新しいものを自分の所有とする何らかの羯磨が必要であるということであろう。

このように考えれば「受持衣」は基本的には規定以内の三衣ということになる。『五分律』が「三衣」といい、『十誦律』が「僧伽梨、鬱多羅僧、安陀衛」というのは、こうしたことを意味するのであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.296、南伝03 p.516

(2) *Vinaya* vol. I p.90、南伝03 p.154

(3) 大正22 p.811下

(4) 大正22 p.119中

(5) p.010

(6) *Caṭṭha Saṅgāyana*のパーリテキストの電子版を検索しても、パーリとアッタカターにはcivara-adhiṭṭhānaあるいはpatta-adhiṭṭhānaという言葉はヒットせずTikāに見いだされるのみである。

[5-5] 次に『パーリ律』と『根本有部律』がいう「浄施」を考えて見よう。これはUpasak氏が「保留を公的化するための浄施」というように、公的な所有権の獲得ではなく、捨墮罪を一時的に免れるための保留措置である。

この淨施は説淨とも訳されるが、『パーリ律』では波逸提059、『四分律』でも波逸提059、『五分律』では波逸提081、『十誦律』では波逸提068、『僧祇律』では波夜提063、『根本有部律』では波逸底迦068の中に説明されている。それぞれの条文を以下に掲げる。

『パーリ律』<sup>(1)</sup>：いずれの比丘といえども、比丘あるいは比丘尼あるいは式叉摩那あるいは沙弥あるいは沙弥尼に自ら衣を淨施して (sāmaṃ cīvaraṃ vikappetvā)、捨さな  
いで着用すれば (apaccuddhāraṃ paribhuñjeyya) 波逸提である。

『四分律』<sup>(2)</sup>：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩那沙弥沙弥尼衣、後**不語主還取**著者波逸提。

『五分律』<sup>(3)</sup>：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩那沙弥沙弥尼淨施衣**還奪**波逸提。

『十誦律』<sup>(4)</sup>：若比丘**与**他比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣、**他不還便強奪取**著波逸提。

『僧祇律』<sup>(5)</sup>：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣後**不捨**而受用者波夜提。

『根本有部律』<sup>(6)</sup>：若復苾芻**受他寄衣**、後時**不問主**輒自著用者波逸底迦。

この条文の前半部分の『四分律』などは単に「与」とするのみであるが、以下に紹介するようにこれらはすべて他の比丘あるいは比丘尼らに淨施して、という意味である。そして後半部分の太字にした部分は、『パーリ律』と『僧祇律』の2つは「捨てないで」とするにかかわらず、他の『四分律』『五分律』『十誦律』は、淨施した相手の了解を得ないで無理やりに取り返して着用すればという意味となっている。ただし『根本有部律』は主客が転倒して、他から淨施されたものを主に問わずして自ら着用すればという意味となっている。この細かな詮索はしばらく措くとして、この規定は波逸提であるから、ここで問題となっているのは衣の所有権ではなく、単なる行為であることを注意しておかなければならない。

さて当面の主題である「淨施」であるが、律蔵において次のように定義されている。文中の甲・乙・丙はわかりやすいように筆者が挿入したものである。

『パーリ律』は、

「淨施 (vikappanā)」とは2種の淨施あり。対面淨施 (sammukhāvikappanā) と展  
転淨施 (parammukhāvikappanā) である。対面淨施とは「私 (甲) はこの衣をあなた  
(乙) あるいは某甲 (丙) に与える」と言って与える。展転淨施とは「私 (甲) はこの  
衣を淨施のためにあなた (乙) に与える」という。彼 (乙) は言う。「誰 (丙) があなた  
の親友知人であるか」と。彼 (甲) は「某甲、某甲 (丙) である」と言う。彼 (乙)  
は「私は彼ら (丙) に与える。あなた (甲) は彼らの所有物を (彼らに代って) 着用し、  
あるいは保管し、あるいはあなたの欲するようになせ」という<sup>(7)</sup>。

と解説している。

『四分律』にも同様の解説があって、ここでは眞実淨施と展転淨施とするが、次のように  
いう。

眞実淨施というのは、「これは私 (甲) の長衣であって未だ作淨してない。今淨とな  
さんが故に長老 (乙) に与え、眞実淨をなす」という。

展転淨施というのは、「これは私 (甲) の長衣であって未だ作淨してない。今淨とな  
さんが故に長老 (乙) に与える」という。彼は「長老 (甲) よ、このような長衣があっ  
て未だ作淨していない。今私 (乙) に与う、淨となさんが故に。私は便ち受く」という。  
受け已ったら問うて言う。「誰 (丙) に与えることを欲するか」と。(甲は) 答えて  
「某甲 (丙) に与える」と言う。与えられた者 (乙) は、「長老 (甲) はこのような長

衣を持っていて未だ作浄していない。今私(乙)に与えて、浄となさんとするが故に私は受ける。受け已って某甲(丙)比丘に与える。この衣は某甲比丘の所有である。あなた(甲)は某甲比丘のために守護して、持って随意に用いなさい」という。

このうち真実浄施は主に問うてしかる後を取って著る。展転浄施は語り已れば不語にして随意に取って著る。もし比丘が真実浄施した衣を主に語らないで取って著すれば波逸提である(8)。

『五分律』(9)には、遥示浄施、対人浄施の2種が説かれている。その要点をまとめると次のようになる。

遥示浄施というのは、独住している比丘の場合で、心中に「この所長の衣を捨す」と三度唱え、その後この衣を受けて、心中に「この衣を受ける」と三度唱え、さらに心中に「私はこの長衣を某甲に浄施した。彼にしたがって受用する」と三度唱える。そして11日に至った時、心中に「私のこの長衣は某甲にしたがって取り返す」と唱える。そして先の作法を繰り返す。

対人浄施は展転浄施ともいわれ、『パーリ律』や『四分律』の展転浄施と同じであるが、某甲(丙)比丘に与えるとされた当人(所稱名比丘)にこのことを話すと、この比丘は長衣罪を得る恐れを心配して受けないということもありうるから、当人には話してはならないとされている。

このように『五分律』には『パーリ律』のいう「対面浄施」、『四分律』のいう「真実浄施」が説かれていないように見えるが、この条文は、浄施した物を奪い返せば波逸提というのであるから、まさしくこれは「対面浄施」「真実浄施」であるということになる。

『十誦律』(10)には、長衣を蓄えるべき方法として作浄が説かれているが、内容は『パーリ律』のいう「対面浄施」のみである。そして注意事項として、現前に与えてはならない、2、3人に与えてはならない、1好同心の比丘にのみ与えるべきである、とされている。また好同心の比丘がいなかったために悪比丘に与えた場合は、その施は真実と名づけられない、索めてその比丘が還さなければ強いて奪い取ってよいとされている(11)。

『僧祇律』は浄施法を次のようにいう。

「長老(乙)よ、私(甲)のこの長衣は某甲(丙)に施与する。某甲は知らないことであるから、浣染時、縫時などの因縁時には捨してから用います」という。このように浄施したら、これを衣架上に置いて、日に憶念記識しなければならない。もし忘れてたら共行弟子・依止弟子に「これは私の三衣である。あなたは日に私を助けて憶識せよ」と。もし弟子のない場合は、衣の角に字を書いておく(12)。

したがってこれは展転浄施に当たるであろう。『僧祇律』にはこの他に「対面浄施」ということばも出てくるが詳細は判らない。これが『パーリ律』の対面浄施に相当するのかもしれない。そのほかにさらに「対他面浄施」「対余人浄施」ということばも使われているが、これも詳細は判らない。なおここに「捨してから」という言葉が見えるから、条文中の「後不捨而受用者波夜提」の「捨てないで」はこのような意味であることがわかる。

『根本有部律』(13)は浄施という言葉は使用せず、分別がこれに相当する。『根本説一切有部百一羯磨』では、

十三衣の外の長衣は、応に二師および余の尊類に委寄をなすべし。応にその物を持し

て余の苾芻に対しかくのごとき説をなすべし。「具寿(乙)よ、存念せよ。我某甲(甲)にこの長衣ありて、未だ分別をなさず。我今具寿の前において分別をなす。これ合分別なり(割注:旧に説浄と云うは取意なり)。鄔波駄耶をもって作委寄者。我(甲)今持之」と。

第2、第3説もまたかくのごとく説く<sup>(14)</sup>。

とされている。「委寄」は「任せる」という意味であるが、「我今持之」は我(甲)がこれを保持するという意味かもしれない。もしそうだとすると甲は乙に委寄する形をとるけれども、自分が管理するということになる。そうするとこれはむしろ対面浄施というよりも展転浄施ということになるであろう。しかし条文は「若復苾芻受他寄衣、後時不問主輒自著用者波逸底迦」とされているから、やはりこれは委寄されている乙の立場での規定であり、主客は転倒しているけれども、対面浄施をいっているのであろう。

以上を各律のいうところを総合してまとめてみると次のようになるであろう。

まず『パーリ律』のいう「対面浄施」は、いかにも衣を与えるように見えるがそうではなく、いま目の前にいる、対面する人に預けておくということであって、いわば形式的な贈与である。したがってその衣の所有者は預けた比丘ということになるが、現在管理しているのは預けられた比丘であるから、『四分律』が「後に主に語らないで還取して著せば」とし、『五分律』が「還奪すれば」とし、『十誦律』が「他が還さずして便ち強いて奪取して著せば」とするのは、預け主が預かってもらっている比丘の了解を得ないで、奪い取るようにして著せば波逸提となるという意味となる。

そしてもう1つの『パーリ律』のいう「展転浄施」は、いま目の前にいる人に向かって、「これをあなたに与えるが、あなたは誰々に与えてほしい」といい、与えられた人は、「誰々に与えることにしますが、とりあえずはあなたがこれを保管してください」と言って、形は誰々に与えることになるのであるが、保管するのは与える本人ということになるわけである。

『五分律』では、与えられる人が長衣となることを恐れて受けないということもありうるので、これを話してはならないとするから、全くの形式上の手続きということが明白に現れている。

『五分律』の「遥示浄施」は独住している比丘が心の中だけで「誰々に与える」と三度唱えて、衣自身は自分が保管するのであるから「展転浄施」の変形といってよいであろう。

『僧祇律』の浄施法は展転浄施ということが出来る。そして条文はこれをイメージしているから捨してから使わなければならないというのである。ということになれば『パーリ律』の条文中の「捨」も展転浄施をイメージしたものであろうか。

『根本有部律』の「分別」は一応他の比丘に預ける形式をとるから、『パーリ律』の対面浄施ということになる。しかしもし保管するのは自分であると理解するなら展転浄施ということになる。これを表にまとめると次のようになる。

パーリ	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
sammukhāvīkappanā	眞実浄施		作浄		分別
parammukhāvīkappanā	展転浄施	対人浄施		浄施	
		遥示浄施			

以上のように大きくまとめれば浄施には2つの方法があるといえるが、簡単にいえば「長衣の所有権の取得を留保したまま、衣を他に寄託すること、ないしは寄託した形をとること」ということになる。すなわち未だ作浄されていないものを、他に預けるという形式を取るのであるから、もしこれを再び自分の所有物とするためには、着古したものの所有権を放棄するなどの長衣となる条件が解消されない限り、いったん捨さなければならないことになる。いわば緊急避難的な措置として、当座の捨墮罪を免れるだけで、長衣の根本的な解決にはならないということである。

なお今の「捨墮」第1条についていえば、浄施した形式にして自分が保管している場合は長衣とならないというのであるから、所有権はまだ獲得していないにかかわらず、予備の衣として使用することはできたのであろう。しかし『五分律』がいうように、10日ごとに正規の衣と予備の衣を取り換えるという作法が必要だったのかもしれない。

- (1) *Vinaya* vol.IV p.121、南伝02 p.191
- (2) 大正22 p.676上
- (3) 大正22 p.69中、国訳13 p.264
- (4) 大正23 p.114下、国訳05 p.363
- (5) 大正22 p.379上、国訳09 p.206
- (6) 大正23 p.851下、国訳21 p.149
- (7) *Vinaya* vol.IV p.122、南伝02 p.193
- (8) 大正22 p.676中、国訳02 p.17。『四分律』には大正22 p.866上にも2種の浄施に関する記述があり、『曇無徳部雜羯磨』大正22 p.1047上にも説かれている。
- (9) 大正22 p.069上、国訳13 p.266
- (10) 大正23 p.114下、国訳05 p.364
- (11) 『薩婆多毘尼毘婆沙』巻4 (大正23 p.526上) に真実施が説かれている。
- (12) 大正22 p.379上、国訳09 p.206
- (13) 大正23 p.851中、国訳21 p.149
- (14) 大正24 p.498上

[5-6] 以上に見てきた範囲では、緊急避難的なむしろ法律の定めを弾力的に悪用するといった姑息な浄施という手段をとらないで、長衣を蓄えてはならないという捨墮第1条を免れ、予備の衣を正式に所有する方法はないといわなければならない。

しかしここで思い起こさなければならないのが迦絺那衣である。「迦絺那衣健度」に物語られる迦絺那衣を拈げることが許された因縁譚は、予備の衣を合法的に所有できるようにするためのものであったはずだからである。そこで捨墮第1条は、

衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、十日を限って長衣を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である。

と規定するのである。要するにこの規定は、衣が竟り、迦絺那衣を捨し竟る前に取得した長衣は捨墮罪の対象にならないということの意味し、この時取得した長衣はすでに所有権を認められたのであるから、衣時をすぎ、迦絺那衣を捨した後でもそのまま所持できるということの意味するわけである。もちろん非衣時にこの捨墮罪を犯して捨墮罪の対象となった長衣も、いったんこれを捨てて、波逸提の懺悔をし、これが認められれば持ち主に返されて所有権が生じるのであるから、これも所有権が認められた予備衣ということになる。しかしこれ

は罪を犯して手に入れたものであるから、一般の比丘が平気でこれを所有したとは考えられないことはいうまでもない。

この辺の機微は迦絺那衣の捨を振り返ってみると理解される。『パーリ律』の迦絺那衣の捨で紹介した具体的なケースは「持する七事 (ādāyasattakaṃ)」であって、この最初は「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、作り終わった衣を持って (katacīvaraṃ ādāya) 「還らない」と考えて去る。この比丘には去るによる迦絺那の捨である」<sup>(1)</sup>とされていた。しかしこれに続くのは「受持する七事 (samādāyasattakaṃ)」であって、この最初は「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、作り終わった衣を受持して (katacīvaraṃ samādāya) 「還らない」と考えて去る。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である」<sup>(2)</sup>とされている。

この両者の違いは、前者が「持って」すなわち‘ādāya’であるに対して、後者は「受持」すなわち‘samādāya’とされることである。この相違は、後者が「所有権を取得して」を意味するに對し、前者は単に「携行して」を意味するのではあるまいか。あるいは前者が「携行して」に對して、後者は「着用して」の意味かとも想像されるが、このケースに続くのは、例えば「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣を受持して去り、界外に行つて『ここにおいて衣を作らせ、歸らない』と考えて作らせる」というものであつて、これは「捨」のところでも述べたように、衣材を受持しての意味であるから、「着用して」の意味でないこともわかる。確かにこの「受持」は‘samādiyati’という語であつて、先ほど問題とした「受持」の‘adhiṭṭhāti」と原語は異なるのであるが、先にもふれたように三衣は所有権を有するものでなければならぬとすれば、やはりこれは「所有権を取得して」と解釈するしかないのではなからうか。なおこのように理解して差し支えないものとすれば、この期間中に得られた衣材にも所有権が与えられるということになる。これはこの後検討する捨墮第3条に関連する。

それでは迦絺那衣を拵げて作り終つた衣を単に「持する」衣ではなく、「受持する」衣とするためにはどのような手続きが必要だったのであろうか。Upasak氏がいう議決は非衣時における所有権の取得手続きであつて衣時をいつているのではないから、これは適用されない。そこで注目されるのが、

2種の鉢の受持あり。身によりて受持し、語によりて受持す。2種の衣の受持あり。

身によりて受持し、語によりて受持す (dve cīvarassa adhiṭṭhānā kāyena vā adhiṭṭheti vācāya vā adhiṭṭheti) <sup>(3)</sup>。

という『パーリ律』「付隨」の文章である。衣時や迦絺那衣を拵げた時には制度として新しい三衣を作り、あるいは予備の衣を作ることが許されていたのであるから、身振りてこれを自分の所有物とすると示すとか、口でこれを自分の所有物とする、と言へばよかつたのではなからうか。そもそも捨墮罪の適用除外によつて、制度として衣時ないしは迦絺那の期間中に得た衣や衣材は自分の所有物としてよいと認められていたのであるからである。

このように考えれば、捨墮第1条の長衣の定義は「受持衣でなく (anadhiṭṭhitam)、淨施されないもの (avikkappitam)」とされ、この衣時ないしは迦絺那衣の期間中に取得した衣は「受持衣」なのであるから、長衣ではないということになる。すなわち長衣でない公的に所持が許された衣は、三衣の外に衣時や迦絺那衣の期間中に取得された予備衣も含まれるということになるわけである。

(1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝03 p.449

(2) *Vinaya* vol. I p.256、南伝03 p.450

(3) *Vinaya* vol.V p.117、南伝05 p.200

[5-7] 以上の筆者の主張は、仏教の出家修行者は三衣の外の衣を持ってないという一般的な常識とあまりもかけ離れていて、にわかには理解されにくいかもしれない。そこで、おそらく釈尊時代の比丘たちの多くは予備の衣を所持していたであろうことを証明しておきたい。それには「三衣支 (*tecīvarikaṅga*)」あるいは「三衣者 (*tecīvarika*)」を紹介すれば十分であろう。

「三衣支」は十三頭陀支の中の1つであって、ただ三衣のみを着用し、第4の衣を受持しないことと定義される<sup>(1)</sup>。言うまでもなく頭陀支は、律の定めとして一般の比丘に強制されているのではなく、特に厳格な生活法として讃嘆されるものである。それは頭陀支としてあげられる「常乞食支 (*piṇḍapārikaṅga*)」「糞掃衣支 (*paṃsukūlikaṅga*)」「樹下住支 (*rukhamūlikaṅga*)」について、律蔵では

出家は乞食による (*piṇḍiyālopabhojanaṃ nissāya*)。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得 (*atirekalābha*) は僧次食 (*saṃghabhatta*)<sup>(2)</sup>・別請食 (*uddesabhatta*)・招待食 (*nimantana*)・行籌食 (*sālakabhatta*)・十五日食 (*pakkhika*)・布薩食 (*uposathika*)・月初日食 (*pāṭipadika*) である。

出家は糞掃衣 (*paṃsukūlacīvaraṃ nissāya*) による。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得は亜麻衣・綿衣・野蠶衣・褐衣・麻衣・紵衣である。

出家は樹下座による。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得は精舎・平覆屋・殿樓・樓房・地窟である<sup>(3)</sup>。

というように、乞食、糞掃衣、樹下坐はおそらく何らかの事情によって食や衣や住が得られなかった時の覚悟を求めたものであって、必ずしも実行しなければならないものとして要求されているのではない。本「モノグラフ」に掲載した【論文23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」に書いたように、釈尊や直弟子たちも日常的には「余得」としての招待食や居士衣、僧院に住するなどされていたのである。

このことは何よりも提婆達多が要求した「五事」すなわち

①比丘らは一生涯林住すべきであって、村に入る者は罪とする (*yāvajīvaṃ ārañṇakā assu, yo gāmantamaṃ osareyya vajjamaṃ naṃ phuseyya*)。

②比丘らは一生涯乞食すべきであって、請食を受ける者は罪とする (*yāvajīvaṃ piṇḍapātikā assu, yo nimantanamaṃ sādiyeyya vajjamaṃ naṃ phuseyya*)。

③比丘らは一生涯糞掃衣を着るべきであって、居士衣を受ける者は罪とする (*yāvajīvaṃ paṃsukūlikā assu, yo gahapaticīvaraṃ sādiyeyya vajjamaṃ naṃ phuseyya*)。

④比丘らは一生涯樹下に住すべきであって、屋内に住すれば罪とする (*yāvajīvaṃ rukhamūlikā assu, yo channaṃ upagaccheyya vajjamaṃ naṃ phuseyya*)。

⑤一生涯魚肉を食べてはならず、食べる者は罪とする (*yāvajīvaṃ macchamaṃsaṃ na khādeyyuṃ, yo macchamaṃsaṃ khādeyya vajjamaṃ naṃ phuseyya*)。

に対して釈尊は、

①もし欲すれば林住し、もし欲すれば村に住みなさい (*yo icchati ārañṇako hotu, yo*

icchati gāmante viharatu) 。

②もし欲すれば乞食し、もし欲すれば請食を受けなさい。

③もし欲すれば糞掃衣を着、もし欲すれば居士衣を受けなさい。

④私は8ヵ月の間は樹下坐することを許した (aṭṭha māse kho mayā rukkhamūla-senāsanam anuññātam) 。

⑤私は不見・不聞・不疑の3つが清浄ならば魚肉を食べることを許した。

と拒否されたことに明白に示されている<sup>(4)</sup>。

また後期の原始仏教聖典であるが、

戒にして禁戒 (sīlam c'eva vatañ ca) であるものとは何か。具戒の比丘 (bikkhu sīlavā) があって、波羅提木叉に守護されて住し (pātimokkhasaṃvarasaṃvuto viharati)、正行と行処を具足し、微小の罪にも怖畏を起し、諸々の学処を受持して学する (samādāya sikkhati sikkhāpadesu)。その際のあらゆる抑制・律儀・不犯は戒である。ここにおける律儀の義によっては戒であり、受持の義によって禁戒である。

禁戒であって戒 (vattaṃ na sīlam) でないものとは何か。8頭陀支すなわち阿蘭若住支、常乞食支、糞掃衣支、三衣支 (tecīvarikaṅga)、次第乞食支、時後不食支、常坐不臥支、隨處住支は禁戒であって、戒ではない。解脱するまではこの結跏趺坐を解かないと心を励まし精進する (cittaṃ paggañhāti padahati) のも禁戒であって戒ではない<sup>(5)</sup>。

としている。ここにいう「戒 (sīla)」は波羅提木叉であり、「禁戒 (vata)」はそれ以上の頭陀支的なものであることをいっているのであって、「三衣支」などの頭陀支は波羅提木叉以上の禁戒として位置づけられているのである。

また原始仏教聖典には「三衣者」について、

阿蘭若者でなくして阿蘭若住を讚嘆せず、乞食者でなくして乞食を讚嘆せず、糞掃衣者でなくして糞掃衣者を讚嘆せず、三衣者 (tecīvarika) でなくして三衣者を讚嘆せず、少欲者でなくして少欲を讚嘆せず、知足者でなくして知足者を讚嘆せず、遠離者 (pavivitta) でなくして遠離者を讚嘆せず、交わることなき者 (asamsaṭṭha) でないのに交わることなき者を讚嘆せず、精進者 (āradhaviṛiya) でないのに精進者を讚嘆しない長老比丘がある<sup>(6)</sup>。

とするものがある。もちろんこれは褒められることではないが、三衣者でない者が三衣者を讚嘆しないという場合さえあったということがわかる。

このように律の規定からは、必ずしも三衣のみでいることは要求されておらず、むしろ【論文23】からも、おそらく釈尊も仏弟子たちも三衣以外の着替えを所持したであろうと推測される。またこのような姿勢であったからこそ、釈尊は雨期の後の遊行において疲労困憊することを解消するために、迦絺那衣を拵げて予備衣を得やすくすることを許されたのである。

(1) *Visuddhimagga* p.64、南伝62 p.128

(2) 「僧次食」以下について、C. S. Upasak氏の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* (p.210) には次のように解説されている。「僧次食」は、1つの住処に住んでいるサンガのすべての比丘たちに与えられる食事。「別請食」は、サンガによって選ばれた限ら

れた人数の比丘たちに特別に与えられる食事。「招待食」は、在俗者によって直接に1人の比丘を招待して与えられる食事。あるいはサンガを通して、1人の比丘を招待して与えられる食事。「行籌食」は、サンガによってくじ引きで割り当てられる食事。「十五日食」は、毎半月の14日、15日、5日あるいは8日に在家信者によって（僧院に）持ってこられた食事。「布薩食」は、（半月の）布薩の日にこの日に八斎戒を守る在家信者によって持ってこられた食事。「月初日食」は、布薩の翌日にあたる半月の最初の日に在家信者によって持ってこられた食事。招待された時には、1人の比丘あるいは比丘たちを送る。

1つ1つの用語の概念は必ずしも正確にはわからないが、しかし総体としては次のように言えるであろう。

- ①以下のような食事が得られない場合は乞食して得ること。
- ②食事は布施されればどのような食事でも受けてよいこと。
- ③食事の布施は個人に対して、サンガに対して、サンガ内の一部の人数に対しての場合があること。
- ④食事の布施は在家信者の家に招かれる場合や僧院に持ってこられる場合があること。
- ⑤食事の布施は布薩の日や月初めなど特定の日、あるいは恒常的になされることがあること。

(3) *Vinaya* 「大毘度」 vol. I p.058、南伝03 p.102；『四分律』 「受戒毘度」 大正22 p.811中、下；『五分律』 「受戒法」 大正22/p.112下；『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 大正22 p.413下

(4) 「モノグラフ」第11号に掲載した「提婆達多 (Devadatta) の研究」 p.78以下参照

(5) *Mahāniddeśa* p.66、南伝42 p.98、*Mahāniddeśa* p.475、南伝43 p.352

(6) SN.16-8 vol. II p.209、南伝13 p.307

[5-8] 以上のように出家修行者は三衣以外の予備の衣を所持することがむしろ常態であったわけであるが、しかし次項で考察するように、捨墮第2条において衣を離れて一宿することが禁じられているのであるから、遊行する時にはその予備の衣をどうしたのかという疑問も起こる。もちろん迦絺那衣を払げることが許された因縁譚からは、少なくとも予備の上衣かあるいは重衣は常に携行している必要があったということは想像されるが、一方では病比丘には糞掃衣が重くて三衣さえ携行できないという状況も語られているから、それもまたなかなか容易ではなかったということも想像される。

しかしそもそも先に検討した「浄施」のうちの対面浄施は他に衣を預けることであったのであるから、所持衣とした後に対面浄施するということがあったであろう。律蔵の中には、和尚や共住比丘などに預けておくというケースもあったことが知られる<sup>(1)</sup>。しかしながら当然その措置に困るほどの多くの予備衣を蓄えるのは褒められることではないから、おそらく必要最少限度の予備衣しか所持せず、遊行する場合にはこれを携行したのであろう。

- (1) 『十誦律』 (大正23 p.123下、国訳05 p.392) は波逸提の80条で、非時に余比丘に告げないで聚落に入ってはならないという規定であるが、1人の比丘が居士の家に衣を預けてあって、火事が起きたと聞いた時すぐに駆けつけられなかったので、衣を焼いてしまった。そこで聚落に火事が起こった時に行くのは不犯であると定められたとされている。『根本有部律』波逸提80 (大正23 p.864下)、『根本有部律』苾芻尼毘奈耶・波逸底迦63 (大正23 p.994下) 参照。

『パーリ律』捨墮29条は、阿蘭若処に住する比丘は雨安居を終わって8月15日までは三衣

中の一を民家に預けてよい、しかし6夜を過ぎてはならないという戒律である。しかしサンガの認可を得た場合はこの限りではない、とされている。『僧祇律』の第29条も同じような条件が付されているが、他の律にはない。ただしこれはサンガの認可さえあればいつでも預けておけるという定めではなさそうである。

『十誦律』(大正23 p.470中、国訳07 p.550)には、牟羅求那比丘が死んだ、彼は先に阿難に衣鉢を寄っていた。しかし阿難は別のところにおり、しかも寄された衣鉢はまた別のところにあった。そこでこの衣鉢はどこの現前比丘が分かつべきかが問題となった。世尊は阿難が所在しているところの現前比丘によって分かつべきであると説かれた、とされている。

『根本有部律』(大正24 p.851中、国訳21 p.149)には、ウパナダに衣を与えられた比丘が洗って、これを親教師に寄して仏にしたがって去ったが、ウパナダが後に黙ってこれを使って問題となったとされている。しかしこの「寄衣」は浄施かもしれない。上の『根本説一切有部百一羯磨』(大正24 p.498上)参照。また『根本有部律目得迦』(大正24 p.455上)では、客苾芻が旧苾芻に衣を寄して、もし小苾芻がやってきたら彼にこれを与えてくれと行って去った。後に久しからずして小苾芻がやってきたので、旧苾芻がこれに衣を与えたら、この小苾芻はその比丘ではなかったが持って行ってしまった。世尊は「陪すべからず」と説かれた、とされている。

『僧祇律』(大正22 p.301中、国訳08 p.300)には比丘が比丘尼精舎に衣を寄して余の閑静処に行つて安居したケースが記されている。

ただし在家信者に預けることはなかったかもしれない。

[6] 次に「衣を離れて宿す (*asamādānacāro*)」を検討する。これはすべての律蔵で捨墮第2条である<sup>(1)</sup>。捨墮の律蔵による呼称は前項を参照されたい。

- (1) *Vinaya* vol. III p.198、南伝01 p.334、『四分律』大正22 p.603中、国訳01 p.127、  
『五分律』大正22 p.023下、国訳13 p.103、『十誦律』大正23 p.031中、国訳05 p.108、  
『僧祇律』大正22 p.293下～、国訳08 pp.271、272、274、275、『根本有部律』大正23 p.712中、国訳20 p.001

[6-1] 各律蔵の条文は下記のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわつたら、1夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き (*aññatra bhikkhusammutiyā*) 捨墮である。

『四分律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已出、三衣中離一一衣異処宿、除僧羯磨尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟捨迦絺那衣已、三衣中若離一一衣宿過一夜、除僧羯磨尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟捨迦絺那衣已、三衣中若離一衣乃至一夜宿尼薩耆波逸提。除僧羯磨。

『僧祇律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已捨、若三衣中離一一衣余処一宿、除僧羯磨尼薩耆波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟羯聽那衣復出、於三衣中離一一衣界外宿下至一夜、除衆作法泥薩祇波逸底迦。

なおこの条文中の「三衣」は、次のように定義されている。

『パーリ律』：「一夜といえども三衣を離しては」というのは、外衣、あるいは上衣、

あるいは下衣を離すことである。

『四分律』：「三衣」者僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会。衣者十種如上説。

『五分律』：なし

『十誦律』：なし

『僧祇律』：「三衣」者僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会。

『根本有部律』：なし

[6-2] 各律蔵のこの条文が定められた因縁は下記のとおりである。

『パーリ律』：諸比丘が比丘らに衣を託して、下衣と上衣のみで諸国に遊行に出た。世尊は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわたたら、1夜といえども三衣を離したら捨墮である」と定められた。

ある比丘が病気となった。親戚が「こちらに來い、看病しよう」と使者を送った。比丘は「**病気だから三衣を着けて行くことができない**」と返事した。世尊は「病比丘のために、不失衣の認可を与えてよい」と定められた。不失衣認可はサンガが白二羯磨によって与える。

『四分律』：六群比丘とされるが同じ因縁。

ある比丘が乾癆病を患い、糞掃衣の外衣が重かった。世尊は「不失衣白二羯磨」を制定された。

『五分律』：十七群比丘とされるが同じ因縁。

ある時糞掃衣比丘が**糞掃衣が重くて**遊行に持ち運びすることができなかった。白二羯磨で「不失衣羯磨」をなすことを許された。

常に羯磨して離衣宿を繰り返した。あるいは羯磨して**三衣共に離し、弊壞した衣を着けて**遊行した。そこで羯磨留衣を許されるのは前安居者は9月日、後安居者には8月日と定められ、羯磨しても僧伽梨と安陀会を留めることは禁止された。しかし賊難処では最勝なるものを留めることを許された。

『十誦律』：六群比丘が**処々に衣を留め**、上・下衣を着して諸国を遊行し、弊衣を着して威儀がなかった。

『僧祇律』：1バラモンがあつて衆僧を招待して宿を経て供養し、衣物も施そうとした。季節が寒くなく暑くなかったので、**彼らは施衣を得たら三衣にしよう**と上・下衣を着して行った。「衣を離れて宿すべからず」と定められた。

舍利弗は那羅聚落到安居した。世尊は王舎城に安居されていて会いに行けなかった。王舎城竹林園僧と那羅聚落僧を共に1布薩界とすることを許された。雨が降り舍利弗の僧伽梨が重くなった。「王舎城竹林園僧と那羅聚落僧を不離衣宿戒」となすことを許された。

『根本有部律』：諸比丘は**多く三衣を蓄え**、安居処で得た衣財を洗い染め刺しおわって衣袋中に入れ主人比丘に預けた。「作衣竟り、羯恥那衣を出して、三衣中において一一衣を離れて界外に宿すること1夜に至れば捨墮」と定められた。

大迦葉が河で外衣を濡らし、重かったので乾かして布薩に遅れた。「不離僧伽梨羯磨」をなすことを許された。舍利弗が病気をした。同じ羯磨をなすことを許された。

[6-3] 以上のように、これは三衣のうちの1つでも離して界外に一宿してはならないとい

う規定であって、その日のうちに僧院に帰るなら許される。『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』の因縁譚では「諸国に遊行した」とされており、これは遠出を想定しているのである。

ところでこの条文は、因縁中に「下衣と上衣のみで諸国に遊行に出た」とされているから、二衣あるいは一衣で遊行することを禁止する規定のように見えるが、もしこのような行儀に関する規定であれば、捨墮ではなく波逸提となったはずであるから、これは「衣を離れて遊行すること」を禁止する規定であって、もし衣を離れて1宿でもしたら、その時点でこの衣の所有権を放棄したことになるということである。もしこれを取り戻したいなら、この離した衣をいったんサンガあるいは別衆あるいは1人の比丘に捨し、波逸提の告白の作法にしたがって懺悔をして、しかる後にその衣の所有権を再び手にしなければならないということになる。このようにこの規定は衣の所有権に係るものということができる。しかし病気などの因縁があつて、比丘の認可が与えられれば、離しても所有権はなくなるという付帯条件が付せられている。これを漢訳律では「僧羯磨」とか「衆作法」というが、これは「不失衣界」設定の羯磨をさす。ただしこれは本稿の主題とはあまり関係がないから深入りしない。

なおこの規定に類似するものに、『パーリ律』では捨墮第29条がある。

夏安居終わって後カッティカ月の満月まではどこであっても、危険・恐怖の伴う阿蘭若住処やそのような住処に住している比丘は、欲すれば三衣中の1衣を民家内に預けおくべきである。もしこの比丘に何らかの衣と離れる因縁があれば、この比丘は6夜を限ってその衣を離してもよい。もしこれを過ぎて離せば比丘の認可を除き捨墮である<sup>(1)</sup>。という内容である。カッティカ月の満月とは古代中国暦の8月15日であり、この1ヵ月間は比丘に対する布施が多く、これを狙って盗賊が出没するから、阿蘭若処のような人気の乏しいところに住む比丘は、因縁があれば三衣中の一衣を6夜を限り民家に預けておいてもよいというのである。これも捨墮であるから、これを犯せば衣の所有権を失い、先のような作法で取り返さなければならない。

このように比丘は原則として三衣を常に携行して夜を過ごさなければならない、しかしながら今の主題となっている捨墮第2条には、「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわたら」という条件が付されているから、衣時ないしは迦絺那衣の期間が終わるまでは、この条文は適用されないということになる。

なお捨墮罪では以上のようにその日のうちに住処に帰るならばこの罪の対象にはならないのであるが、「三衣を持たないで俗家に入ってはならない」<sup>(2)</sup>ともされているから、威儀上も常に三衣を持っていることが要請されたであろう。

(1) *Vinaya* vol. III p.262、南伝01 p.443。他の漢訳律は、『四分律』捨墮029 大正22 p.632上、『五分律』捨墮016 大正22 p.031下、『十誦律』尼薩耆026 大正23 p.057上、『僧祇律』尼薩耆波夜提029 大正22 p.323上、『根本有部律』泥薩祇波逸底迦027 大正23 p.755上。

(2) 『十誦律』「衣法」大正23 p.198中、国訳06 p.168

[6-4] なお以上は比丘は三衣しか持っていないという前提で進めてきたが、前項で考察したように、比丘たちは多くの場合は三衣以外の予備の衣も持っていたのであるから、この規定はそれらをも含めて身から離して1夜でも過ごしてはならないという意味を含むことに

なる。

このことは以下の因縁譚にも現れている。『五分律』は「羯磨して三衣共に離し、弊壊した衣を着けて遊行した」としているから、身に着けていた弊衣のほかに三衣があったということを示し、『十誦律』は「六群比丘が処々に衣を留め、上下衣を着して諸国を遊行し、弊衣を着して威儀がなかった」とするから、彼らはあちこちに留めるほどの数量の衣を持っていたことになり、また『根本有部律』は「諸苾芻多蓄三衣」とするのであるから、比丘たちのなかには多くの三衣を持っていた者がいたことになる。

[6-5] なおこの条文の因縁譚からは、なぜ衣を作り終わり、迦絺那衣を捨しおわるまではこの条文が免除されるのかという理由は知りえない。衣を作るときには、今まで着ていた衣を解体して、破れた部分に布をつぎ足し、新しい衣を作るという場合もあり、これを置いて二衣ないし一衣で遊行して、衣材を求めなければならぬということもあったからであろう。迦絺那衣の捨のところで論じたように、界外に出て衣料を得て再び帰るといったような遊行があったことなどから推測されうる。またこの時期には普段着ている三衣の外に予備の衣が得られる機会も多く、この予備の衣を僧院に置いて遊行するということがあったのかもしれない。ともかく筆者には現時点では衣をおいて遊行しなければならない具体的な事情をリアルに思い描くことはできないが、少なくともこのような適用除外が認められたのは、得られにくい衣をできるだけ得やすくするための措置であったことは間違いなさであろう。

- (1) 「衣韃度」 *Vinaya* vol. I p.296、南伝03 pp.516~517；『四分律』「衣韃度」大正22 pp.862上、864中、866上、国訳03 pp.221、227、232；『十誦律』「衣法」大正23 p.196下、国訳06 p.163）、「衣韃度」 *Vinaya* vol. I pp.295~297、南伝03 pp.514、516（敷布 = *nisidana* 身を守り、衣を守り、臥坐具 *senāsana* を守るため。覆布 = *paccattharaṇa* 敷布よりも大きいもの）。南伝03 p.515（覆瘡衣）、南伝03 p.515（拭面布）、南伝03 p.516（資具たる布）、*Vinaya* vol. II p.174、南伝04 pp.266~267（足拭い = *pādapuñchani*）

[7] 最後に「衣を受ければ所持する (*yo ca tattha cīvaruppādo so nesam bhavissati*)」を検討する。これはいずれの律蔵でも捨墮第3条に相当する (1)。

- (1) *Vinaya* vol. III p.203、南伝01 p.342、『四分律』大正22 p.605上、国訳01 p.132、『五分律』大正22 p.024中、国訳13 p.106、『十誦律』大正23 p.033中、国訳05 p.115、『僧祇律』大正22 p.298下、国訳08 p.289、『根本有部律』大正23 p.714下、国訳20 p.009

[7-1] それぞれの律蔵の条文は次のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非時衣 (*akālacīvara*) が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない (*paṭiggahetvā khippam eva kāretabbaṃ*)。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘はその衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば、望みがあるといえども捨墮である。

『四分律』：若比丘衣竟迦絺那衣已出、若比丘得非時衣欲須便受。受已疾疾成衣。若足者善、若不足者得畜一月。為満足故。若過畜尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟捨迦絺那衣已、得非時衣、若須應受速作受持。若足者善。若不

足望更有得処令具足成乃至一月。若過尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟已捨迦絺那衣、若得非時衣、比丘須者当**自手取速作衣持**。若足者善。若不足者更望得衣令具足故停是衣乃至一月。過是停者尼薩耆波夜提。

『僧祇律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已捨、若得非時衣、比丘須衣必**取疾作衣受**。若不足者有望処為滿故聽一月畜。若過畜者足不足尼薩耆波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟羯恥那衣復出、得非時衣欲須應受。**受已当疾成衣**。若有望処求令滿足。若不足者得畜經一月。若過者泥薩祇波逸底迦。

なお「非時衣」とは、『パーリ律』『四分律』『五分律』『僧祇律』『根本有部律』においては、迦絺那衣が拵げられない時は雨安居の1ヵ月を除く11ヵ月中に得られたもの、迦絺那衣が拵げられた時には雨安居後の5ヵ月間を除く他の7ヵ月間に得られたもの、とされている。『パーリ律』はこれに付け加えて、衣時中にも非時衣と指定して得られたものも含むとしている。しかし『十誦律』は「謂除別房衣家中施衣、除安居衣。余残衣名非時衣」とする。

[7-2] この条文が制定されるに至った因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：1比丘が非時衣を得たが衣を作るには足りなかった。そこで比丘は布を引っ張って延ばそうとしていた。「得る望みがあれば蓄えてよい」と定められた。

比丘らが1月をすぎて蓄えていた。そこで先の条文を定められた。

『四分律』：世尊は1日に限って**長衣**を蓄えることを許された。しかしある比丘が僧伽梨が故爛弊壊して10日のうちに弁じることができなかった。そこで世尊は「比丘の**長衣**を蓄えることを聴す。**乃至満足の故に**」と定められた。

そこで六群比丘が四角頭に点浄して衣を蓄えた。そこで世尊は先のように定められた。

『五分律』：比丘らは三衣竟り、迦絺那衣を捨ててから非時衣を得たが受け取らなかった。そこで世尊は「非時衣を受けてよい」と定められた。

六群比丘が多く受けて、人に施さず、浄施しなかった。そこで「非時衣を得て人に施さず、浄施せずして1宿すれば突吉羅」と定められた。

長老伽毘は1狭短衣を得て、引っ張って延ばそうとした。世尊は「非時衣にして望足して1月に至るを聴す」と定められた。1月を過ぎる比丘があった。そこで先のように定められた。

『十誦律』：六群比丘が青衣を得たが、相似するものを得たら衣にしようと蓄えておいた。赤衣も白衣も……蓄えておいた。世尊は先のように定められた。

『僧祇律』：阿那律が1少段の衣を得たが、尺量が足らなかったがゆえに水につけて引き伸ばしていた。釈尊はそこで先のように定められた。

『根本有部律』：諸比丘は相似の物を得んがために、青衣を得て蓄え、黄赤白衣を得て蓄え、厚薄を蓄えた。そこで先のように定められた。

[7-3] 以上から知られるようにこの規定は、衣時以外に、衣に仕立て上げるに足る衣材が得られたら速やかに仕立て上げなければならないし、もし不十分であるが不足分を得られる望みがあれば1ヵ月を限度として保持してよい。しかしそれを過ぎると捨墮の罪となるというものである。この捨墮の罪となった衣材は、サンガあるいは別衆あるいは1人の比丘の前に捨し、波逸提の告白懺悔をして、これが受け入れられればこの衣材は持ち主に返される、

ということは他の捨墮罪と変わりはない。もちろんこれをもって仕立て上げられた衣が長衣であれば、この長衣については先に検討した捨墮第1条の対象となるのであろう。

なお「速やかに」（『パーリ律』）、「疾疾」（『四分律』）、「速」（『五分律』『十誦律』）、「疾」（『僧祇律』『根本有部律』）に作衣すべしというのは、衣を作るに十分な衣材が得られたなら、捨墮第1条の定めにしたがって10日間ということである。したがって最初の衣材が得られてから21日目に十分な衣材が得られたとすると、最初の衣材の所有は1月しか保有できないのであるから、衣を作る期間は9日間しか残されていないということになり、もし30日目に得られたとすると、その日のうちに作り上げてしまうか、淨施するか、あるいは人に遣与しなければ、捨墮罪を犯すことになる。

しかしながら雨安居の後の1ヵ月間と、迦絺那衣が拵げられた時にはさらに4ヵ月間は、この条文が適用除外されるのであって、この条文も衣や衣材が得られにくい古代インドの経済状況のなかで、できるだけ出家修行者たちが衣に不足しないように、配慮されたものということができる。

[7-4] 以上のように、迦絺那衣が拵げられることによって適用除外される捨墮の3つの規定は、衣材や衣が得にくいという当時の経済文化状況を背景として、波逸提グループの適用除外によって衣材を得やすくし、またこれを用いて衣を作りやすくし、この便宜によって作成された衣を、合法的な所有物とし、あるいはこれを離れて宿しても所有権をなくさないようにするものであるということが出来る。

釈尊は、

出家修行者は寒気も寒気の恐怖も三衣によって耐えることができる (*sakkonti ticivarena yāpetum*)。私は比丘らの衣において境界を作り制限を設けて三衣を許そう (*civare sīmaṃ bandheyyaṃ mariyādaṃ ṭhapeyyaṃ ticivaraṃ anujāneyyaṃ*)<sup>(1)</sup>。として三衣を許されたのであるから、少欲知足を建前とする出家修行者は三衣で満足しなければならぬのであるが、といて「迦絺那衣韃度」の因縁譚で語られるような無理からぬ場合もあるというアンビバレントな苦しみのもとに、期間を限り、状況を限るという条件を付けて、これらの6つの規定の適用除外を認められたのであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.288、南伝3 p.503、『四分律』大正22 pp.863上、857上、国訳03 pp.222、202、『五分律』大正22 p.136上、国訳14 p.126、『十誦律』大正23 p.195上、国訳06 p.157

[8] 以上のように、迦絺那衣を拵げたことによって適用が除外される律の規定は実質的には6条となる。それぞれの条文の本文中に、ないしはその条文が適用除外とされる因縁として、迦絺那衣を拵げた場合が挙げられるから、これには紛れがないといわなければならない。しかしながら「迦絺那衣韃度」においては、『パーリ律』は‘*pañca*’、『四分律』は「五事因縁」、『五分律』は「五事」、『僧祇律』は「五事利」として、迦絺那衣を拵げた時には5種の功德が生じるとするの紛れがない。

実際には迦絺那衣を拵げたことによって適用が除外される条文が6条であるのに、なぜ「迦絺那衣韃度」ではそれを「五事」とするのであろうか。最後にこれを検討しておきたい。

[8-1] 「迦絺那衣韃度」がいう五事と、適用除外される6条の対応関係を表にしてみると

次のようになる。これは【3】の[3]において作成した表である。このような結果になるのは、『パーリ律』と他の律蔵の「五事」の名称が異なり、その名称に相応する律蔵の条文をどれに宛てるかということから相違が生じているのである。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
①	嘱せずに聚落に入る	比丘に嘱せず聚落に入る	余比丘に白せず聚落に入る	不白入聚落	白せずして行く	
②	衣を離れて宿す	失衣せず	衣を離れて宿す	不著僧伽梨入聚落	離衣宿	過経宿離衣の犯 上下2衣を着して人間に遊行
③	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食
④	用いるかぎりの衣	長衣	長衣を蓄える	随意畜衣	長衣を蓄える	過10日の犯 長衣を蓄える
⑤	衣を受ければ所持する					過1月 意に随って多くの衣を求む
⑥		展転食	数々食	数々食	処々食	数々食
⑦				迦絺那功德利		得たところの財物は迦絺那衣の利養
⑧				著縵衣入聚落		
⑨						俗家請ぜざる に行つて食を受ける

このうちでもっとも問題となるのは、⑤に掲げた『パーリ律』の「衣を受ければ所持する」という項目である。これはパーリの原文では ‘yo ca tattha cīvaruppādo so nesam bhavissati’ とされており<sup>(1)</sup>、これをI. B. Hornerは ‘whatever robe-material accrues there, that will be for them’ と訳している<sup>(2)</sup>。南伝大蔵経ではこれを「衣を得ば所得することなり」と訳し<sup>(3)</sup>、註において「尼薩耆第3に対する除外例なるが如し」とするから<sup>(4)</sup>、筆者もこれにしたがってきたのである。

しかしながら平川彰氏は「得られた衣を所持すること」としながら、「第5に、得られた衣を所持するとは、数々食を許す意味であろうと考える」とされている<sup>(5)</sup>。食事の後に衣を施す習慣があったので、数々食は「得られた衣を所持すること」ともなると解釈されたのであろう。この項目に相当する漢訳律の名称は等しく「数々食」とするから、「衣を受ければ所持する」は「数々食」をさし、波逸提の『パーリ律』の波逸提033に相当するとする平川氏の見解が正しいのかもしれない。

(1) Vinaya vol. I p.254

- (2) part 4 p.353
- (3) 第3巻 p.445
- (4) 同 p.471
- (5) 『二百五十戒の研究』Ⅱ p.068

[8-2] このように考えると各律藏での相違点がなくなることになるが、しかしながらそれでも迦絺那衣を拵げた時に適用除外される条文の数は6条のままであるから、標記の問題は未だ解決していないことになる。

筆者も確信があるわけではないのであるが、このように考えてみてはいかがであろうか。五事のうちの④は各律藏において「用いるかぎりの衣」「長衣」「長衣を蓄える」「随意畜衣」「長衣を蓄える」「過10日の犯。長衣を蓄える」とされている。これに相当する律藏の規定は、今まで捨墮第1条であると考えてきたのであるが、実は⑤の捨墮第3条にも相応するとみることができる。パーリ律の捨墮第1条の条文は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、10日を限って長衣を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である」であり、捨墮第3条の条文は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非時衣が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘その衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば望みがあるといえども捨墮である」であって、両方とも長衣を蓄えることを禁止する条文であり、迦絺那衣を拵げることによってこれらを適用除外したものと解することができるからである。

このように五事の中の「長衣を蓄える」に捨墮の第1条と第5条の2つの条文が含まれると解釈すれば、功德の数が5つであるにかかわらず、それに相応する規定が6条あって矛盾するという標記の問題は解決できることになる。

念のために『パーリ律』での対応を示しておく次のようになる。

- ① 囑せずに聚落に入る＝波逸提第46条
- ② 衣を離れて宿す＝捨墮第2条
- ③ 別衆食＝波逸提第32条
- ④ 用いるかぎりの衣＝捨墮第1条  
捨墮第3条
- ⑤ 衣を受ければ所持する（数々食）＝波逸提第33条

## まとめ

[0] 以上で迦絺那衣の制度と迦絺那衣を拵げたことに相応する6つの条文の検討を終わった。そこで【1】の「問題の所在」で掲げた課題に対する回答と、本稿執筆のそもそもの動機であった釈尊と仏弟子たちの一年を概観することによって「まとめ」に代えたい。

[1] その前に、「問題の所在」において課題を提起した時点では認識されていなかった基本的な事項を先に注意しておきたい。

それには筆者の無知であったことを告白しなければならないのであるが、筆者は迦絺那衣を拵げた場合にサンガのメンバーが作る衣はすべて迦絺那衣と呼ばれると認識していたのであるが、それは間違いであったということである。今までに考察してきたことから明らかなように、「迦絺那衣」と呼ばれるのは、厳密には迦絺那衣を拵げる羯磨を行う時に拵げられる、羯磨を象徴するただ1枚の特別の衣のことで、それを随喜した比丘たちがその後で銘々に作る衣は「迦絺那衣」ではないということである。しかし筆者はこの両者とも迦絺那衣と呼ばれると理解していたので、問題の所在で指摘した課題も用語からして両者を混同している。そこでこの混同を避けるために、これからの記述で「迦絺那衣」と呼ぶのはこの特別な衣1枚をさし、比丘たちが銘々に作る衣は三衣に外ならないのであるが、通常の三衣と区別するために「迦絺那衣を拵げた時に作る衣」「迦絺那衣を拵げた時に作られた衣」と呼ぶことにしたい。

[2] 以下【1】の「問題の所在」のところでは提起した諸問題について答える形で、まとめとしたい。

[2-1] まず課題の第1の「迦絺那衣の形状」である。結論としては「迦絺那衣」も「迦絺那衣を拵げた時に作る衣」も、通常の三衣と異ならないということである。すなわち律蔵に定められた作法通りに作られた重衣・上衣・内衣である。しかし「迦絺那衣」は迦絺那衣を拵げる羯磨によって宗教的な特別の功德を付与された、ただ1枚の重衣もしくは上衣もしくは内衣であって、『法蔵館』がこの意味で「ある種の戒律が緩和されるしるし」と解説したのなら、まさしくそのとおりである。これは5種の戒律（波羅提木叉では6条）を緩和させる象徴となるものであるからである。

[2-2] 課題の第2は「迦絺那衣を受ける権利を有する者」である。迦絺那衣を拵げる羯磨にはその住処で雨安居を過ごした者のみが参加でき、また迦絺那衣を拵げることができる期間は前安居を終わった1ヵ月間、すなわち中国古代の暦でいうなら7月16日から8月15日までであるから、必然的に後安居を過ごす者はこれには参加できない。この期間はまだ後安居を過ごす者たちは雨安居を過ごしている途中であるからである。次の課題の第3で述べるように、この羯磨は迦絺那衣を受ける1人の比丘と、それを随喜する他の比丘たちで構成されるが、この両方共に権利はないということになる。

しかし後安居に入る者はやむを得ない事情があって前安居に入れなかった者たちであって、この後安居者に衣替えをする機会を与えないのでは著しく不公平であるから、本論中においては、これに参加する権利はなくとも、前安居者たちが獲得する6種の戒律の適用除外は認められて、衣を作りやすくする環境は与えられたのではないかと推定しておいた。『五分律』では後安居者にも迦絺那衣を拵げることが許され、彼らは8月16日から9月15日までにこの羯磨を行うとしているから、正式の権利を認める律蔵もあったことになる。しかし前安居者も後安居者も、原則として雨期を同じ僧院に暮らすのであるから、むしろ同じ僧院で2度の迦絺那衣を拵げる羯磨を行うのは不自然であることなど、その他の状況証拠も勘案して、上記のような解釈をしたのである。

[2-3] 課題の第3は「迦絺那衣の儀式」はどのように行われたかということである。律蔵においてはこの儀式は「羯磨」と呼ばれているが、この羯磨は最大限でいえば、①布施さ

れた「衣を受ける羯磨」、②この衣を迦絺那衣とする比丘、あるいは衣材を衣に仕立て、これを迦絺那衣にする役割の比丘、これを「作迦絺那衣人」と呼ぶとするなら、この「作迦絺那衣人を選任する羯磨」、③この作迦絺那衣人に「衣を与える羯磨」、④「作り上げられた衣を迦絺那衣として認定する羯磨」という4つの羯磨で構成され、④の中に随喜が含まれる。これらの羯磨はすべて白二羯磨の形式によって行われる。

なおこの羯磨は現代の学者が「儀式」と呼ぶように、宗教儀礼的性格が付与されているといえる。そこで迦絺那衣を掲げることが成立する条件が細かく定められ、「作迦絺那衣人」は衣を仕立てる裁断、染色、縫製などの各作業段階ごとに、これを迦絺那衣として受けるということを念じなければ、迦絺那衣にはならない、その衣材である布地は清浄な形で布施されたものでなければならず、また仕立て上げられた重衣あるいは上衣あるいは內衣は律蔵の規定通りに作成されていなければならないのはもちろんであるが、これらすべてが1日のうちになさなければならない、などとされている。

このように完璧に作成された衣だけが迦絺那衣となりうるものであり、このような衣を「作迦絺那衣人」はサンガの全員の前で掲げて示し、「私はこれを迦絺那衣として掲げる(受ける)」と白して、サンガはこれに白二羯磨の形式で承認し、それと同時にそこに出席している比丘らが「これによって我らも受ける」というように随喜して、作迦絺那衣人と同じ6種の戒律の適用除外という特典を共有できることになる。

以上のように迦絺那衣を掲げる羯磨は、年にただ1回、ただ1日だけ開催され、この1日のうちに特別に念を入れて作られた、ただ1枚の衣を、ただ1人の比丘に与えて、これをサンガの全員が随喜するという条件を満たすことによって成立する。

このようにこの迦絺那衣を掲げる羯磨には宗教儀式的性格が付与され、それが今日の南方上座仏教にも、年に一度の出家者と在家者が共に祝うもっとも重要なお祭りとして引き継がれている。この一種宗教的な羯磨を行うことによって、これに参加した全員が「迦絺那衣を掲げた時に作る衣」を作ることができるようになるが、これによって作られる衣は迦絺那衣のような特別の功德を与えられている衣ではないから、律蔵の規定通りに作られなければならないことはいうまでもないが、その作業段階ごとに念じることも要求されないし、『五分律』や『十誦律』は異なる見解を持っていたかもしれないが、これは1日で作ることも要求されなかったのではないかと考えられる。もし1日で作られなければならないとすれば、1ヵ月の間に作らなければならないという捨墮の第3条などを適用除外とする必要はないからである。

[2-4] 課題の第4は「迦絺那衣の捨」である。「捨」といえば衣を放棄する、廃棄するという意味に取れるが決してそうではなく、この「捨」は迦絺那衣を掲げた時に得られる特典を捨てるということを意味する。

そもそも迦絺那衣を掲げることを釈尊が許されたのは、その因縁譚が物語るように、予備の衣を作成するためであるから、「迦絺那衣が掲げられた時に作った衣」を最大5ヵ月間の特典期間をすぎれば放棄しなければならないということはある。むしろこの期間は予備の衣すなわち長衣を合法的に作ることができ、その所有権を獲得できる期間であるといえる。第4の問題として、仏教の出家修行者が三衣以外の予備の衣を所持することが許されていたかどうかということも挙げておいたが、これだけで十分な回答になるであらう。

う。

それでは「迦絺那衣」そのものはどうであったのであろうか。迦絺那衣は『僧祇律』によれば箱の中に入れて保管されるとされ、『根本有部律』によればそれを持する比丘は大小便所や煙の出るところに持ち込まないなど、その聖性を保たなければならないように記されている。しかしながらもともとこれは重衣あるいは上衣あるいは內衣のいずれかであるのであるから、迦絺那衣を捨す時にはこの聖性も失われ、これを与えられた者は通常の衣として使ったのであろう。

なおこの迦絺那衣の捨には大きく分けると、サンガが捨す場合と個人的に捨す場合の2つに分けられる。サンガが捨す場合には、その斉限時（12月15日）が来た場合に捨す場合と、その中間にサンガがこれを継続する必要がなくなったと判断して捨す場合がある。このサンガとして捨す羯磨を『五分律』『根本有部律』などは「白二羯磨捨」としているが、『僧祇律』は単白羯磨としている。他の律蔵はこの作法を記していないが、おそらく期間の中間に捨す場合は白二羯磨で、期限が満じて捨す場合は単白羯磨であったのであろう。

個人の都合で捨す場合には『パーリ律』に随えば8種あり、それは「去る」「成ずる」「発心する」「失する」「聞く」「望みを断じる」「境界を出る」「共に捨す」である。詳しい事は本論に記したとおりであるが、いずれも雨安居を過ごした住处（界）を離れるということが前提となる。例えば作り上げた衣を持ってもう帰らないと意を決して界を出た場合とか、界外で作ろう、もう帰らないと意を決して界を出た場合などである。

したがって例えばある比丘が自分は衣を作り上げたから、もう作らないと心を決めても界を出なければ捨したことはない。この界に残っている限り、サンガの一員であって、この場合はサンガの決定に従わなければならないからである。もちろんだからといって無理に衣を作らなければならないということはある得ないから、自分で衣を作らなければそれで済むことである。

なおこの予備の衣の数量に限界は定められていないから、もし得られ、また望めば何枚の衣を得てもよかったのであろう。しかしそれが奨励されないのは言うまでもないから、限度は弁えられていたであろう。

[2-5] 課題の第5は迦絺那衣を払げる時、なぜ「5つの特典」が認められるのかということである。「5つの特典」は実際には「6つの条文の適用免除」であるが、これは大きく分けて波逸提グループと捨墮グループに分けられる。迦絺那衣を払げることによってこれら規定の適用除外が認められたのは、釈尊時代の衣を得ることが容易ではなかったという経済・文化状況の下で、出家修行者が衣や衣材を得やすいように、また衣として作製しやすいように、波逸提グループはこれを出家修行者の在家信者に対する行動の面で、捨墮グループは所有権の面において配慮されたものである。

[2-6] 課題の第6は「迦絺那」という言葉、あるいは「迦絺那衣を払げる」という言葉についてである。

‘kaṭhina’はそもそもは「固定する」という意味であって、布を裁断したり縫ったりする時に用いる木杵が迦絺那と呼ばれていた。この迦絺那という木杵はかなり大きなものであって、普段は折り畳んで僧院の壁などに立て掛けられていた。これを持ち出して払げるのは衣時の時だけであって、これを使うことは合法的に衣を作ることができるということを象徴し

た。そこで宗教的に意味付けをされ、合法的に衣を作ることのしるし（象徴）となった衣を「迦絺那衣」と呼ぶようになったと考えられる。

「迦絺那を拵げる」という言葉はしたがって、この道具としての迦絺那を拵げることを意味するとも考えられるが、『根本有部律』では「羯磨那衣を張る」といい、他の漢訳律では「迦絺那衣を受ける」として、「衣」を張ること、「衣」を受けることとする。とするならばこれは道具としての迦絺那を拵げることは意味しないということになる。このように考えると、おそらく「迦絺那衣を拵げる」という言葉は、その羯磨が第3の問題のところで述べたように、でき上がった迦絺那衣を作迦絺那衣人がサンガの前で拵げてそれを示し、サンガのメンバーはそれをその比丘に与え、同時にそれを随喜するという形式からきたと理解するのが妥当であろう。

[2-7] 課題の第7は「衣時と迦絺那衣の関連」についてである。衣時とは雨安居を過ごした後の1ヵ月間であり、この1ヵ月の間に衣が調達できない場合に迦絺那衣が拵げられて、衣を自由に作って所有できる期間が延長される。したがって表面上は迦絺那衣を拵げるのは衣時を延長するということになるわけであるが、しかし質的には両者は異なっているといわなければならない。なぜなら衣時はサンガの羯磨を必要としない、いわば個人が自由に衣を作りそれを自分のものとして所有できる所与の条件であるが、迦絺那衣を拵げるのは、サンガのメンバーがその期間内に自由に衣を作りそれを自分の所有とすることができるようにサンガが羯磨を行って決定するのであり、原則としてそれを捨てるのもまたサンガが羯磨を行って決定するのであるから、これはサンガが主体的に行う行事ということになるからである。

「捨」は個人の意思で行うことができることはすでに述べたとおりであるが、しかしそれは界を出るということが条件となっている。換言すればサンガを離脱するということが前提となっているのであって、もちろんこれには個人の事情の場合もあり、あるいはサンガから派遣されて釈尊に会いに遊行するというような場合もあったであろうが、いずれにしても迦絺那衣を拵げる儀式は原則としてすべて羯磨として行われるのである。

したがって教団史的な視点で考えれば、迦絺那衣の制度が許されたのは、現在のところそれをいつのことと確定することはできないが、サンガが形成され、サンガの運営方法などが確立した後ということになるであろう。これに対して衣時は、おそらく慣習的に雨安居がおわった後の衣替えの時期として自然に形成されていたのであるが、迦絺那衣を拵げることが許された時に、雨安居の後の1ヵ月というように限定されたのではないであろうか。

また迦絺那衣の制度は、これが制定された後には、雨期がおわったら銘々が勝手に遊行に出るのではなく、雨安居の後もサンガとして集団行動することが多くなったということも想像させる。

[3] 以上で迦絺那衣についてのまとめは終わったが、この論考のそもそもの出発点であった、釈尊と仏弟子たちの1年はどのようなものであったかという問題意識から、迦絺那衣を中心にその1年をまとめてみたい。ただし基本的にはホームページ (<http://www.sakya-muni.jp/>) に掲載してある、【文書03】「公開シンポジウム『釈尊はどのような生活をされていたかースマナサーラ長老とともに考える』基調報告」と相違するところはない。

[3-1] 仏教における1年の区切りとなるのは雨安居の明けである。出家修行者たちの法臘は雨安居を何回過ごしたかということで数えられ、また数字で月が表されることがない古代インドの暦では新年が何の月で始まるかについて諸説があるが<sup>(1)</sup>、少なくとも仏教の修行者の新年はこの時であったということによってもうなずけよう。

この雨安居には古代の中国暦でいう4月16日から7月15日までの前安居と、5月16日から8月15日までの後安居があったが、本文中にも記したとおり前安居が原則で、後安居は何らかの事由があって前安居に入れなかった者に許されたものであった。したがって釈尊も多くの場合は前安居を過ごされたであろう。本文中にも紹介したが『十誦律』は「仏一切時前安居。唯毘羅然国後安居。以因縁故」としている。

しかしながら3ヵ月もの間一処に止まり、かつその間の食事や住居を得ることは容易ではなかったであろうから、したがって一般の比丘が安定的な安居の住処を確保することはかなり難しいことであったであろう。したがって前安居に入れないという不測の事態はしばしば起こりえたであろうから、後安居が必ずしも例外であったということもできないであろう。釈尊でさえそういう事態が起こったことがあったのである。

このように普通は前安居を過ごしたが、やむを得ず後安居を過ごさなければならない者もあり、この両者とも多くの場合は同じ住処に共住したから、前安居を過ごした者が、未だ安居に住している後安居者を無視して勝手に動き回るということはなかったであろう。例えば前安居が終わったからといって、すぐさま坐処を再配分したり、精舎の修理にとりかかったり、遊行に出る準備にとりかかるということとはなかったであろう。また前安居を過ごした者は、この後に衣替えをしなければならないが、しかし当時の経済状況を考えると、そのための衣料を手に入れ、これを衣に仕立て上げることは容易ではなかったから、おそらくほとんどの比丘たちは通常の衣時の期間中には衣替えすることはできず、ましてや着替えのための予備の衣をつくるころまではできなかつたであろうから、迦絺那衣を払げて衣時を延ばしたであろう。したがって結果的には前安居を過ごした者もそのままその住処に留まって、後安居者が安居を出るのを待つということになったのではなかろうか。気候的な面からいっても、前安居は雨期4ヵ月間の初めの3ヵ月であってまだ雨期は終わってはず、また一面が湖のようになっている当時の仏教の中心地であったヒンドゥスタン平原の水が、前安居が終わったからといって一気に引くということも考えられないという地理的な条件からもいっても、その場所に4ヵ月は足止めされたであろう。こうした様子は【3】で紹介した迦絺那衣を払げることが許されるようになった、遊行の途中でずぶぬれになって疲労困憊したという因縁譚が彷彿とさせる。

このように前安居を過ごした者も、結果的には後安居をも併せて過ごすこととなった。そしてこの間に迦絺那衣が払げられ、衣時は12月15日まで延ばされていたが、といってすべての比丘が12月15日までその住処に留まっていたということも考えにくい。その間に個人的な事由によって界を出て、個人として迦絺那衣を捨てるということもあったであろうが、多くはその途中でサンガがサンガとして迦絺那衣を捨てたのではあるまいか。もしその期間一杯その住処に留まるとすると、そのサンガは雨安居の3ヵ月を含めて1年のうち8ヵ月もその場所に居続けることになるから、それでは世間の人々から釈子には四方に道がなきがごとしだという非難が襲いかかったことであろう。釈尊も雨安居を過ごした場所でそのまま滞

在したがために、このような非難にあわれたことを律蔵は伝えている<sup>(2)</sup>。

このようなことを考え合わせると、前安居を過ごした者は後安居が終わる8月15日まで安居につきあい、そののち1ヵ月ほど、すなわち後安居者の衣時が終わる9月15日頃まではその住処にとどまったと考えておいたらいかがであらうか。もしそうならこれは後安居者の正規の衣時の期間内であるから、後安居者が迦絺那衣を払げる必要がないわけであり、そこで多くの律蔵が後安居者には迦絺那衣を払げる権利はないということのかもしれない。しかしそれでは絶対に1ヵ月を過ぎてはいけないことになるから、[2-2]に書いたように、後安居者も前安居者が迦絺那衣を払げて得た功德の恩恵に浴しえ、したがってもちろん9月15日を過ぎることもあったであらう。

それはともかく多くの場合は前安居者も結果的には前後4ヵ月の雨安居を過ごし、その後の1ヵ月くらいを衣の準備や精舎の修理などに費やして、その後に迦絺那衣を捨てて遊行に出たということになる。しかしながら個人的に衣を早くに作りおわって、釈尊に会うために雨安居が終わると早々に一足先に遊行に出る者もあったであらう。釈尊に会うのは教えを聞くと同じに、新しく制定され、あるいは改廃された律の条文の情報も仕入れてサンガに報告するという役割もあったから、あるいはサンガの使いとして釈尊のところまで遊行する者もあったかもしれない。しかしそういう者の出発も後安居がおわる8月15日、それは正規の衣時のおわる期日でもあるが、それ以前といういうことはなかったのではないであらうか。

(1) 【論文2】「原始仏教時代の暦法について」(『モノグラフ』第1号 1999年7月) 参照

(2) Vinaya「大毘尼耶」vol. I p.079、『四分律』「受戒毘尼耶」大正22 p.805下、『五分律』「受戒法」大正22 p.116中、『十誦律』「受具足戒法」大正23 p.151上、『根本有部律』「出家事」大正23 p.1032上

[3-2] 一方の釈尊は雨安居が終わると、全国から自分に会いにやって来る比丘たちに会われるのが習慣となっていた。しかし釈尊といっしょに雨安居を過ごした比丘たちのなかには後安居を過ごす者たちもいて、彼らが安居しているのに、多くの人が入り出すのはよろしくないし、遊行して釈尊のところに行って来るにはそれなりの日数も必要であるから、早めに到着する者も後安居を過ごした者が安居をおわる、8月の半ば以降になったのではないであらうか。釈尊といっしょに前雨安居を過ごした者たちには、7月16日から8月15日までの1ヵ月間が衣時であったわけである。

このようにしてインドの各地において雨安居を過ごしてから、釈尊に会うためにやって来る者たちは8月の中旬頃から、おおよそ3ヵ月間くらいは続いたのではなかろうか。衣を整えるのに手間取って出発が遅れる者も、あるいは遠くからやって来る者もあったに相違ないからである。その間は釈尊は安居を過ごした住処から遠くには出かけられなかったであらう。当時の情報伝達手段を口コミに頼るしかない環境にあっては、釈尊が動かれてしまうと仏弟子たちは釈尊を捕まえることができなくなるからである。このように雨安居を過ごしてから全国の出家修行者たちが釈尊を訪ねることを、漢訳經典では諸仏の常法としての「夏の大会」として伝えている<sup>(1)</sup>。『涅槃經』において阿難が、「これまでは各地において雨安居を終えた比丘たちが如来に会うためにやってきたが、世尊がお亡くなりになると、尊敬すべき比丘たちに会えなくなる」と嘆いたと記しているのがこれであり<sup>(2)</sup>、波逸提の「別衆食」<sup>(3)</sup>が適用除外される「大衆会時 (mahāsamaya)」もこれをさす。

以上のように、釈尊は後安居を終わるところからおよそ合計3ヵ月くらいは雨安居を過ごされた場所に留まっておられたものと考えられる。11月半ばごろまでである。

- (1) 【論文14】「『釈尊のサンガ』論」（『モノグラフ』第13号 2008年3月）p.055参照
- (2) DN.016 vol. II p.140、『長阿含経』02「遊行経」大正01 p.026上、法顕訳『大般涅槃経』大正01 p.199中
- (3) 【8】の【3】参照

[3-3] それでは雨安居に入る前はどうかであったであろうか。雨安居に入るためには精舎の修繕や臥具の整備、あるいは雨浴衣などを作る準備、また4ヵ月間の食事の手配などが必要であるから、半月ほど前には雨安居地に入らなければならない。入雨安居は4月16日であるから3月末、4月初めごろということになる。

漢訳経典では「夏の大会」に対する「春の大会」のことも記されており<sup>(1)</sup>、これは雨安居に入る前に釈尊に会って教えを受けるという習慣をいう。しかし全国から訪ねてきた仏弟子たちがすべて釈尊といっしょに雨安居に入るとことは不可能であるから、釈尊に会った後は自らの雨安居地に移動しなければならなかった。春の大会はその後に雨安居が控えているのであるから、比丘たちはそう悠長に構えていることもできない。また雨期に入る前のインドは熱時にあたり、平均気温が30度を超えるから<sup>(2)</sup>、遊行するには不向きな時節であった。そこで「春の大会」は「夏の大会」よりは小規模のものになったであろう。「夏の大会」は3ヵ月間と想定したが、「春の大会」は1ヵ月半くらいと想定してよいであろう。

このように考えると、釈尊はその年の雨安居地には少なくとも4月16日より2ヵ月前、すなわち2月の中旬頃には到着していなければならないことになる。

- (1) 前項註(1)参照
- (2) [3-1]の註(1)参照

[3-4] 以上のように考えると釈尊が遊行に費やすことができるのは11月中旬から2月の中旬までの3ヵ月間ということになる。仏教の修行者の遊行は、当時のバラモン教の遊行者の遊行やジャイナ教との遊行とは異なって、一処不定の行方定めぬ遍歴ではなく、きちんとした目的と目的地を持った遊行であり、しかも長期の遊行は必ずしも推奨されず、長くても2ヵ月が限度であった。このことについては「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」に書いたとおりである。

それでは釈尊の遊行の主たる目的は何であったかといえ、その年に過ごした雨安居地から次の年に過ごす雨安居地に移動することであった。おそらく釈尊の雨安居地は少なくとも前年には決められていた。あるいは2年も3年も前から予約される場合もあった。釈尊には多くの土地から招待があったからでもあるが、できるだけ早めに決めておかないと、全国から春の大会、夏の大会のために集まる仏弟子たちが、どこに行けば釈尊に会えるかわからないからである。

「モノグラフ」第10号（2005年4月）に掲載してある岩井昌悟研究分担者の【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」によって、釈尊が雨安居を過ごされた可能性のある土地を、パ・漢を通じて最大限に上げてみると次のようになる。

コーサラ国：舎衛城（祇園精舎、東園鹿子母講堂）

マガダ国：王舎城（竹林園、耆闍崛山、ジーヴァカのアンバ林）、ウルヴェーラー

(Uruvelā)、アンダカヴィンダ (阿那伽賓頭)

ヴィデー八国

釈迦国：カピラ城 (ニグローダ園)、ヴェーダンニャ (Vedhañña) のアンバ林、サーマ村 (Sāmagāma)、メーダルンパ (Medaḷumpa)、シラーヴァティ (Silāvati)、アーマラキーヴァナ (Āmalakivana)

ヴァッジ国：ヴェーサーリー (重閣講堂、竹林村)

チェーティ国：パーリレツヤカ (Pārileyyaka)

スーラセーナ国：ヴェーランジャー (Verañjā)

バッガ国：スンスマーラギラ (Suṃsumāragira)

アンガ国：チャンパー (Campā)

カーシ国：バーラーナシー

三十三天

ヴァンサ国：コーサンビー (ゴータ園)

マツラ国：パーヴァー (Pāvā)

これからみても釈尊が雨安居を過ごされたのは、ほとんどが国の首都とされるような大都会であって、特別な事情があったスーラセーナ国のヴェーランジャーのみは例外である。原始経典によれば釈尊のサンガは1250人とか500人とされ、これは大げさとしても飢饉の年などを除けばかなりの人数で4ヵ月の雨安居を過ごさなければならず、しかもその前後には春の大会と夏の大会があって、全国から仏弟子たちが集まるから、それ相応の大都会でないと釈尊の雨安居を受け入れることができなかつたのである。このうちで回数が断然多いのはコーサラ国の舎衛城であり、これに次ぐのはかなり数は少ないとはいえマガダ国の王舎城である。したがって釈尊がもっとも多く遊行されたのは舎衛城と王舎城を結ぶルートであったということが想像できる。

釈尊の布教活動の最初期のいまだサンガが形成されていなかつたころの中心はウルヴェーラーやガヤーであつたが、サンガが形成されたころはマガダ国の首都王舎城がその基地となり、コーサラ国の首都舎衛城に祇園精舎が建設されると、それ以降は王舎城と舎衛城が中心となり、その合間を縫ってヴァッジ国の首都ヴェーサーリーやヴァンサ国の首都コーサンビー、カーシ国の首都バーラーナシー、アンガ国の首都チャンパー、釈迦国の首都カピラヴァットゥなどで雨安居を過ごされたということになる。

ところで釈尊の遊行は本「モノグラフ」に掲載した【論文23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」に書いたとおり午後2時頃に出発して午後5時頃には次の宿泊地に到着するという日程であり、しかも目的地に脇目もふらずまっしぐらに進むという行程ではなく、求めに応じて脇道にそれ、また道草もするという具合であつた。したがっておそらく平均すると1日に10キロぐらいしか進まなかつたであろう。あるいはそれよりも少なかつたかもしれない。例えば王舎城と舎衛城の間は現在の道路距離でヴェーサーリー経由の場合は585km、バーラーナシー経由の場合は649kmであるから、王舎城から舎衛城まで行くのに60日余はかかるということになる。しかし釈尊に許されたこのような遊行の期間は年に3ヵ月しかなかつたから、釈尊は1年のうちに王舎城と舎衛城の間を往復されたということとはなかつたということになる。今まで仏教学者たちが思い描いていた釈尊の生涯は、遊行に明け

暮れるというものであったかも知れないが、決してそうではなかったということは【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」<sup>(1)</sup>に書いたとおりである。

(1) 「モノグラフ」第14号 (2009年5月) に掲載

[3-5] 以上のように考えることができるのであれば、釈尊の1年は次のようになるであろう。釈尊は7月15日に3ヵ月間の雨安居を出られるが、いっしょに雨安居を過ごした釈尊のサンガの形成員である仏弟子たちはその後1月ばかりは衣を整え、精舎の修理などで時間を費やしたのではなかろうか。ちょうど9月半ばごろまでということになる。

この頃になると全国から雨安居を過ごした比丘たちが続々と訪ねてきて、釈尊は彼らに会われて、一人一人に対して丁寧な指導された。夏の大会や春の大会のみならず、訪ねてくる比丘に会うのも「諸仏世尊の常法 (āciṅṇaṃ buddhānaṃ bhagavatānaṃ)」であった。そして、

比丘よ、忍耐できましたか、生活できましたか、やってくる道中に疲労しませんでしたか (kacci bhikkhu khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci 'ttha appakilamathena addhānaṃ āgatā)。

と尋ねられたとされている<sup>(1)</sup>。この夏の大会は11月半ばまで続いたものと考えられる。

もちろんこの3ヵ月の間には、暇を見ては近くの小都市や村落から招待を受けて、せいぜい1週間くらいの短期の遊行をされることはあったであろう。釈尊が雨安居地を過ごされる場所は大都市でなければならなかったから、これら大都市の周辺にあった地方都市や村落には、このような機会に少数の弟子を連れて布教されたのである。

このように釈尊はその年の雨安居を過ごされてから、11月半ば頃まではそこに滞在されていた。そしてそこから次の雨安居地に向けて出発され、翌年の2月中旬頃には目的地に到着された。その道中にはもちろん幹線道路からそれて脇道に入り、地方の都市や村落にある寺院や居士たちを訪問された。あるいは2日も3日も滞在されることもあったであろう。釈尊はガンジス河の中流域のインドゥスタン平原の中央部 (仏教中国) から外に出られたことはなかったが、その域内のたくさんの場所で法を説かれたことは、金子芳夫研究分担者の「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧」<sup>(2)</sup>に詳しく紹介されている。

そしてその年の雨安居に入る前には春の大会があり、全国からやって来る仏弟子たちに会われ教えを説き、雨安居に入るための注意などをこれまた丁寧に指導されたであろう。

このように釈尊の1年はガンジス河の流れのようにゆったりとしたものであった。そしてその積み重ねが釈尊の一生となった。このようなイメージのもとに、「はじめに」で紹介したような「年表」を作成し、「釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録」も作成されたのである。

なお以上は釈尊の一年のイメージであるが、舍利弗や目連などの十大弟子と称されるような主立った仏弟子たちの一年も、これに重ねて考えればよいであろう。

(1) *Vinaya* vol. I pp.059、212、vol. II p.011、『十誦律』大正23 p.206下、『根本有部律』大正23 p.722下。*Vinaya* vol. I p.253参照。

(2) 「マガダ国篇」(『モノグラフ』第2号 2000年7月)、「祇園精舎(経蔵)篇」(『モノグラフ』第4号 2001年11月)、「祇園精舎(律蔵)篇」(『モノグラフ』第5号 2002年5月)、「コーサラ国篇」(『モノグラフ』第8号 2004年3月)、「その他国篇」(『モノ

『ノグラフィ』第15号 2009年10月)

[3-6] 一方の仏弟子たちの生活は次のようであったであろう。多くの比丘たちは前安居を出ると、7月16日から8月15日までに迦絺那衣を拡げる羯磨を行い衣替えを行う準備をした。結果的には後安居をも過ごすこととなった。後安居を過ごした者は8月15日に安居を終わると、前安居を過ごした者に合流して、ほぼ1ヵ月をかけて、5つの特典(6つの規則の適用除外)に浴しながら、予備を含む衣を作った。

このようにして衣替えが終わると、9月中旬頃に迦絺那衣を捨てたのではなかろうか。そしてサンガとして遊行に出た。もしこれが釈尊に会うための遊行でなければ、この遊行はおそらく短期の近場への遊行であり、次の雨安居に入るまでにそれを何回か繰り返したのであろう。しかし遊行以外は、基本的には雨安居を過ごした住処で日常を過ごした。あるいは一つのサンガは複数の雨安居地を有していたかもしれない。このような場合は雨安居地は輪番的に決められたのであろう。先にも書いたように一般の仏教の修行者たちは一処不定の遊行を事とするのではなく、むしろ一ヵ所に定住するか、あるいは数ヵ所を行き来するという姿を想像した方がよいように思われる。

しかしながら個人的に、あるいはサンガから派遣されて遠くにおられる釈尊に会うために夏の大会に参加する者もいて、このような比丘は正規の衣時を終える8月中旬ごろに、一足先に個人的に迦絺那衣を捨て、遊行に出発したのであろう。この遊行は釈尊に会ってからまた元の住処に戻って、新たに制定された律の規定などの新しい情報をサンガに知らせなければならないから、かなりの長期の遊行になることもあった。しかし2ヵ月を越える遊行はなかったようであるし、釈尊もそのような遊行は奨励されなかった。

また春の大会に参加して、釈尊に直に教を請う者もあった。このような者は2月中旬頃から釈尊のおられるところを訪問して、教を請うた後自分の住処に還って次の雨安居に入る準備をした。あとに残った比丘たちは、3月末日頃には雨安居を過ごす住処に集まって、精舎の修繕や臥具などの用意をし、雨期に必要な雨浴衣を制作した。もちろん遠くから釈尊に会いにやってきた者のなかには、自分の住処に帰り着くことができず、途中の精舎で雨安居に入るということもあったであろう。各地にある精舎はこのような者を受け入れなければならないようになっていた。あるいはそういう無理をしないで後安居に入る者もあったであろう。

(2012.5.1)